

パブリックコメント募集閲覧用

庁舎外持ち出し厳禁

第3次八頭町総合計画(案) 【前期基本計画】

鳥取県八頭町

令和7年●月

目 次

序章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画期間と構成	
4 八頭町を取り巻く状況	
第1章 計画策定の背景	11
1 時代の潮流	
2 基本方針	
3 第2次八頭町総合計画の総括	
4 町民の意向（住民アンケート結果）	
第2章 基本構想	28
1. 地方創生への取り組み	
2. まちの将来像	
3. 将来像を実現する7つの柱（基本目標）	
4. 主要課題と目指す方向	
5. 政策体系（施策の大綱）	
第3章：前期基本計画	
1. 住民が主役のまちづくり（協働）	39
（1）住民参画社会の推進	
（2）人権尊重のまちづくり	
（3）男女共同参画の推進	
（4）コミュニティ活動の推進	
2. やすらぎといきがいのあるまちづくり（健康・福祉・子育て）	48
（1）健康づくりの推進	
（2）高齢者・障がい者福祉の充実	
（3）地域福祉の推進	
（4）子ども・子育て支援の充実	
3. 安心安全で暮らしを支えるまちづくり（交通・防災）	65
（1）地域情報化の促進	
（2）道路・交通環境の充実	
（3）定住環境の充実	
（4）災害への備えと防犯対策の推進	
4. 環境共生のまちづくり（自然と環境保全）	85
（1）自然環境・景観の保全と活用	
（2）脱炭素社会への移行の推進	

5. 産業と人がつながるまちづくり（産業・観光・雇用）	91
（1）農林水産業の振興	
（2）商工業の振興	
（3）観光の振興	
（4）交流の推進と関係人口の拡大	
6. こころ豊かな人づくり（教育・文化）	106
（1）学校教育の充実	
（2）社会教育の充実	
（3）生涯スポーツの推進	
（4）芸術・文化活動の推進	
（5）文化財の保護・保存	
7. 効率的で効果的な行財政運営	119
（1）健全で効率的な行・財政運営の推進	

参考資料

1. SDGsの17の目標	126
2. 用語解説一覧	128

序 章 計画策定にあたって

1. 総合計画策定の趣旨

八頭町は、平成17年3月に郡家町、船岡町、八東町が合併し誕生しました。

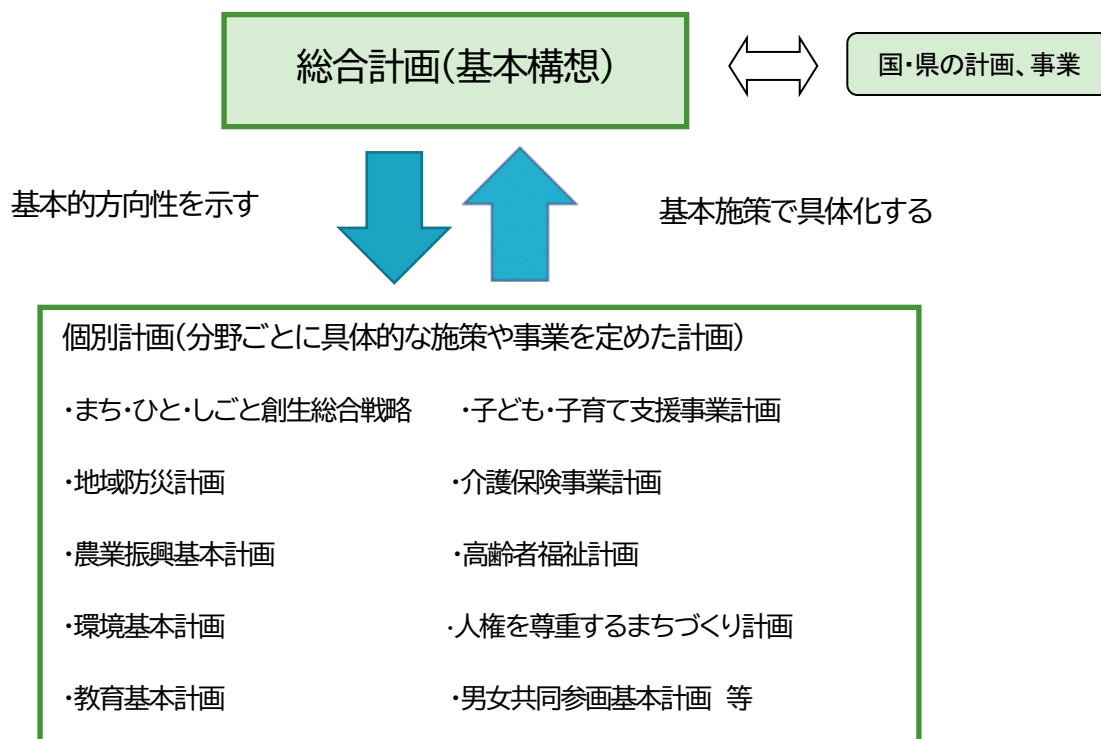
本町では、平成17年12月に策定した「八頭町総合計画」を見直し、平成27年3月に策定した「第2次八頭町総合計画」のもと、まちの将来像を“人が輝き 未来が輝くまち 八頭町”として、それを実現するための基本目標を掲げて様々な施策を展開してきました。

しかし、この間、本格的な人口減少社会の到来、想定を大きく超える少子高齢化の進行、気候変動に伴う豪雨等による自然災害のリスクの高まりなどは、私たちの生活や地域の活力に大きな影響を及ぼしました。「ポストコロナ」の変革や急速なデジタル化は新しい生活様式と私たち自らや社会に対する新たな価値観を生み、私たちを取り巻く社会・経済環境は大きく変化しました。また SDGs（持続可能な開発目標）の目標を十分に踏まえて「誰一人取り残さない」社会の実現に向けたまちづくりに取り組む必要があります。

こうした時代の潮流と町勢の変化を踏まえて、多様化する地域ニーズと複合化する地域課題を的確に把握しつつ、「町の将来の目指すべき姿」を町民と共有して、これまで以上に町民と行政が一体となった行政運営が重要となっています。そのため人口減少及び少子高齢化対策や国・地方を通じてますます厳しくなる財政状況に適切に対応するため、町政運営の指針となる総合的な計画を策定します。本町が将来にわたって持続可能な行政サービスがまちの魅力と活気を維持向上し、地域住民の豊かで安心して暮らすことができるまちを目指し、総合的かつ計画的に進めていきます。

2. 計画の位置づけ

自治基本条例は、町民が主役のまちづくりを実現することを目的に本計画に定められた内容の実現に向けて、住民・議会・行政など、各主体が力を合わせていくための原則、制度や手続き、仕組みを、誰もがわかるようにルール化したものです。この条例の理念に基づき、基本的な構想とこれを具現化する計画を定めるよう、第2次八頭町総合計画を継承する計画として、町民と行政が一緒になって参画と協働によるまちづくりを目指すため、第3次八頭町総合計画を策定します。



3. 計画の期間と構成

(1) 計画期間

基本構想を令和7年度(2025年)から令和16年度(2034年)の10年間とし、基本計画を前期・後期のそれぞれ5か年に分けて設定します。

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度	R14 年度	R15 年度	R16 年度
基本構想	第3次総合計画基本構想(10年)									
基本計画	基本計画(前期:5年)					基本計画(後期:5年)				

（２）構成

i) 基本構想

町民と行政がともに進めていくまちの将来像の基本理念を示すものです。本町が目指す将来像の実現に向けての施策方針と施策体系を示します。

ii) 基本計画

基本構想の実現するための柱となるもので、目指すべき将来像を達成するための施策方針に基づき、主要施策及び指標を示します。

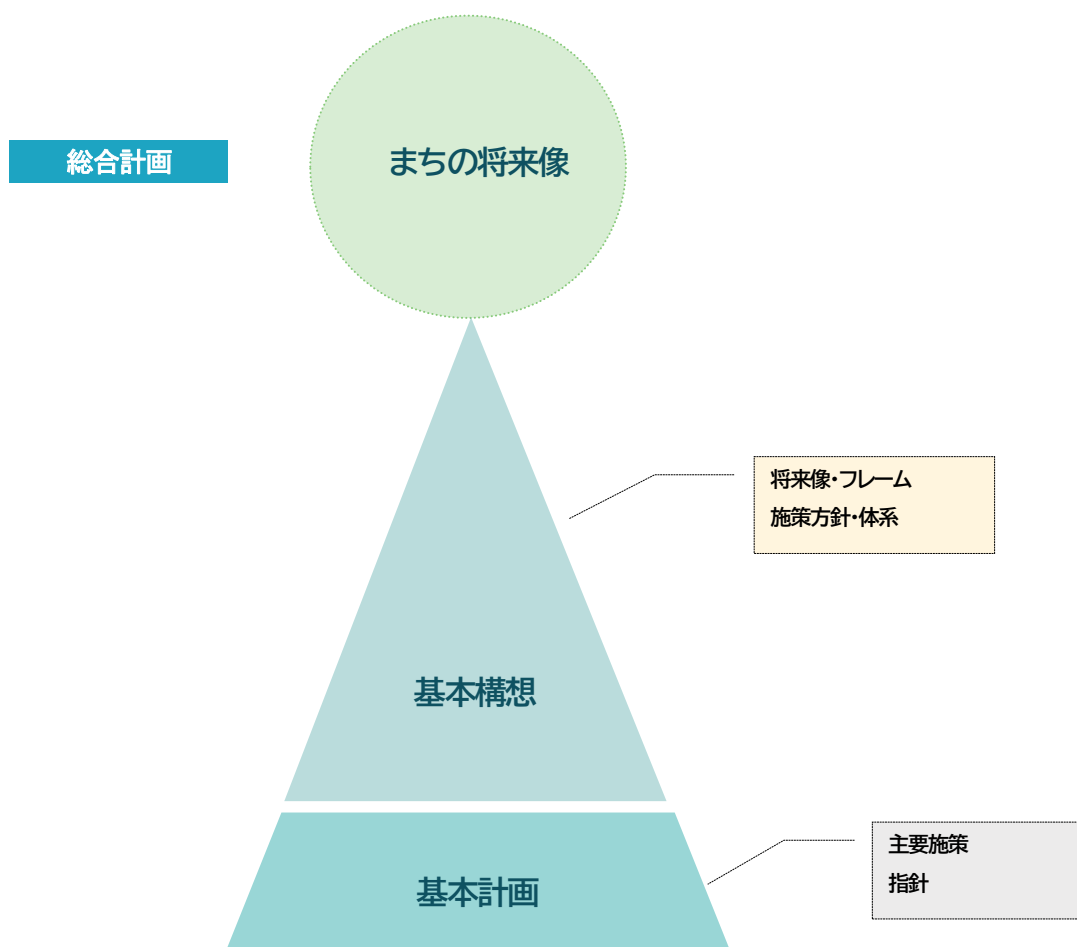


図 本計画の構成

基本構想・基本計画を補完するものとして、特定課題に対応した個別計画等を必要に応じて策定するとともに、基本計画に掲げた施策の目的達成のための具体的な事務事業については、実施計画等を策定し、整理することとします。

第3次八頭町総合計画では、人口減少対策を重点プロジェクトと位置付け、この重要課題に向けたビジョンを策定し、基本計画と連動しながら事業の推進を図ることとします。

4. 八頭町を取り巻く状況

(1) 位置・地勢

本町は、鳥取県の南東部に位置し、東は若桜町、北及び西は鳥取市、南は智頭町にそれぞれ接しています。本町の本庁舎と鳥取県庁とは車で約 20 分という位置です。

町面積は、鳥取県内 19 自治体の中で 6 番目に大きい 206.71 km²、周囲には扇ノ山など 1,000m を超える山々に囲まれており、これらを源流とする大小多数の河川が合流して八東川となり、さらに千代川を経て日本海へ注いでいます。この八東川は、本町を東西に横断する形で蛇行し、その流域には帯状に耕地が開けています。こうした地形を活かして、古くから農林業が盛んで、現在も稲作を中心に梨、柿、りんごなどの果樹栽培も盛んに行われています。

気温は、令和 5 年の智頭町（八頭郡の観測地点）の年間平均気温が 14.0℃、年間降水量は 1,954mm となっています。季節によって寒暖の差が大きく、冬には数十センチの積雪となる地域もあります。

図 本町の位置



(2) 歴史・沿革

本町は、弥生時代の竪穴式住居跡の発見、古墳の分布状況などから、かなり古い時代から開けていたと推定されます。およそ 1300 年前に大宝律令で郡制が定められ、因幡国^{いなばのくに}八上郡^{やかみごおり}（平安時代後期に八上、八東の2郡に分割）に属していました。

戦国時代初期には、現在の八頭町^{きさいち}私都周辺を毛利氏、大伊周辺を伊田氏、日下部周辺を波多野氏が治めていました。関ヶ原の戦いの後、八上郡は池田氏、八東郡は山崎氏の支配下に置かれていましたが、元和3年（1617年）に両氏が江戸幕府に移封され、その後本町は、明治時代初頭まで鳥取藩主池田氏の領国となりました。

明治4年(1871年)7月の廃藩置県によって、本町は鳥取県に属することになり、明治22年(1889年)の町村制度施行に伴い、本町の行政基盤が確立されました。当時、「賀茂村」、「国中村」、「大御門村」、「下私都村」、「中私都村」、「上私都村」（以上現在の郡家地域）、「船岡村」、「隼村」、「伊井田村」、「大江村」（以上現在の船岡地域^{おうさと}）、「逢郷村^{とよね}」、「登米村」、「安部村」、「八東村」、「小畑村」（以上現在の八東地域）の15の村が存在していました。また、明治29年（1896年）の郡制施行により、従来の八上郡、八東郡、智頭郡を統合した八頭郡が誕生し、現在の郡家地域内に郡役所が置かれました。さらに昭和に入ってから、戦後、各村の合併が進み八頭郡は8町村となり、平成17年、旧郡家町、旧船岡町、旧八東町が合併して「八頭町」が誕生し、現在に至っています。

八頭町の沿革

郡・町		年月日	分合形式	廃置分合の郡町村		明治22年当時の郡町村
八頭郡		明治29.4.1	統合	八上郡、八東郡、智頭郡		八上郡、八東郡、智頭郡
八頭町	旧郡家町	昭和32.3.31	町制	郡家町 国中村 大御門村 下私都村 中私都村 上私都村	郡家町 昭和26.4.1町制 国中村 大御門村 下私都村 昭和28.5.5合併	八上郡 賀茂村 八上郡 国中村 八東郡 大御門村 八東郡 下私都村 八東郡 中私都村 八東郡 上私都村
	旧船岡町	昭和27.11.3	町制	船岡村 隼村 大伊村	大正7.4.1合併 大伊村	八上郡 船岡村 八東郡 隼村 八上郡 伊井田村 八上郡 大江村
	旧八東町	昭和34.5.15	町制	丹比村 八頭村 安部村 八東村 昭和31.3.15合併	明治38.5.15合併 丹比村 大正5.4.1合併 八東村 昭和31.3.15合併	八東郡 逢郷村 八東郡 登米村 八東郡 安部村 八東郡 八東村 八東郡 小畑村

資料)鳥取県市町村振興協会「鳥取県市町村要覧」

(3) 人口

昭和 30 年代後半からの高度経済成長に伴い、大都市圏へ若年層が転出していきました。日本経済が成長期から成熟期に移行した後も地方経済の低迷から若年層を中心とする転出超過が止まらず、出生数も年々少なくなっています。

国勢調査による本町人口は、平成 17 年の合併時で 19,434 人でしたが、10 年経過した平成 27 年には約 2,400 人減少し 16,985 人（△12.6%）となりました。その後も減少は続いており、令和 2 年では 15,937 人となっています。

また、国勢調査による 5 年ごとの人口減少率は毎回高まっている傾向にありますが、令和 2 年時には人口減少対策の表れか少し改善しています。

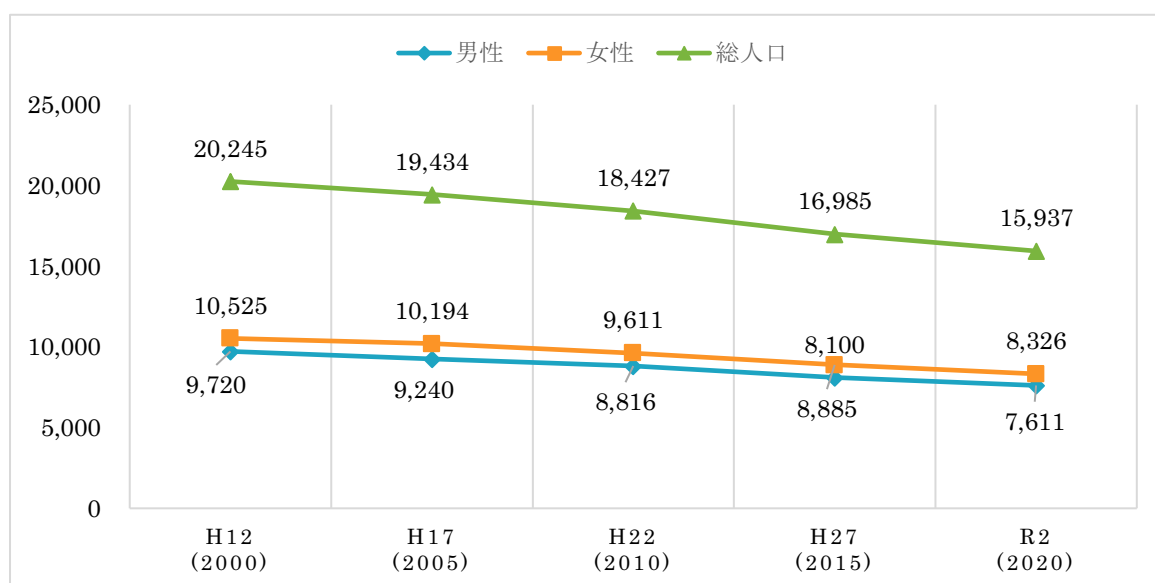
八頭町の人口推移（旧 3 町の合算含む）

単位：人

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
人 口	20,245	19,434	18,427	16,985	15,937
前回国勢調査人数との 人口減少率 (%)	—	-4.0	-5.2	-7.8	-6.2

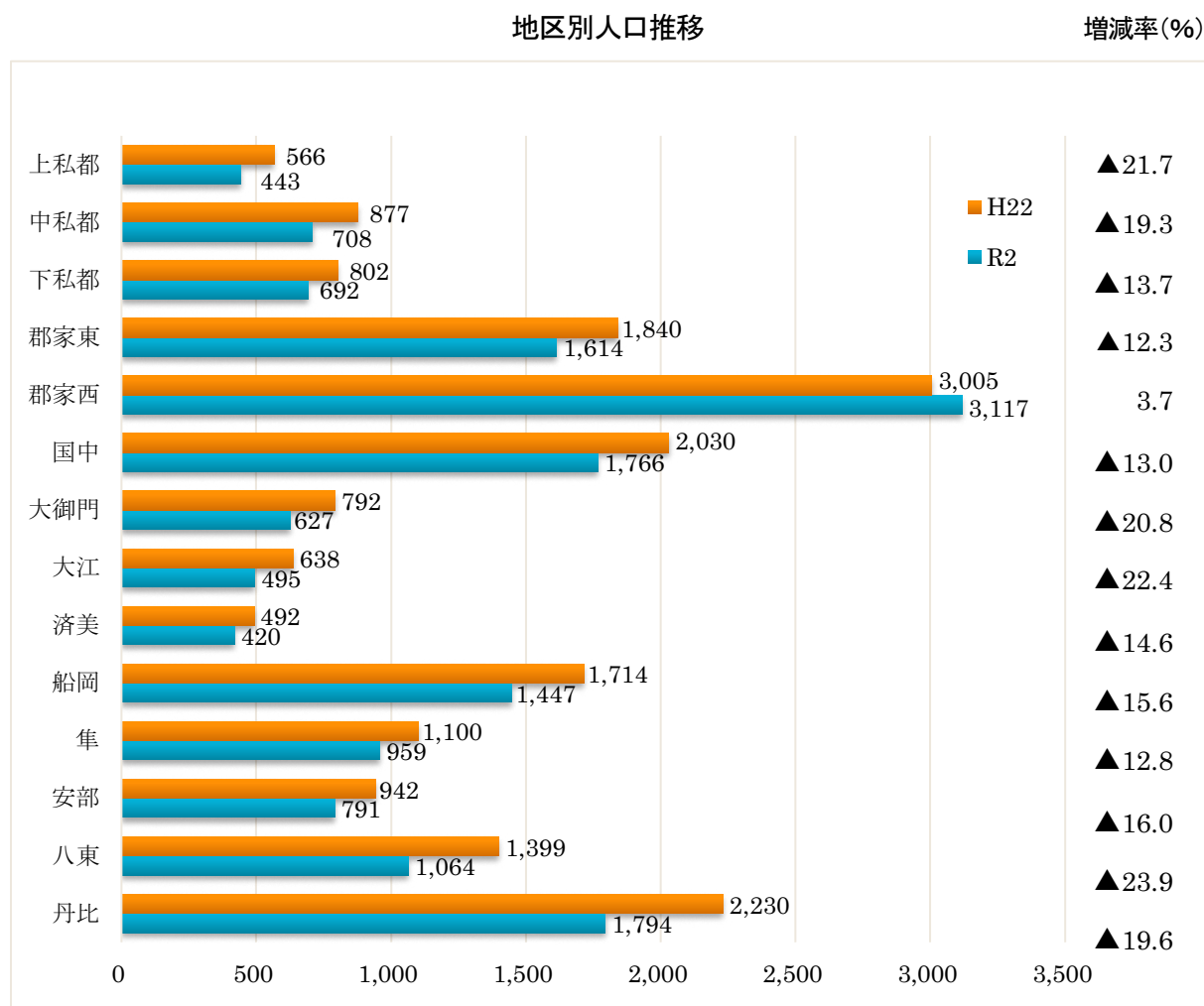
(資料：国勢調査)

男女別人口推移



(資料：国勢調査)

次に、地区別における平成 22 年と令和 2 年の人口を比較してみると、宅地開発が進む郡家西地区を除き、全ての地区がこの 10 年間で減少しています。特に八東地区が 23.9%、大江地区が 22.4%と減少率が高くなっています。



(資料:国勢調査)

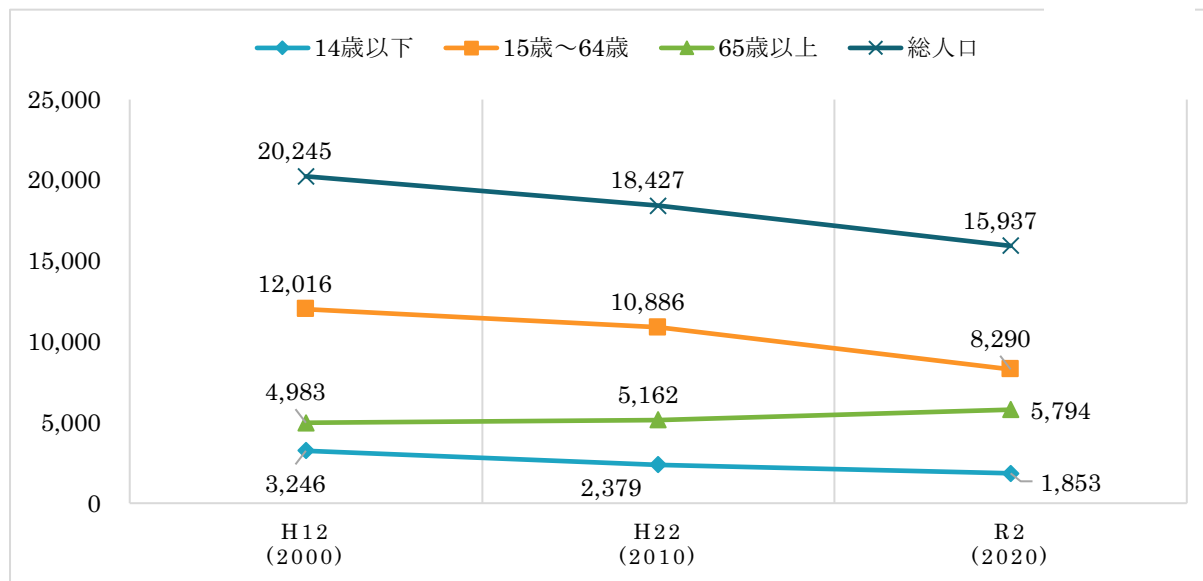
人口構成について、年少人口（14歳以下）、生産人口（15歳～64歳）、老年人口（65歳以上）の年齢別にして、平成 12 年から令和 2 年まで 10 年ごとに人口推移を表したものです。

年少人口と生産人口はともに減少し続け、老年人口が増えてきています。年少人口は平成 12 年は 3,246 人（構成比 16.0%）から令和 2 年は 1,853 人（同 11.6%）で▲4.4%、生産人口においては平成 12 年が 12,016 人（同 59.4%）から令和 2 年は 8,290 人（同 52.0%）で▲7.4%の減少割合となります。

一方で老年人口の平成 12 年は 4,983 人（構成比 24.6%）から令和 2 年は 5,794 人（同 36.4%）で 11.8%増となっています。人口全体としては減少しているものの老年人口の構成比・人口数とも大幅に増加しており、高齢化社会が進行していることがわかります。

八頭町の年齢別人口推移

単位:人



(資料:国勢調査)

(4) 就業構造

就業者総数は、生産年齢人口の減少、急速な高齢化、基幹産業である農業経営の衰退化などの影響により、平成27年に8,934人であったものが、令和2年には8,646人まで減少しています。本町の基幹産業である第1次産業人口は平成22年の1,683人から令和2年には1,296人（約23%減）となり農業人口は減少の一途をたどっていることが分かります。

就業者数（人）、産業別就業人口（人）、及び割合（%）

区 分	平成22年	平成27年	令和2年
就 業 者 数	9,598	8,934	8,646
第1次産業人口	1,683	1,513	1,296
第2次産業人口	2,401	2,108	2,096
第3次産業人口	5,042	5,140	5,254
第1次産業割合	17.5%	17.3%	15.0%
第2次産業割合	25.0%	24.1%	24.2%
第3次産業割合	52.5%	58.7%	60.8%

(資料:国勢調査)

（５）八頭町の財政状況

少子高齢化や近年の社会情勢の影響から、地方の財政は厳しい状況にあります。財政に関する各主要指標について、類似団体や全国・県平均との比較や近年の推移により、八頭町の財政状況と課題を明らかにします。

① 主要財政指標の比較

比較的健全な財政状況

大規模公共事業の計画的な実施と、行財政改革の推進により、現在の水準を維持

令和４年度決算による主要な財政指標をみると、八頭町の財政力指数は 0.23 と全国平均、県平均、類似団体平均を下回っていることから、普通交付税に大きく依存しており財源に余裕がないといえます。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は 89.6%、国との給与水準を比較したラスパイレス指数は 93.0%、地方債（町の借入金）などの負担度を示す実質公債費比率は 9.1%、地方債の償還に充当できる財源がどれだけあるかということも含めた、総合的な指標である将来負担比率は 20.7%と、いずれも平均的な数値であることから、比較的健全な財政状況にありますが、財政構造の弾力性を確保するためには経常経費のさらなる削減に努めなければなりません。

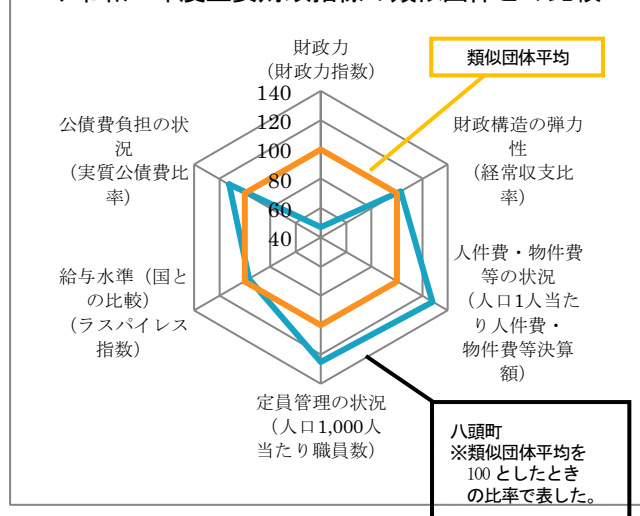
一方で、合併団体である本町は類似団体に比べて保育所数や公共施設数が多いことから、人口１人当たり人件費・物件費等決算額は 257,213 円、人口 1,000 人当たり職員数は 12.41 人と、全国平均、県平均、類似団体平均を上回っています。今後も、公共施設の適正配置や定員管理の適正化を進め、類似団体に近づける必要があります。

現在の水準を維持しながら、計画的な事業実施により、財政の健全性を強化していくことが求められています。

◆令和４年度の主要財政指標の全国平均、
鳥取県平均、類似団体平均との比較

主要財政指標	八頭町	全国平均	鳥取県平均	類似団体平均
財政力（財政力指数）	0.23	0.49	0.31	0.49
財政構造の弾力性（経常収支比率）	89.6%	92.2%	89.1%	87.0%
人件費・物件費等の状況（人口１人当たり人件費・物件費等決算額）	257,213 円	160,081 円	178,699 円	200,916 円
定員管理の状況（人口 1,000 人当たり職員数）	12.41 人	8.25 人	8.15 人	9.92 人
公債費負担の状況（実質公債費比率）	9.1%	5.5%	8.9%	8.1%
将来負担の状況（将来負担比率）	20.7%	8.8%	35.1%	0.0%

◆令和４年度主要財政指標の類似団体との比較

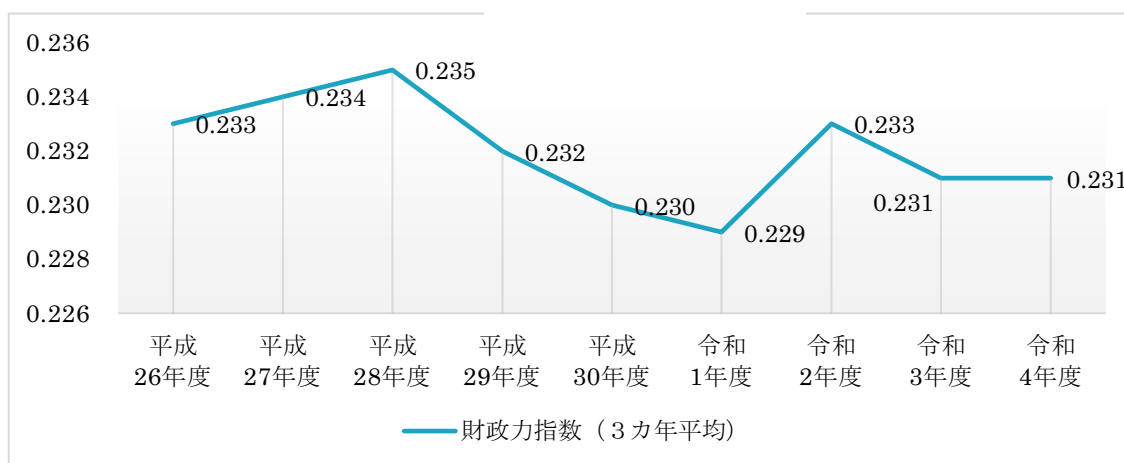


② 財政力指数の推移

財政力指数は低い水準で推移 財政基盤の強化を目指す

財政力指数の近年の推移をみると、低い水準で横ばいの傾向にあり、財政基盤の改善を図る必要があります。しかしながら、少子高齢化や経済の不安定が続いている状況から、今後も町財政への深刻な影響が予想されるため、歳出の抑制や新たな歳入の確保に努め、財政基盤の強化を図らなければなりません。

◆財政指標の推移

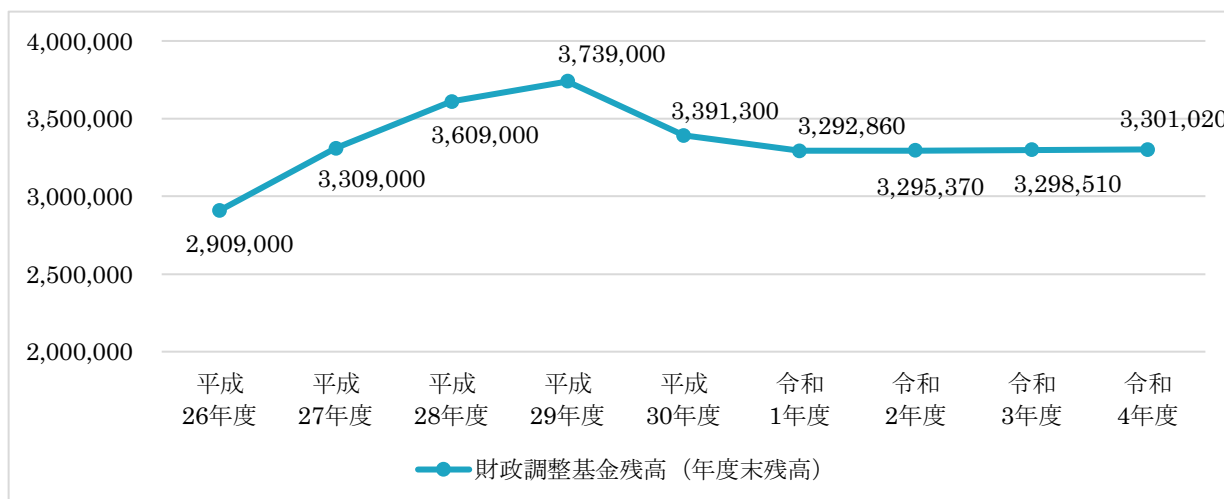


③ 財政調整基金残高の推移

財政調整基金残高は現在的水準を維持 引き続き安定的な運用を目指す

財政調整基金残高の近年の推移は、平成27年度に30億円を超え、令和5年度末には33億円余りとなりました。

財政調整基金は、災害などによる予期しない多額の出費や、年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てているもので、本町では10億円～30億円程度で維持することを基本に、引き続き適切な管理と安定的な運用を目指す必要があります。



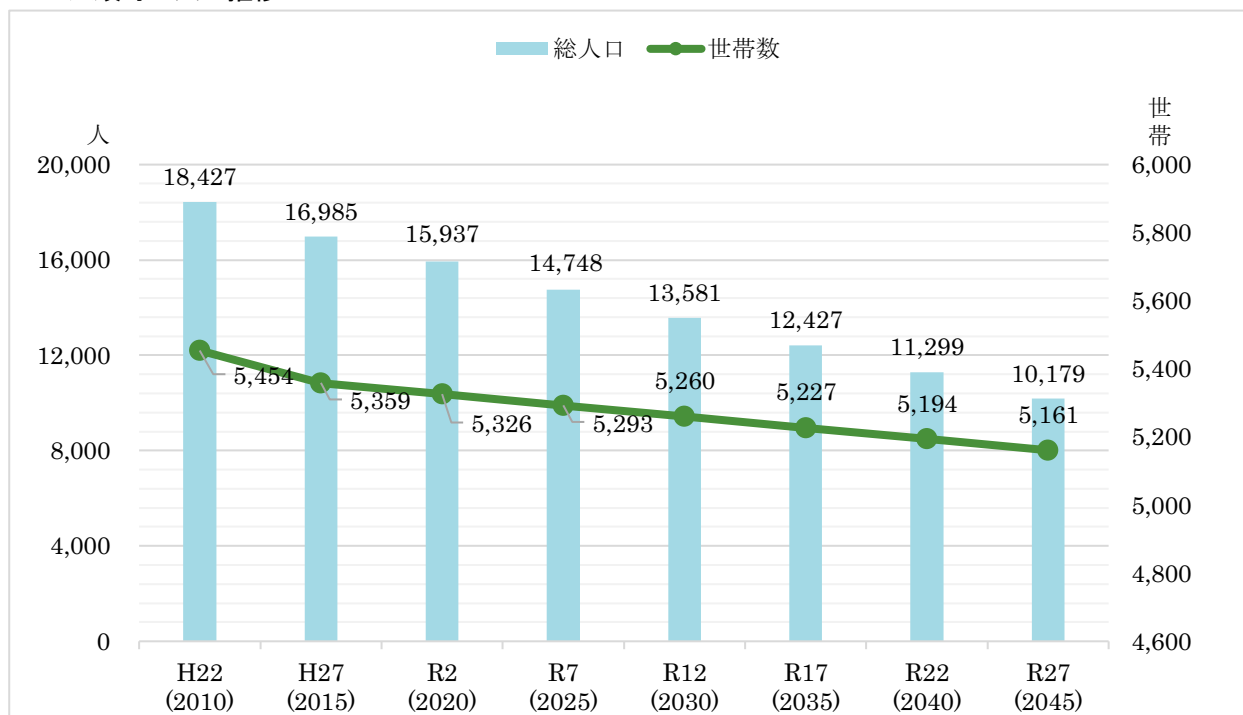
第1章 計画策定の背景

1. 時代の潮流

(1) 本格的な人口減少の到来

戦後以降、鳥取県の人口は令和5年4月に初の53万人台に減少しました（令和6年4月現在532,899人）。県政課題の「もっとも解決してほしい鳥取県の課題は」との問いに対して「人口減・少子高齢化対策」（31%）が最も多く選ばれ、地域の持続可能性に強い危機感があることが示されました。本町の人口は、1985年頃から減少に転じて以降、減少傾向が続き、R2国勢調査の結果をもとにした推計から今後も人口減少は進んでいくことが分かります。また世帯数については、ほぼ横ばいとなっていることから核家族化や単身化が進行しているものと推測され、本格的な人口減少社会を迎えていると言えます。

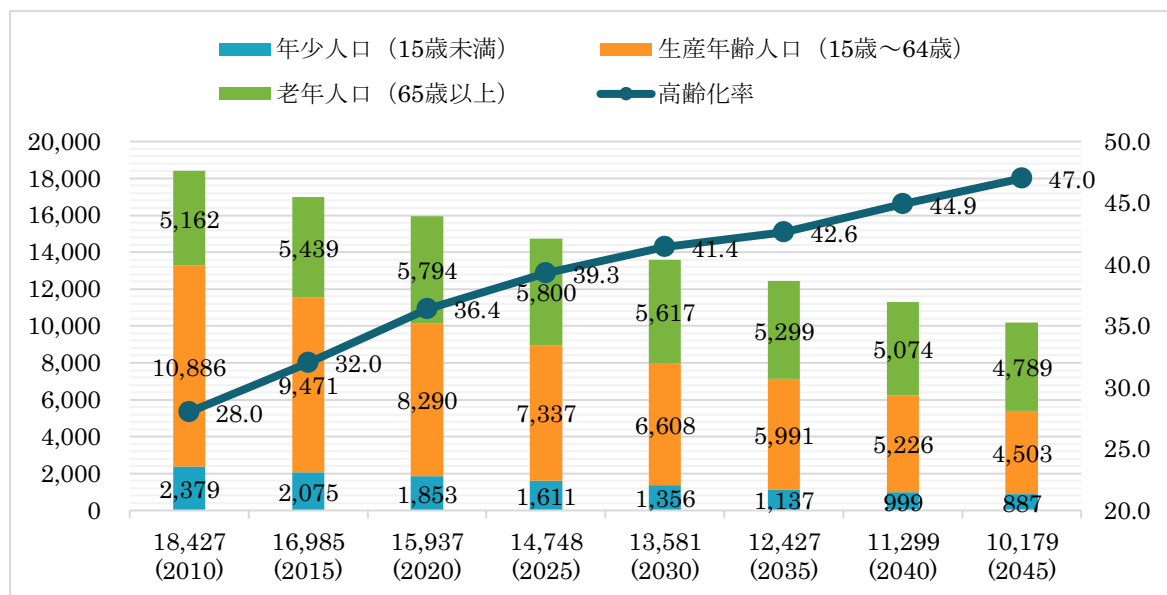
■八頭町の人口推移



実績値（H22～R2：国勢調査）

推計値（R7～R27 国立社会保障・人口問題研究所資料による町独自推計）

また、総人口に占める高齢者（65歳以上）の割合は、2015年（平成27年）には32%でしたが、2035年（令和17年）には40%を超えて高齢化率は42.6%になると見込まれ、さらに第2次ベビーブーム世代が65歳を迎える2040年（令和22年）には44.9%となる推計となっています。

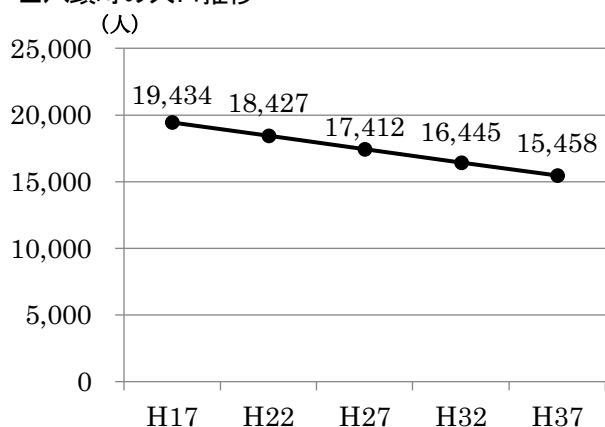


実績値 (H22～R2 : 国勢調査)
推計値 (R7～R27 国立社会保障・人口問題研究所資料による町独自推計)

人口減少・少子高齢化により特に生産年齢人口（15歳～64歳）の減少は地域の活力低下や豊かさの維持確保の困難、サービス供給の縮小につながります。2010年（平成22年）時点では、高齢者1人を2人で支える構図であった人口は2020年（令和2年）時点で1.4人となり、20年後の2040年（令和22年）には1人で1人の高齢者を支える肩車式に変化します。さらには高齢化がピークを迎えると言われる2045年には生産年齢人口と老年人口が逆転してしまう状態となる見通しです。働き手の中心を担う年齢層が大幅に減ると、地域の産業や医療・介護などの福祉の人材不足がより進行していくことが懸念されるほかに交通・物流の維持が困難になってくると、地域経済の縮小につながるとともに、年金、医療、介護等、高齢者福祉サービスの需要増大と全世代にわたる費用負担の増加、これらを支える地方公共団体の財政状況の悪化など多方面にわたる課題を生みます。

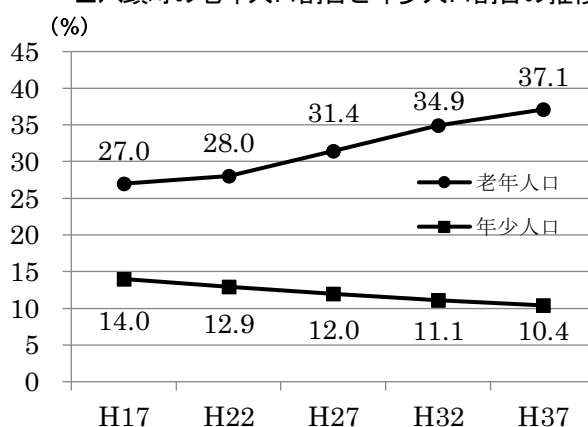
本町においても、合併年の平成17年の国勢調査人口は19,434人でしたが、令和2年には15,937人と減少の一途をたどっています。今後も上昇し続ける高齢化率と減少する生産年齢人口の割合が反比していくなかで、少子対策の強化と人口が減っても地域で幸せに住み続けられる持続可能なまちづくりが求められています。

■八頭町の人口推移



実績値 (H17～H22 : 国勢調査) 推計値 (国立社会保障・人口問題研究所)

■八頭町の老年人口割合と年少人口割合の推移

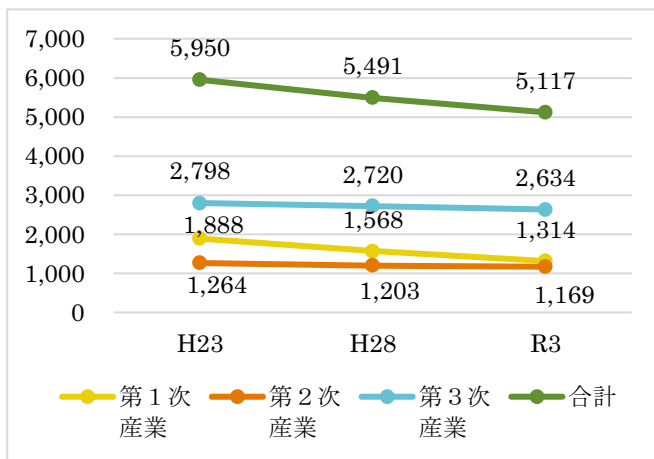


（２）農林業、商工業の衰退と後継者不足

八頭町は、全体が中山間地域に属し、多くの集落が点在しており、古くから農林業を主たる産業として、稲作を中心に梨、柿などの果樹栽培も行われるなど、集落ごとのまとまりをもって地域が維持されてきました。

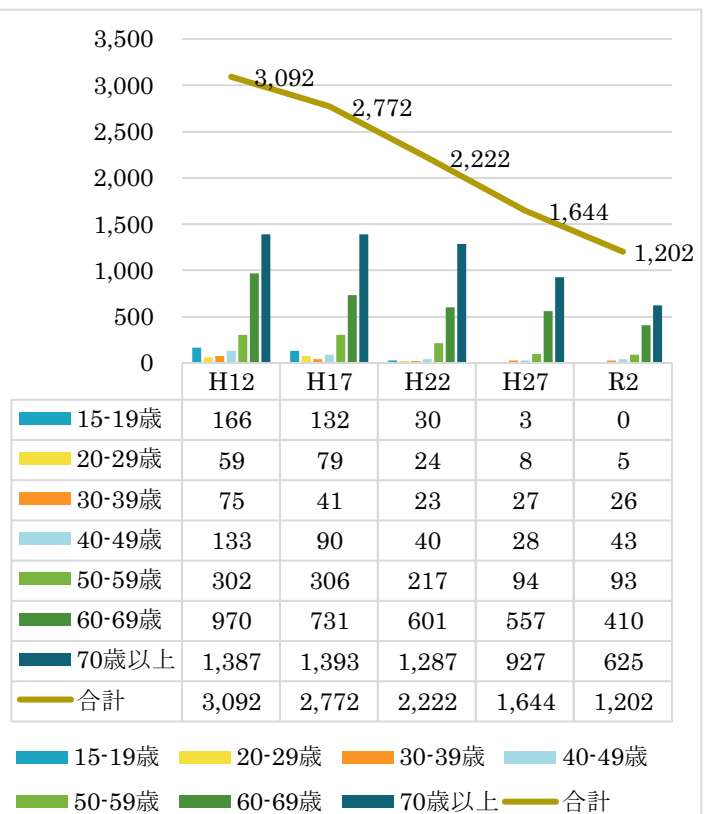
本町における農業を取り巻く状況は、農業従事者の減少や高齢化による担い手不足、農業所得の減少、耕作放棄地や鳥獣被害の増加など極めて深刻な課題が山積しています。町内就業者の全体数は、人口減少に伴って減少傾向にあります。特に第１次産業に関していえば、2011年（平成23年）の1,888人から2021年（令和3年）には1,314人でこの10年間で3割（574人）減少しています。また、就業者全体に占める第１次産業の割合は、2011年の31.7%から2021年には25.7%へ低下しています。

■八頭町の産業別就業者の推移



（資料：経済センサス）

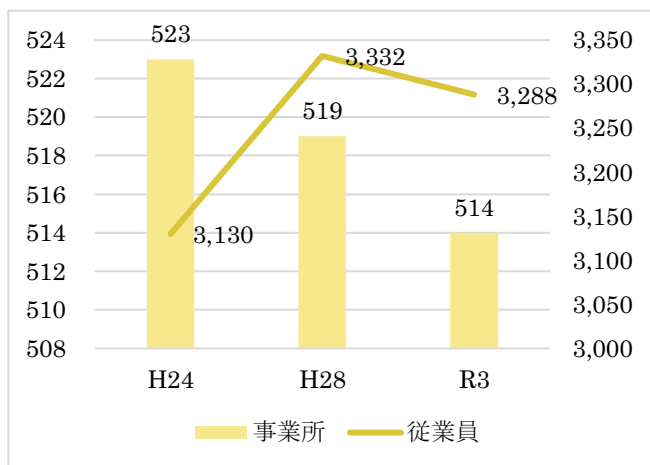
■八頭町の年齢別農業就業人口の推移



（資料：農林業センサス）

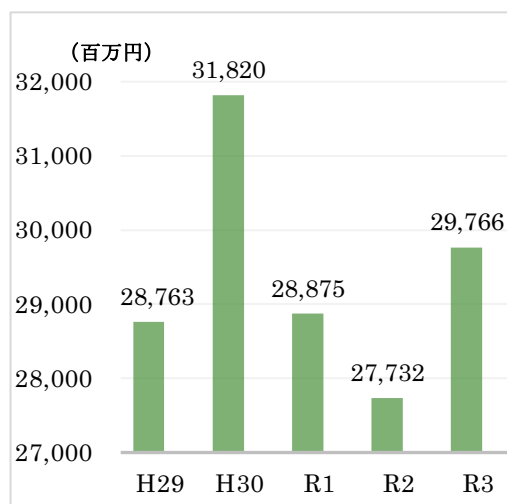
商工業については、従来からの小型商店により形成された商店街は事業主の高齢化や後継者不足、また近隣での大型商業施設の進出など商業経済の変化により衰退し、2012年（平成24年）の523事業所から2021年（令和3年）には514事業所と、町内の事業所数は減ってきています。こうした空き店舗、遊休施設を活用した企業進出、若者などの起業支援による地域の雇用の場創出と確保で関係人口の拡大につなげる取り組みが必要となっています。

■八頭町の事業所数及び従業員数の推移



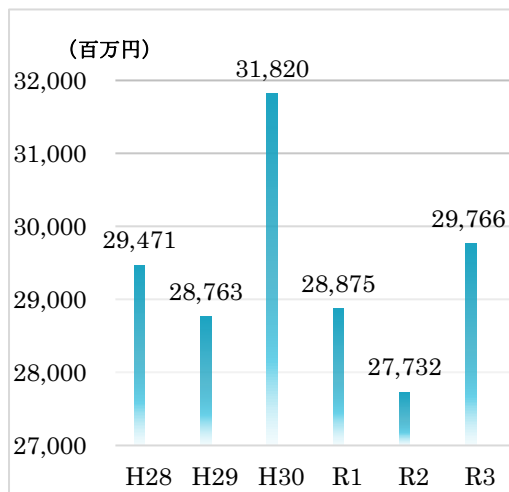
出典 経済センサス

■八頭町の法人町民税額の推移



出典 八頭町税務課

■八頭町の総生産の推移



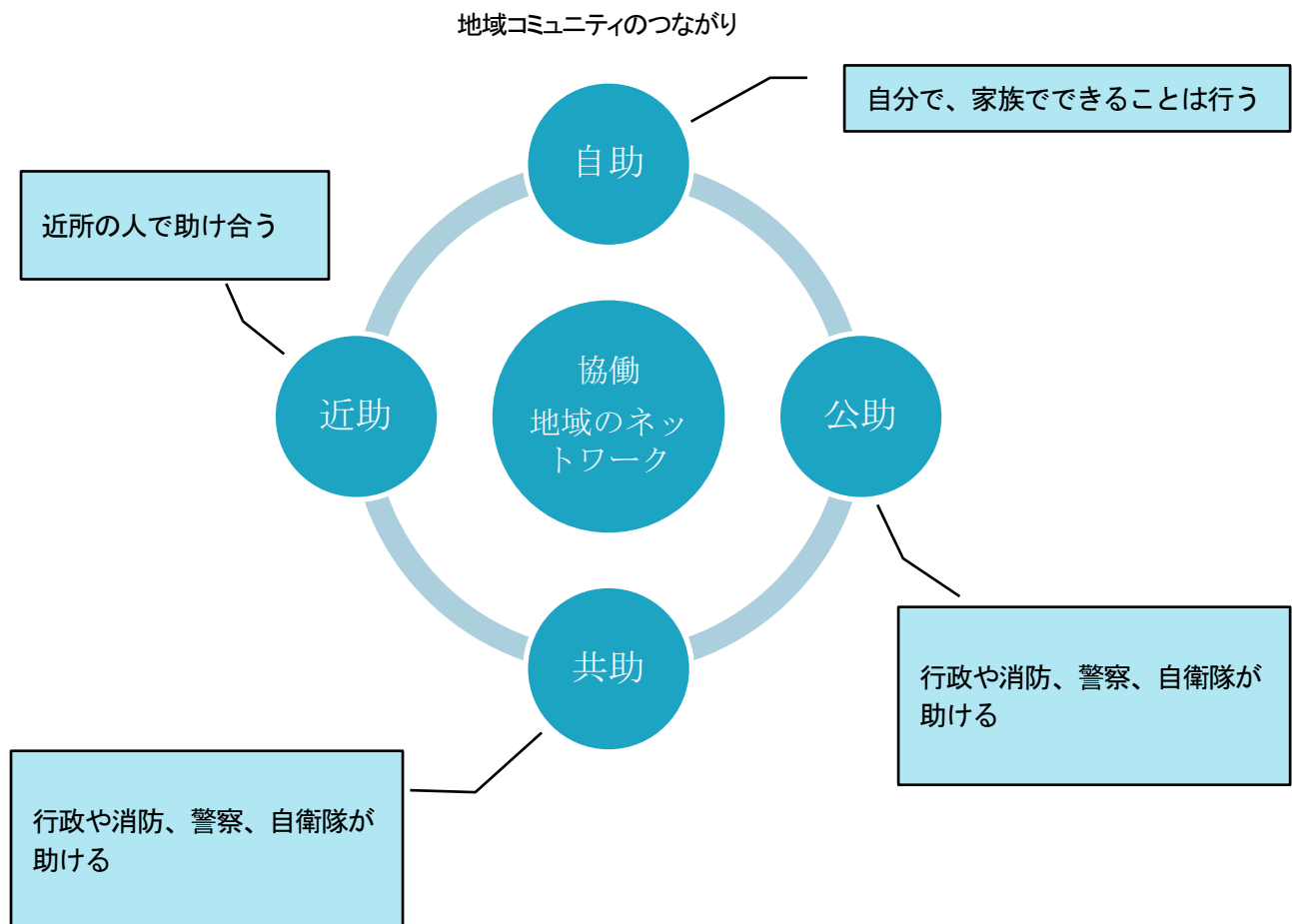
出典 鳥取県市町村内総生産

（３）自然災害などによる防災対策の強化

地球の気候は様々な要因により変動しており、特に地球温暖化の進行は世界共通の問題として深刻化しています。近年、猛暑日など記録的な高温や「ゲリラ豪雨」呼ばれる降雨、雨雲がほぼ同じ場所に停滞し続け、強い局地的な降雨をもたらす「線状降水帯」、河川氾濫や高潮の組み合わせによる洪水をはじめとした複合的な極端現象の発生確率を高めていると指摘されており、気候変動に伴う自然の脅威が増してきています。こうしたなかで洪水や土砂災害など自然災害への防災・減災対策が重要となっています。

本町においても、平成 17 年に合併してから台風や大雨警報による河川増水のため避難勧告を発令するなどの対応を行っています。令和 5 年台風 7 号はかつてない甚大な被害をもたらし、町では初めてとなる警戒レベル 5「緊急安全確保」を被災地域に発令し避難命令を行いました。

また、本町では、9 月 1 日を「防災の日」と定め、各集落で防災訓練を実施していますが、令和 5 年台風 7 号で人的被害が生じなかったのは、日頃の住民同士のつながりや地域の関係づくりが迅速な助け合いの行動につながったものと考えます。もしもの時に備え災害時における初期活動の重要性の認識と防災意識の高揚、地域の防災力の向上をさらに推し進めていく必要があります。



（４）デジタル社会への対応

「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」
(2020 年 12 月 25 日閣議決定) では、デジタル社会の目指すビジョンとして「デジタル活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げています。2021 年 9 月には社会のデジタル化を推進するデジタル庁が国で発足しました。



引用 デジタル庁

本町では、国の交付金事業を活用し平成 22 年に光ケーブル網の整備に取り組み、インターネット通信環境の確保、防災無線、CATV 等情報インフラの整備により住民生活の利便性の向上を図ってきました。また、進展する人口減少に伴い、交通、買物、医療、集落機能の低下など社会的課題が深刻度を増しています。住民がそれぞれのライフスタイルやニーズに合ったゆとりと安心のある心豊かな暮らしを営むためには、情報通信技術（ICT）の飛躍的な発展による新たなデジタル技術の利活用が必要とされています。様々な分野にデジタルの力を積極的に活用できれば、地域に仕事がつくられ、人の流れを生み、結婚・出産・子育てしやすい環境の構築、魅力的な地域づくりにつながることを期待されます。

（５）厳しい財政状況への対応

今後、庁舎移転の課題や公共施設の老朽化対策の大規模改修により財政状況が逼迫することが見込まれます。また少子高齢化の進展により人口減少が進行していく一方で、地域を支える現役世代の縮小が予想され、町税等の自主財源の確保が困難となってくることが懸念されます。新たな生活様式と複雑化、多様化する住民ニーズや価値観に的確に対応するために、健全な財政基盤を維持しながら、行政の政策形成能力を高めるとともに、住民と行政の役割分担と協働が重要となっています。活力ある地域社会を形成しつつ、町民、各種団体、事業者と行政が果たすべき役割を明確化し、それぞれが自立するとともに、これまで以上に協働によるまちづくりを進めることが求められています。

人口が縮小しても持続可能で健全な財政運営のため、限りある人材、財源、資源を最善に有効活用し、これからはコンパクトな自治体運営が必要となります。業務には AI や RPA などのデジタル技術を導入し、自治体 DX の推進による業務の効率化に取り組むとともに、質の高い住民サービスを継続して提供できる仕組みづくりを目指します。

本町においても、地方分権構造への転換など地方の行財政を取り巻く環境が大きく変動する中で、健全な行財政基盤の確立が課題であることから、「基金積み立ての推進」「補助金の終期設定」「人件費削減」などに取り組んできましたが、今後とも行財政改革への取り組みを強化する必要があります。また、活力ある個性豊かな地域社会を形成しつつ、町民、各種団体、事業者と行政が果たすべき役割を明確化し、それぞれが自立するとともに、これまで以上に協働によるまちづくりを進めることが求められています。

2. 基本方針

「第3次八頭町総合計画・基本構想」において、まちの将来像に掲げる「未来をつなぐ八頭の力 みんなで創る活力あるまち」の実現を図るため、まちづくりの基礎となる7つの基本目標をもとに、八頭町ならではの特徴・特色を踏まえ、「強み」を伸ばし、引き続き、地域住民との協働により主要施策を実施することとします。

また、SDGsの理念に基づき、地域住民がその地域で将来にわたって安心安全で心豊かに住み続けられるよう、また、定住人口の減少を可能な限り食い止めるとともに、たとえ人口が減少しても持続可能な地域社会を形成するため、引き続き実効性のある取り組みを続けていきます。



本町の取り組みがSDGsの目指す目標の達成に資するものを、前期基本計画の基本施策別に上記のアイコンで表示し、目標とすることとします。

3. 第2次八頭町総合計画の総括

八頭町が誕生してから 20 年が経過しました。八頭町では、これまでまちの将来像を「人が輝き 未来が輝くまち 八頭町」として、「住民が主役のまちづくり」「やすらぎといきがいのあるまちづくり」「安心安全な暮らしづくり」「環境共生のまちづくり」「活力ある産業づくり」「こころ豊かな人づくり」「効果的で効率的な行財政運営」の 7 つをまちづくりの基本理念として、人口減少が進んでいく状況のなか持続可能な八頭町を実現するため、地方創生事業を大きな柱にさまざまな事業を展開してまいりました。

この間、最初の 5 年間を前期基本計画、後の 5 年間を後期基本計画期間として、それぞれの事業計画に盛り込まれていた施策を着実に実施してまいりました。

第 2 次八頭町総合計画に盛り込まれた 263 事業の中で、着手または完了することができたのは 241 事業と、約 92%が事業実施できており、概ね計画に沿ったまちづくりが展開できたのではないかと考えております。

特にハード事業では、廃校を活用した隼 Lab.、郡家駅構内に観光拠点「ぷらっとぴあ・やず」の整備、あーとふる八頭の誕生、保育所の統合による新たな保育施設の整備とその跡地を活用した福祉活動拠点の整備、小学校の耐震工事、雨水排水対策などの事業を実施しました。

ソフト事業では、人権を尊重するまちづくり基本計画の策定や地域福祉推進計画が基となっているまちづくり委員会の設置推進、多様な保育サービスの提供や家庭への経済的負担の軽減、人権を尊重する取り組みや子育てしやすい環境を整備するなど、思いやりあふれるまちづくりに向けて大きな成果をあげられたのではないかと感じております。

しかしながら、我が国を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化しています。世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大は、医療現場や経済活動への甚大な影響だけではなく、新しい生活様式や価値観の広がり、自然環境に対する意識の高まり等、多方面に影響し、様々な変化をもたらしました。

コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、少子高齢化のますますの進展や本格的な人口減少社会の到来、デジタル社会への IT 環境の変化と DX（デジタルトランスフォーメーション）の加速化、豪雨や地球温暖化による防災・災害対策、環境に配慮したエネルギー施策、SDGs への取り組み、また中間山地特有の物流、交通問題と買物・医療環境の確保といった地域の課題への対応、厳しい経済・財政状況など様々な分野で急激な変化が目まぐるしく進んでいます。

このように変革する時代において、時代の潮流に適応するため第 3 次総合計画では、町の将来像を「未来をつなぐ 八頭の力 みんなで創る活力あるまち」として、恵まれた豊かな自然環境を活かし、一人ひとりの人権が尊重され、活力とふれあいの広がるまちづくりを実践し、八頭町に生まれ住んで良かったと誇りの持てる、魅力のあるまちづくりを目指していくことが求められています。

4. 町民の意向(住民アンケート結果)

計画策定にあたり、まちづくりに対する町民意識を把握するため、20歳から70歳までの町民 2,000 人を対象にアンケート調査 (R5) を実施しました。前回調査 (R1) との比較をしながら、この結果の主な点について掲載し、町民の意向を明らかにします。

(1)「八頭町の印象」について

[総括]

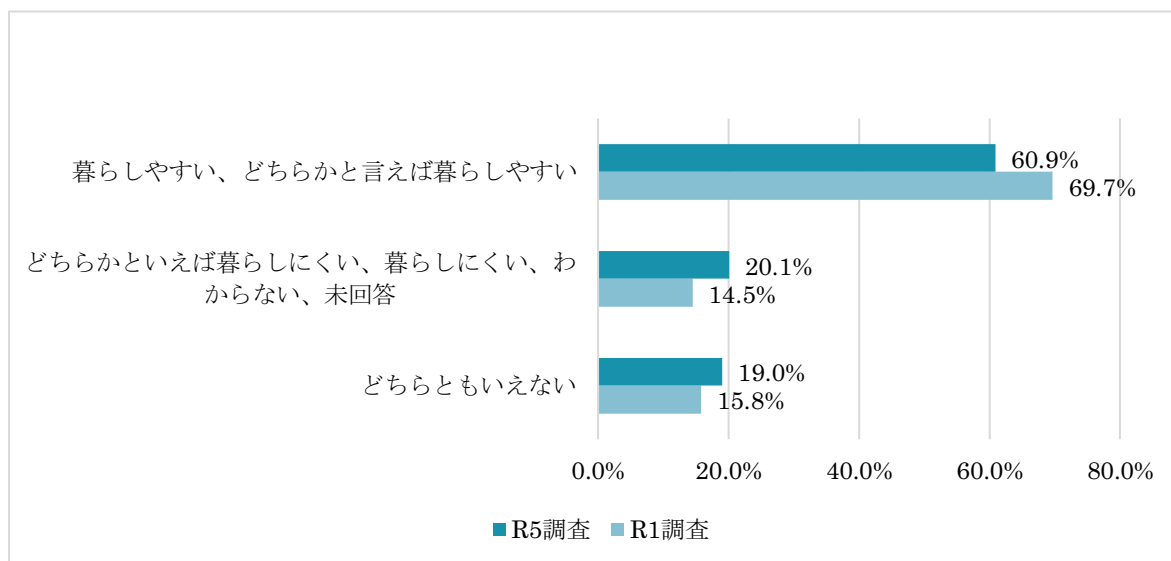
○前回と変わらず「自然環境」「人間関係」「治安」を評価し、「暮らしやすい」「住み続けたい」と感じている人が大多数を占める一方、「買い物・生活の便」「交通の便」の懸念から、「暮らしにくい」「町外に転居したい」とする人も一定数存在しています。

○R1 調査との比較から、八頭町に「(できれば) 住み続けたい」との回答は約 8 % 減少 (約 63%) しており、人口減少が進むなか人口が町外に流出しないためにもいかにして町内に留めさせられるのか、住み続けたく思うような安全で安心な魅力のあるまちづくりが課題としてあります。

○20～30 代の若者世代が求める「住み続けたい」まちづくりは「自然環境」「治安」「子育て支援」のよさをあげていることから、これらのニーズに応えられる施策を重視し、さらに充実させていく必要があることが推察されます。

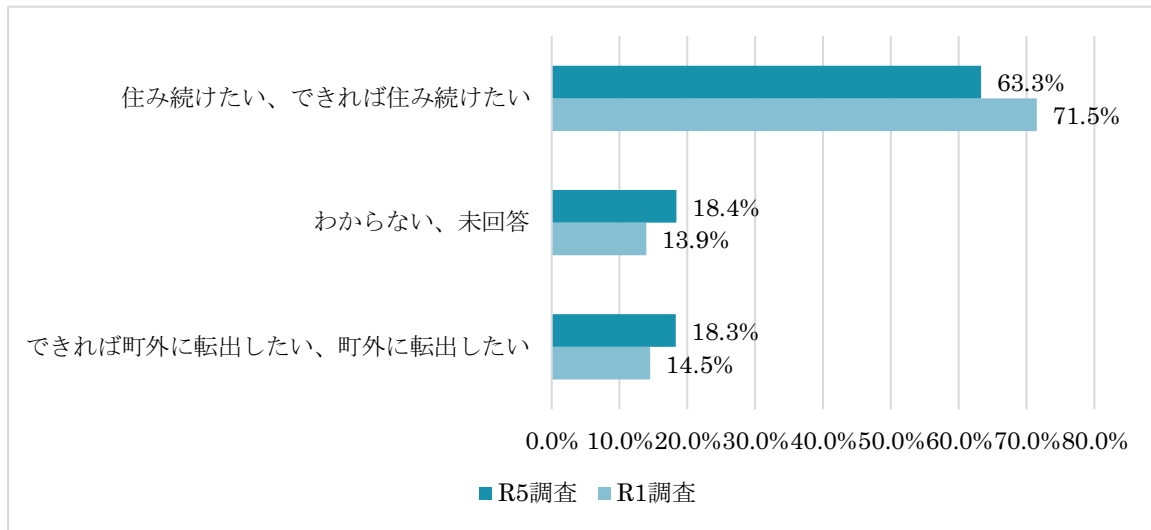
(問) 八頭町を暮らしやすいまちだと思いますか。

●回答者の約 60% の方は、八頭町は暮らしやすいまちと答えられており、概ね居住に適したまちと評価しています。



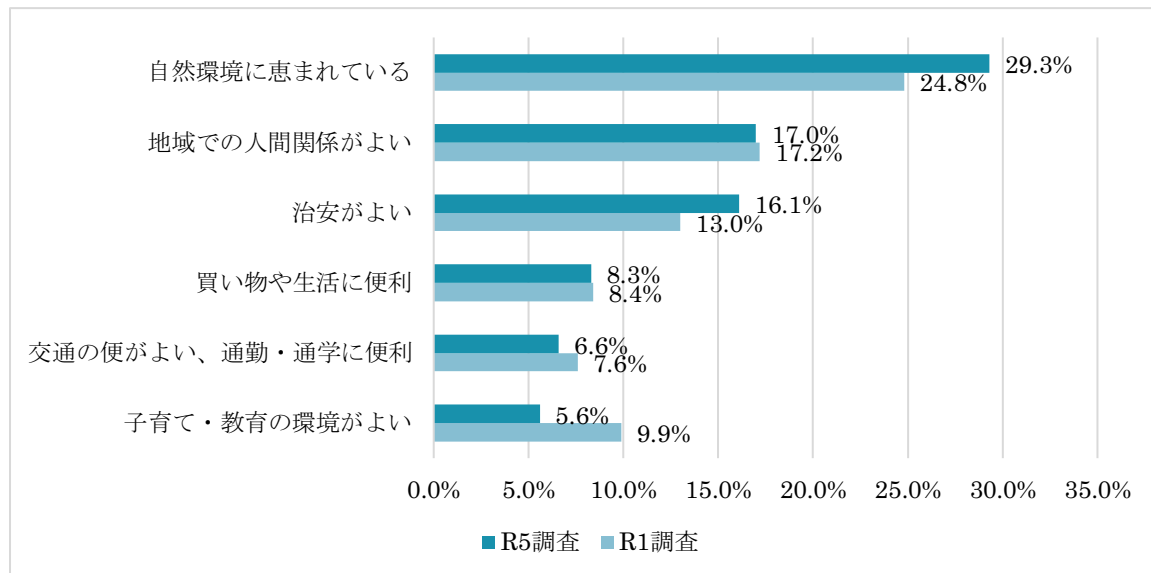
(問) 八頭町にこれからも住みたいと思いますか。

●住みたい・できれば住みたい方は 63.3%という結果となっており、転居したい方 18.3%を大きく上まわっています。



(問) 住みたい理由は？

●住みたい人の主な理由は「自然環境に恵まれている」「地域での人間関係がよい」「治安がよい」が前回調査と変わらず上位を占めています。



(2)「第2次八頭町総合計画・後期基本計画」に対する評価について

○八頭町の印象については、回答者の約6割の方が暮らしやすいと答えているが、今後も八頭町に住み続けたいか？との問いには、住み続けたいと回答された方が約63%で、町外への転居希望者は18%を超えています。

八頭町に住み続けたい理由の一番は前回調査と同様に「自然環境に恵まれている」が約29%で、2番目は「地域での人間関係がよい」の17%でした。

アンケートの数値から、八頭町は自然恵まれ比較的住みやすいところだが、近年の商店街やスーパーの閉店に伴って居住地域周辺に商店が無いなどの不便さ、勤労・就学等の生活実態にあわせて交通手段・遠距離による不便さが、居住に対する不満となって表れているようです。

○現状評価（満足度）では、「子育て環境の充実」が24.6%と前回調査と比べて△11.8%減り前回満足度で上位2番目から4番目となりました。施策の重要度では2番目の66.1%と子育て環境施策を求められていることが推察されます。上位の「健康づくりの推進」「学校教育の充実」も施策の重要度では6割を越えており、より一層の行政施策の検討・実施が望まれていると推察されます。

○不満度は、「道路・交通環境の充実」が前回と同様に最も高く28.6%で、今後の重要性においても69.2%と最も高い数値で道路・交通施策は急務になっているものと伺えます。

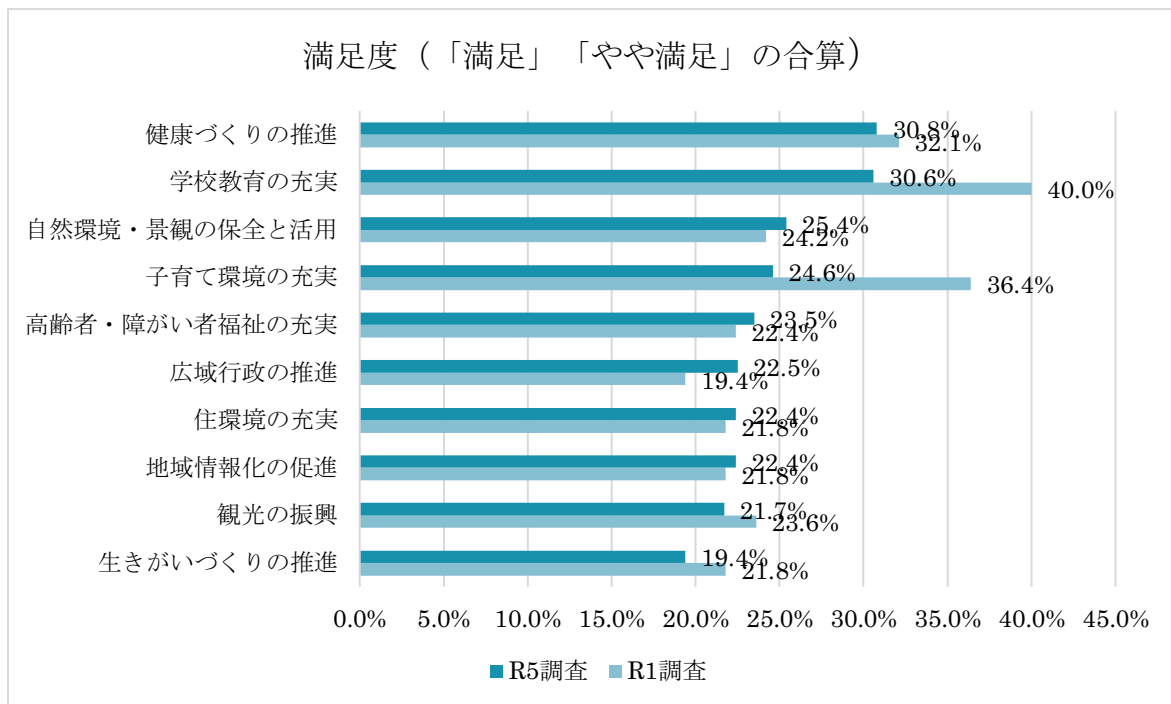
○施策別の重要度は、「道路・交通環境の充実」「子育て環境の充実」「高齢者・障がい者福祉の充実」上位を占めているが前回調査との比較では、全体的に数字は下がっているものの上位8項目で6割以上の数字から重要視されている。地域課題を的確に把握し、ニーズにあった行政施策の検討・実施が期待されています。

○八頭町の将来像については、「通勤・通学や買い物に便利で生活しやすい、住環境が整ったまち」「子どもを安心して育てられる、教育や子育て環境が充実したまち」「産業がさかんで、働く場がたくさんあるまち」に多くの回答が寄せられて、雇用、住環境の充実と安心して子育てができる環境が整ったまちづくりを望まれているようです。

ア. 基本施策別の満足度

- 「健康づくりの推進」「学校教育の充実」が上位を占めるものの、「学校教育の充実」施策に対する満足度は前回調査と比べて低下しています。
「健康づくりの推進」は、健康意識の高まりと、医療体制の充実に対する期待の表れではないかと推察されます。
- 「子育て環境の充実」の満足度の低下は、放課後児童クラブが利用できない、多様な保育サービスの提供が不足しているものと推察されます。
- 「自然環境・景観の保全と活用」「高齢者・障がい者福祉の充実」「広域行政の推進」の満足度が前回調査と比べ向上しています。
「広域行政の推進」では、可燃物処理施設「リンピアいなば」の稼働開始、因幡・但馬麒麟のまち圏域での取組み等が評価されていると推察されます。
- 「住環境の充実」「地域情報の促進」は前回調査より向上しています。
- 「観光の振興」では、観光資源の活用やSNSを利用した情報発信の物足りなさが否めないと推察されます。

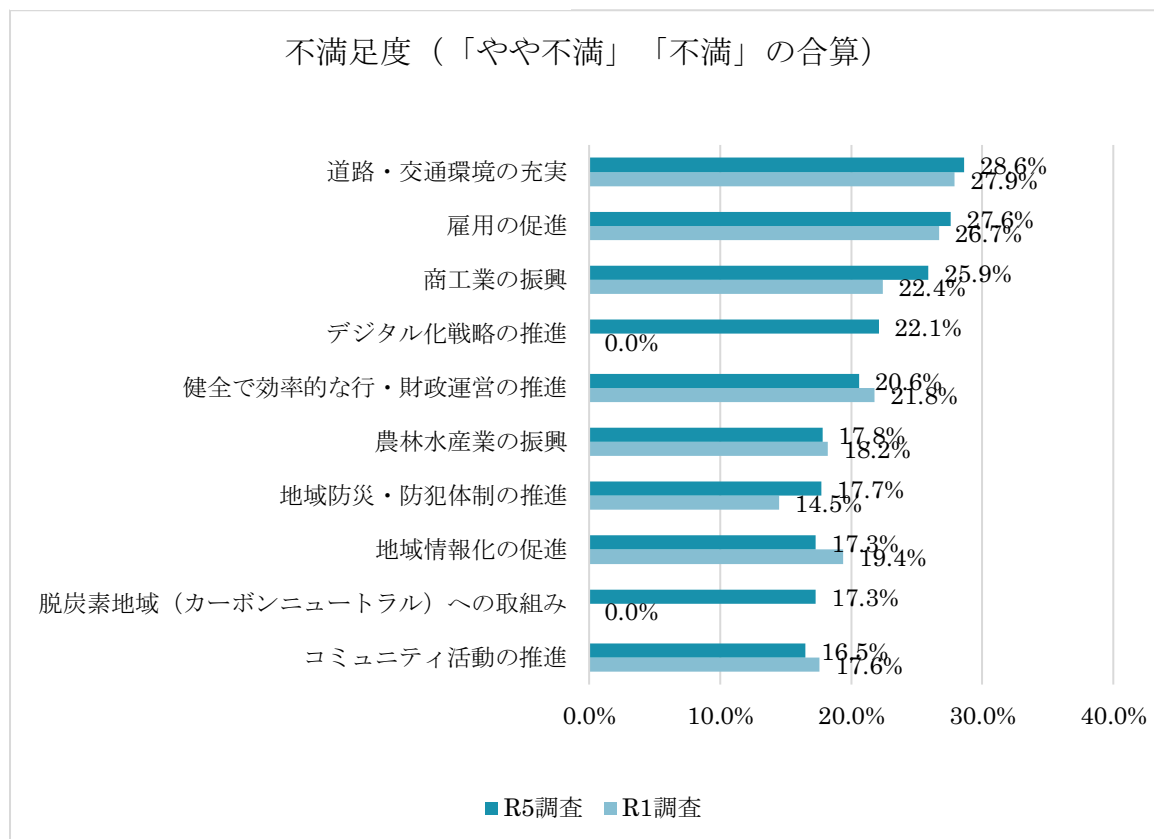
■基本施策別の満足度（上位10項目）



イ. 基本施策別の不満足度

- 前回調査と同様に「道路・交通環境の充実」「雇用の促進」への不満足度が上位を占めていますが、次位の「商工業の振興」への不満足度が高くなっています。
国道 29 号の渋滞緩和対策、町営バスの運行、タクシー利用助成に対する期待の表れと推察されます。「商工業の振興」は空き店舗の増加と雇用にもつながる企業誘致、支援を望んでいるものと考えられます。
- 新たな項目で「デジタル化戦略の推進」は不満足度で 4 番目となりました。
キャッシュレス化やマイナンバーカードの個人情報管理への不安の表れと推察されます。

■基本施策別の不満足度（上位 10 項目）

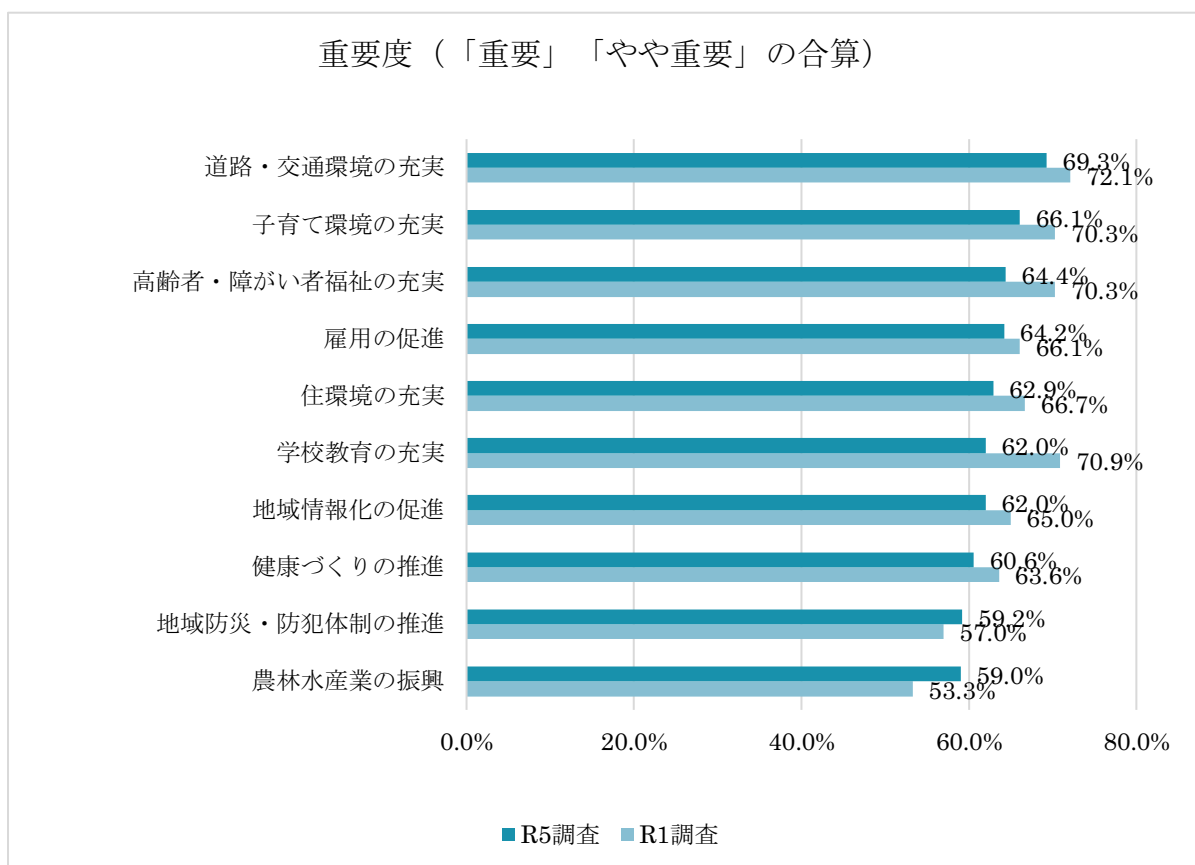


ウ. 基本施策別の重要度

○「道路・交通環境の充実」「子育て環境の充実」「高齢者・障がい者福祉の充実」上位を占め重要度の割合は高いものの、前回調査時と比べて数値は少しずつ低下しています。また「学校教育の充実」が前回 70.9%から今回 62.0%と約 8 %減少しているのは大きな変化です。一方で重要度が目立って突出している項目はなく、全体的にどれも重要な施策と捉えられていると推察できます。

○今後の重要性において、「重要」「やや重要」の合算で高い数値が得られた施策は、「道路・交通環境の充実」が約 69.3%、「子育て環境の充実」が約 66.1%、「高齢者・障がい者福祉の充実」は約 64.4%、「雇用の促進」は約 64.2%と高く、交通環境施策に利便性向上と子育て施策の充実に望んでいるという結果となりました。

■基本施策別の重要度（上位 10 項目）



(3)「人口減少対策」「八頭町の将来像」について

○人口減少に伴う課題

- ・「高齢者の孤立化」最も多く、続いて「買い物弱者」「空き家の増加」、「税収減少」といった回答が多い結果となりました。
- ・特に「買い物弱者」は前回調査より増加しており、近年の地域における買い物環境が変化してきていることが伺えます。

○人口減少の歯止め対策

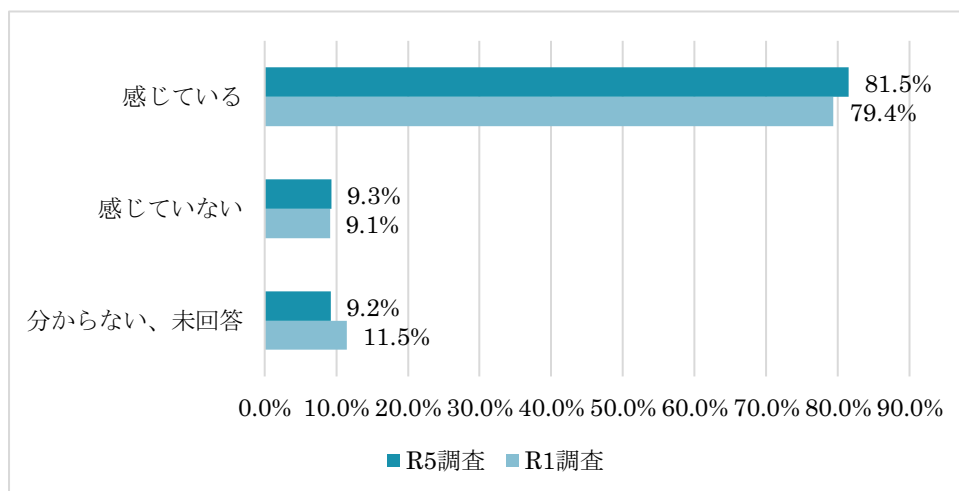
- ・「雇用環境の整備」が最も多く、続いて「子育て支援」、「商業機能の充実」、「地域交通の整備」、「医療サービスの充実」といった回答が多い結果となりました。
- ・中でも、「商業機能の充実」「医療サービスの充実」は前回調査より増加しており、これらに関する施策ニーズが高まってきていることが言えます。

○まちの発展に何を望むのか

- ・「通勤・通学や買い物に便利で生活しやすい、住環境の整ったまち」「子どもを安心して育てられる、教育や子育て環境が充実したまち」が上位を占めました。勤労世代や子育て世代が基本のまちづくりを望まれているようです。
- ・また、近年の自然災害の発生・事件などの影響もあり、「防犯・防災・救急体制などが充実した、安全・安心なまち」のニーズが高まっていると考えられます。

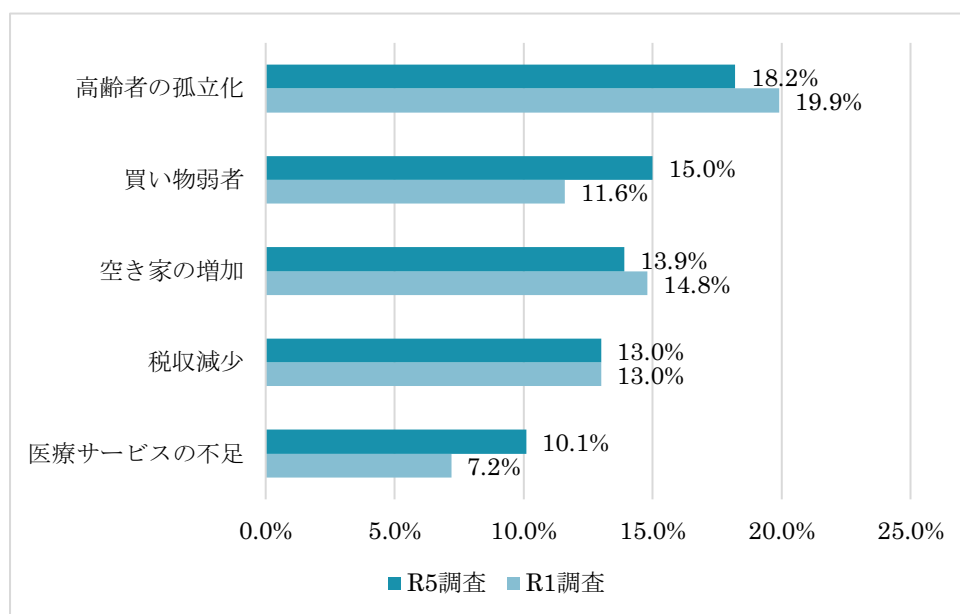
(問) 人口減少が進む中で、まちの将来に不安はありますか。

- 回答者の80%越の方が、人口減少に対して、まちの将来に不安を感じています。



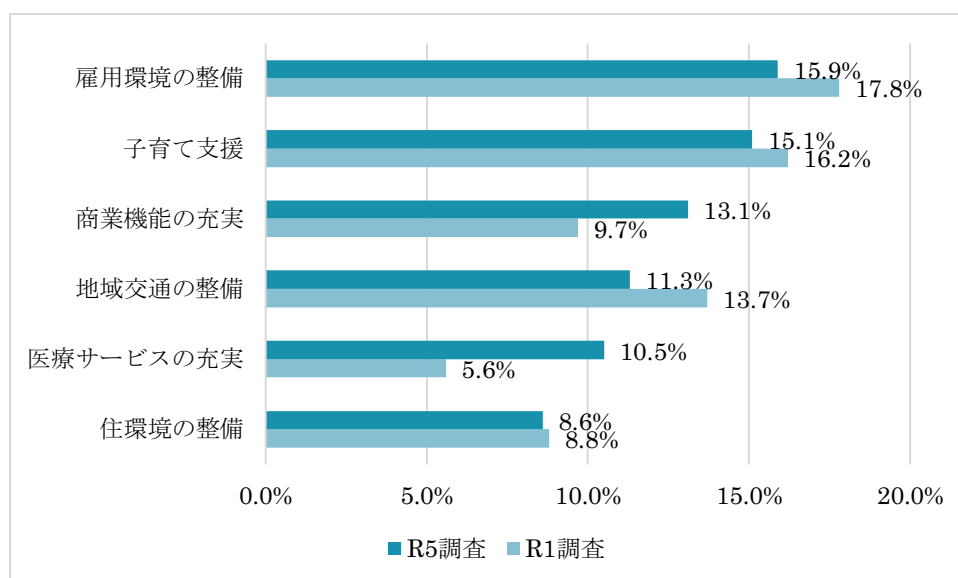
(問) 人口減少に伴う課題はどのようなものがありますか。

- 「高齢者の孤独化」「買い物弱者」「空き家の増加」「税収減少」という回答が多く寄せられています。



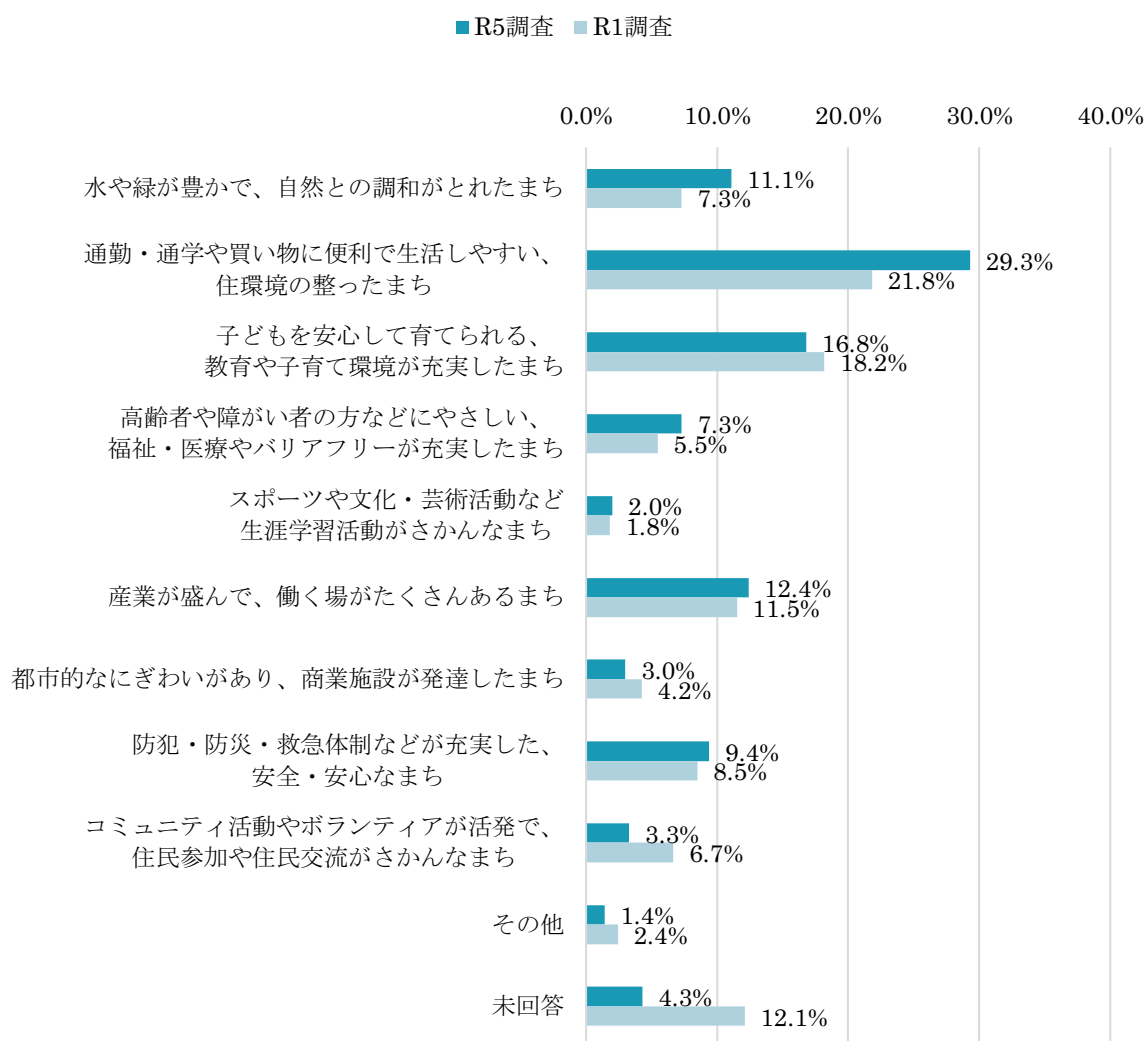
(問) 人口減少対策には、どんなことが必要だと思いますか。

- 「雇用環境の整備」「子育て支援」「商業機能の充実」などに多くの期待が寄せられており、安定した働き場所の確保と安心できる生活環境の確保が望まれています。



(問) 八頭町が将来どのようなまちに発展することを望んでいますか。

- 前回調査にも増して「通勤・通学や買い物に便利で生活しやすい、住環境の整ったまち」が最上位となりました。次に「子育て」「働く場」と続きます。雇用、住環境の充実と安心して子育てができる環境が整ったまちづくりを望まれています。



第2章 基本構想

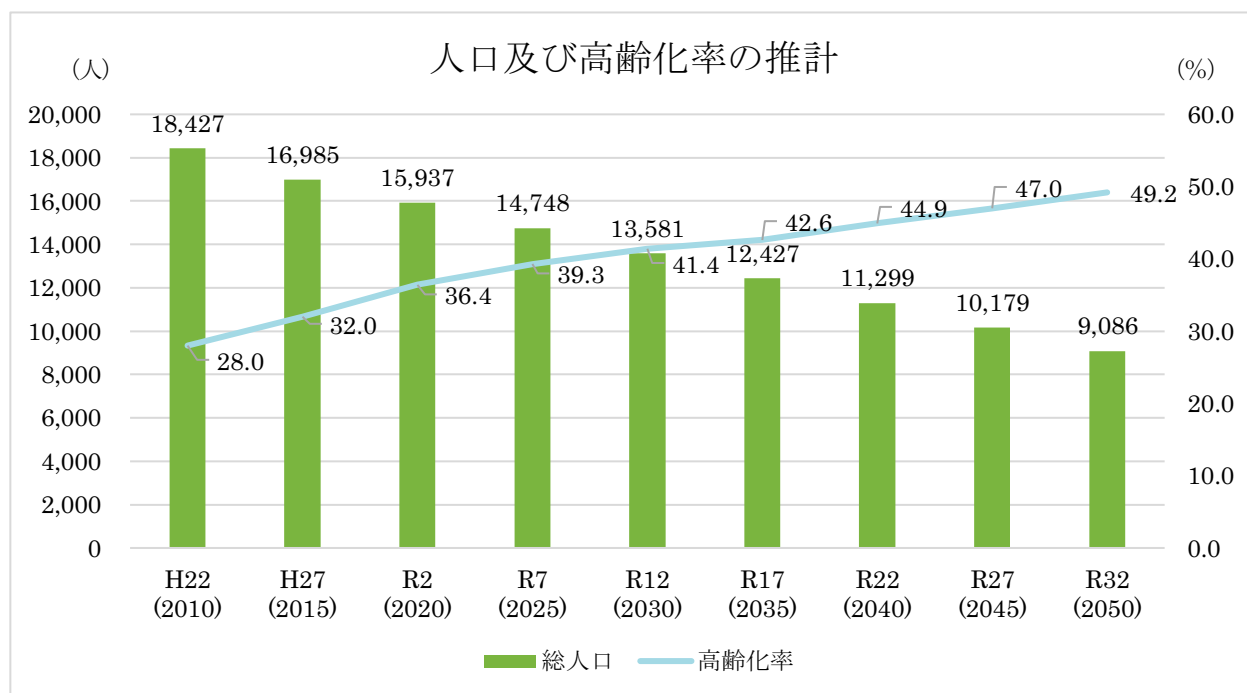
1. 地方創生への取り組み

我が国における晩婚化・少子化の進展と東京一極集中による地方から首都圏への若年層を中心とした人口流出等の影響により、八頭町の人口減少は着実に進み、令和2年国勢調査で八頭町の人口は15,937人から30年後の令和32年には9,086人に減少し、高齢化率は49.2%になるものと推計されています。令和6年4月、民間組織「人口戦略会議」が将来的に「消滅の可能性がある」とみなした全国の744市町村を公表しました。これは、2020年から2050年までの30年間で、20歳から39歳までの女性人口が半数以下になるとの推計によるもので、八頭町も該当自治体に入っており「消滅」とは人口減少が進み自治体運営が機能しなくなる状況を表しています。

国では、急速な人口減少に対応するため、「まち・ひと・しごと創生法」などの法案を制定し、50年後に1億人の人口を維持するとした「長期ビジョン」と、5年間の「総合戦略」を平成26年12月に策定し、地方創生への取り組みを本格化させました。

その後、進展するデジタル技術の活用を盛り込んだ「デジタル田園都市国家構想」が令和5年12月に閣議決定され、地方の課題解決と魅力向上のための取組が進められてきたところです。

このような国等の動きを踏まえつつ八頭町としても、人口減少を緩やかにし、町の将来像である「未来をつなぐ 八頭の力 みんなで創る活力あるまち」を目指して、本総合計画を基礎としながら、「八頭町人口ビジョン」を改定するとともに、新たな「八頭町総合戦略」を策定し、地方創生をさらに推進していくことが求められています。



※実績値(H22～R2):国勢調査

※推計値(R7～R32):国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年4月推計)」

※高齢化率:65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合

2. まちの将来像

未来をつなぐ 八頭の力 みんなで創る活力あるまち

未来をつなぐ

私たちは、八頭町の自然や文化、人と人との絆を古くから大切にしてきました。

これからもその特性を活かし、次世代に引き継ぐための取組や、持続可能な地域づくりに向け、地域の歴史や文化を大切にしながら、教育や子育て支援を充実させ、若者が定住しやすい環境を整備します。また、地域内外との連携を深め、情報発信や交流の場を設けることで、八頭町の魅力を広く伝え、訪れる人々とのつながりを強化し、未来へとつなげていきます。

八頭の力

豊かな自然環境や、地域資源そして地域住民のもつ郷土愛は「八頭の力」、大きな財産です。地域の様々な活動を通じ、住民の知恵や力を結束し、地域の絆を深めます。また、農業や観光業などの地場産業を支援し、地域ブランドの確立を目指すとともに、地域の特性を活かした新たなビジネスモデルの創出や、地元企業との連携による雇用創出に取り組み、「八頭の力」を最大限活かしたまちづくりを進めます。

みんなで創る

八頭町の未来は、地域住民一人ひとりが人権を尊重し、多様性を認め合い参加と協力を行うことにより築かれます。地域の課題解決に向けて、住民が主体的に意見を出し合い、共に考える場を設けます。ワークショップや行政懇談会等などを通じて、多様な意見を尊重しながら、アイデアを共有し、地域づくりに取り組み、八頭町の今と未来を創造していきます。

活力あるまち

その先にある未来の八頭町は、人が生き生きと暮らし、働き、学ぶことができる環境が整ったまちです。新たな産業の育成や雇用機会の創出に努め、地域経済の活性化を図るとともに、公共交通機関の充実やインフラ整備を進め、住民が快適に生活できる基盤を整えます。さらに、健康づくりや福祉の充実を図り、誰もが安心して豊かに暮らし、活躍でき、新しい出会いと価値の創造を実現できる活力あるまちづくりに取り組みます。

3. 将来を実現する7つの柱(基本目標)

まちの将来像「未来をつなぐ 八頭の力 みんなで創る活力あるまち」を実現するための、7つの柱を基本目標として位置づけ、それぞれに目的（目指す状態）と目標実現のための手段（基本施策）を設定します。

(1) 住民が主役のまちづくり（協働）

町民が行政等と連携し、主体的な活動を行うことによって持続可能なまちづくりができる

町民一人ひとりが主体的にまちづくりに参画できるよう、行政等と町民との連携を深め、協働により自立した地域運営の仕組みを構築し、活気あふれる持続可能なまちを築きます。

基本施策

- 住民参画社会の推進
- 人権尊重のまちづくり
- 男女共同参画の推進
- コミュニティ活動の推進

(2) やすらぎといきがいのあるまちづくり（健康、福祉、子育て）

町民が、生活に安らぎを感じ、健康であり続け、生きがいを持って暮らすことができる

子どもや高齢者、障がいのある人など、まちで生活する人誰もが日々の生活に安らぎを感じ、心身ともに健康で、日々を楽しくいきいきと過ごせるまちづくりを推進します。

基本施策

- 健康づくりの推進
- 高齢者・障がい者福祉の充実
- 地域福祉の推進
- 子ども・子育て支援の充実

(3) 安全安心で暮らしを支えるまちづくり（交通、防災）

町民が、便利で快適な環境のもと、安全に安心して暮らすことができる

安定した地域情報の提供、生活の基盤となる道路等の整備や災害に強いまちづくりなど、町民が安全で安心して暮らせる環境づくりを積極的に推進します。

基本施策

- 地域情報化の促進
- 道路・交通環境の充実
- 定住環境の整備
- 災害への備えと防犯対策の推進

(4) 環境共生のまちづくり（自然、環境保全）

限りある資源に配慮した循環型社会の構築と自然との共生によるやさしいまちとなる

環境教育の推進により、再生可能エネルギーの利用などに関する住民意識を高め、地球温暖化防止や資源の有効活用、ごみの減量化など環境問題に積極的に取り組み、町民が快適に暮らせるまちを目指します。

基本施策

- 自然環境・景観の保全と活用
- 脱炭素社会への移行の推進

(5) 産業と人がつながるまちづくり（産業、観光、雇用）

地域の産業が活性化し、人が訪れ、賑わいのあるまちとなる

まちの活力である農林業の活性化、地域資源を活用した観光の推進、積極的な企業誘致等により雇用の促進を図り、地域経済を豊かに活性化します。

基本施策

- 農林水産業の振興
- 商工業の振興
- 観光の振興
- 交流の推進と関係人口の拡大

(6) こころ豊かな人づくり（教育、文化）

子どもから高齢者まで、誰もが生涯にわたって学び、いきいきと暮らすことができる

次世代を担う子どもたちの豊かな心と優れた知性、生きる力を育むとともに、幅広い世代の住民一人ひとりが生涯学び続け、チャレンジし続けられるまちづくりを進めます。

基本施策

- 学校教育の充実
- 社会教育の充実
- 生涯スポーツの推進
- 芸術・文化活動の推進
- 文化財の保護・保存

(7) 効率的で効果的な行財政運営

行政がまちづくりの課題等に対して効果的かつ的確に対応できる

健全な財政運営と町民に信頼される町政運営を基本に、多様化する行政需要やまちづくりの課題に効果的かつ的確に対応できるよう効率的な自治体運営を進めるとともに町民参画によるまちづくりを推進していきます。

基本施策

- 健全で効率的な行・財政運営

4. 主要課題と目指す方向

地域の概要と現状及び住民の意向等を踏まえ、以下に示す6項目を本町の主要課題として設定します。

(1) 本格的な人口減少・少子高齢化社会への対応

人口減少問題は全国的にも大きな課題となっており、本町においては令和4年に町内全域が過疎地域に指定するなど人口減少が引き続き進むと予測されます。中でも、年少人口（14歳以下）の割合は、10年後の2035年には人口の1割を下回り、老年人口（65歳以上）の割合は4割を超えると予測されています。

子育てをしやすく、老若男女誰もが活躍できる社会環境を整え、町内外との人流等の創出により、町の賑わいづくりを行っていく必要があります。

目指す方向

- ① 子ども・子育て支援の充実
- ② 交流の推進と関係人口の拡大
- ③ 男女共同参画の推進

(2) 安心安全な住環境の確保

近年、自然災害は激甚化傾向にあるほか、人口減少に伴う人手不足等により、買い物環境、医療環境等も年々厳しさを増しています。豊かな自然とともに地域で安全安心に生活することができる環境を整え、利便性の高い生活基盤を確保していくことが重要となります。

目指す方向

- ① 道路・交通環境の充実
- ② 地域情報化の促進
- ③ 自然環境・景観の保全と活用
- ④ 定住環境の整備
- ⑤ 災害への備えと防犯対策の推進

（３）地域資源を活かした産業の振興

本町の地理的、気候的な特性を生かした農林水産業と恵まれた自然や風土、受け継がれてきた文化や歴史など地域資源を活かした商工業や観光業の振興を図り、本町産業を活性化させていく必要があります。

また、空き土地や空き施設の活用も図りつつ、企業誘致や起業創業支援に取り組み、新たな産業や雇用の場の確保にも取り組んでいく必要があります。

目指す方向

- ① 農林水産業の振興
- ② 商工業の振興
- ③ 観光の振興

（４）人がつながり、地域で暮らせる環境づくり

町民だれもが健康で生きがいを持って生き生きと自分らしく暮らしていけるよう、保健・医療・福祉の環境を整え、スポーツ活動や生涯学習の機会を拡充していくとともに、過疎化の進展等に伴う孤立化を防止し、誰もが暮らしやすい地域としていくため、まちづくり活動やボランティア活動等住民主体の取組の活性化を図っていく必要があります。

目指す方向

- ① 健康づくりの推進
- ② 高齢者・障がい者福祉の充実
- ③ 地域福祉の推進
- ④ コミュニティ活動の推進
- ⑤ 生涯スポーツの推進
- ⑥ 脱炭素社会への移行の推進

(5) ころ豊かな人を育む教育環境の充実と地域を支える人材の育成

子どもたちが学校や地域において様々な人と関りながら、互いを尊重しあい、健康的で安全に、明るく元気に学ぶことができるよう、地域とともに育む学校づくりを進めるとともに、社会教育や ICT 教育等を充実させ、生きる力と学力の向上を図っていく必要があります。

また、次世代を担う子どもたちの健全な育成のため、家庭と地域が連携した取組を行っていくほか、芸術文化活動の振興に取り組んでいく必要があります。

目指す方向

- ① 人権尊重のまちづくり
- ② 学校教育の充実
- ③ 社会教育の充実
- ④ 芸術・文化活動の推進
- ⑤ 文化財の保護・保存

(6) 住民の参画社会の推進と行財政運営

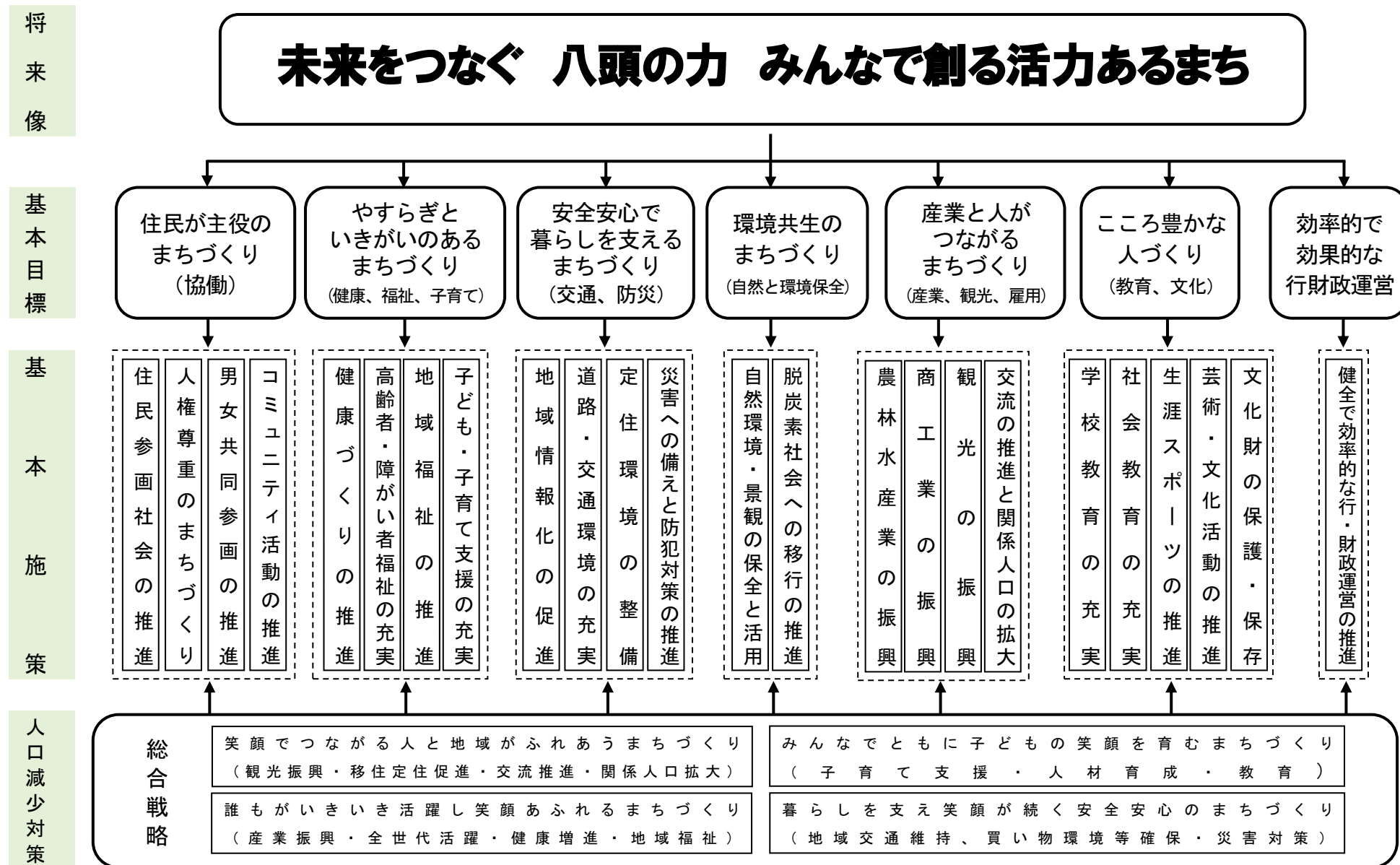
多様化する行政需要に的確に対応しつつ、行政サービスの質を維持していくためには、町民の皆さんの声を丁寧に聞き、協力を得ながら、限られた財源を最大限に活用し、持続可能で健全な財政運営のもと、より効率的な自治体運営が必要となります。

町民相互の支え合いの仕組みや町民参画による地域課題の解決のための取組など行政と町民との協働のまちづくりを推進していく必要があります。

目指す方向

- ① 住民参画社会の推進
- ② 健全で効率的な行財政運営の推進

4. 政策体系(施策の大綱)



第 3 章

前期基本計画

〔 令和 7 (2025) 年度 ～ 令和 1 1 (2029) 年度 〕

〔基本目標〕

- | | |
|---------------------------------|-----|
| 1. 住民が主役のまちづくり（協働） | 39 |
| 2. やすらぎといきがいのあるまちづくり（健康・福祉・子育て） | 48 |
| 3. 安全安心で暮らしを支えるまちづくり（交通・防災） | 65 |
| 4. 環境共生のまちづくり（自然と環境保全） | 85 |
| 5. 産業と人がつながるまちづくり（産業・観光・雇用） | 91 |
| 6. こころ豊かな人づくり（教育・文化） | 106 |
| 7. 効率的で効果的な行財政運営 | 119 |

1. 住民が主役のまちづくり (協働)

〔基本施策〕

- (1) 住民参画社会の推進
- (2) 人権尊重のまちづくり
- (3) 男女共同参画の推進
- (4) コミュニティ活動の推進

(1) 住民参画社会の推進

- ① 住民と行政の協働の推進
- ② 情報公開の推進・広報の充実
- ③ 住民サービスの向上

SDGs
目標



現状と課題

- 地方自治体を取り巻く環境は大きく変化し、社会における価値観の多様化や子育て世代への支援ニーズの高まり、地域活動の担い手不足、空き家の増加、災害リスクへの対応などといった課題が表面化しており、参画と協働による持続可能なまちづくりを推進するため、住民、各種団体等からの意見・提言の機会の確保と環境の整備を行う必要があります。
- SNS などインターネットを利用したメディアの普及が進み、情報を入手する手段は多様化しています。より一層の住民参画のためデジタル技術を活用し、住民ニーズに応じた効果的な広報を行うことが求められています。
- 今後も、町政への住民参画を進めるための制度について、維持・充実に努めつつ、社会情勢や、地域住民のニーズの変化等を踏まえた見直しを行うとともに、町内小中学校や高等学校、県内の高等教育機関との連携等も行っていく必要があります。

基本方針

八頭町自治基本条例に基づき、行政運営に関する積極的な住民参加を促し、広報誌やホームページ、ソーシャルメディアなど多様なツールの効果的・効率的な活用により情報共有の取組をさらに充実・発展させ、住民と行政のパートナーシップによる協働のまちづくりを進めます。

主な施策の展開

1) 住民参画の推進

- ・ 行政懇談会の実施
- ・ 高等教育機関等との連携による地域課題の研究等
- ・ 大学生等を対象としたインターンシップの実施
- ・ 学生主体事業への支援
- ・ 魅力ある学校づくりのためのコーディネーターの設置
- ・ パブリックコメントの実施
- ・ 町民メディアの創出

2) 情報公開の推進・広報の充実

- ・ 広報誌、ホームページ及びケーブルテレビ（CATV）の充実
- ・ ソーシャルメディア（LINE、YouTube、Instagram、TikTok 等）の研究・活用
- ・ 各メディアの連携強化

3) 住民サービスの向上

- ・ 証明書を取得しやすい環境の整備
- ・ 町税等のコンビニエンスストア収納の実施
- ・ 町税等のスマートフォン決済などによるキャッシュレス納付の促進

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
行政懇談会の実施	町	町内 14 会場等での開催
高等教育機関等との連携・交流	町・関係機関	高等教育機関と連携した地域課題の調査・研究、地域交流等 インターンシップの実施 学生主体事業への支援 高校魅力化コーディネーターの設置
パブリックコメントの実施	町	重要な計画等に対する町民意見の公募
町民メディアの創出	町	町民が SNS を活用して情報発信できる仕組みの構築
広報紙及びホームページの充実	町	情報発信の充実
CATV の充実・加入促進	町	番組の放送、加入促進キャンペーンの実施等
ソーシャルメディアの活用	町	Facebook、X、LINE 及び YouTube による情報発信
証明書を取得しやすい環境の整備	町	窓口業務の時間延長、マルチコピー機の導入、コンビニエンスストア交付の促進
町税等のコンビニエンスストア収納	町	納税等の利便性の向上
町税等のキャッシュレス納付の促進	町	各種キャッシュレス納付の利用促進

(2) 人権尊重のまちづくり

① 人権施策と人権教育の推進

SDGs
目標



現状と課題

- すべての人がお互いの人権を尊重し、平等で住みよい社会としていくことは、まちづくりの基本です。本町では、「八頭町人権を尊重するまちづくり基本計画」のもと、あらゆる差別の解消に向け、家庭、地域、学校、職場などと連携しながら、あらゆる場（機会）を通じた人権教育・啓発等を推進してきました。
- 国際化の進展とともに、国籍、文化、習慣、性別、世代、家庭環境等、多様な背景を持つ人々が互いに尊重し合い、安心して暮らしていく社会をめざそうという考え方が、認識されるようになっていきます。誰も排除することなく違いを認め、支え合うことが重要です。
- 情報通信技術の急速な発展等により社会経済情勢が急激に変化するなか、人権課題は、複合的な要因を背景に複雑化、多様化しており、個々の発達段階や学習経験、年代に応じた学習教材・学習機会を提供する等、より一層人権教育・啓発を推進していく必要があります。

基本方針

- 発達段階や年代等に応じたあらゆる学習機会の提供により、主体的な実践行動につなげるための人権教育・人権啓発を推進します。
- すべての人が互いの多様性を認め、個性や能力が十分発揮できる、包括的で持続可能な社会の実現をめざします。
- 誰もが地域の一員として支え合い、つながることで、心身ともに健康で幸福を実感できる社会の実現をめざします。

主な施策の展開

1) 人権教育・啓発の推進

- ・ 人権を尊重するまちづくり基本計画の推進・見直し
- ・ 人権問題学習会等の開催
- ・ 講演会・講座等の開催
- ・ 町民意識調査の実施による実態把握
- ・ 多様な学習方法・学習教材の充実
- ・ 関係機関、各種団体と連携した人権教育・啓発の推進

2) 人材育成

- ・ 学習会等の推進者の育成

3) 相談体制の充実

- ・ 人権啓発センター相談業務を通じた支援機関との連携強化及び重層的支援

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
人権を尊重するまちづくり基本計画の推進・見直し	町	計画（令和7年度～令和16年度）の推進・見直し
地域ぐるみの人権教育	町・団体	人権問題学習会等の開催
人権教育推進事業	町・団体	人権尊重のまちづくり講演会、部落解放研究集会等の開催、全国大会への参加
町民意識調査の実施	町	調査実施（概ね5年に1度実施）
学習会等の推進者の養成	町	講演会、講座等を通じた推進者の育成
相談体制の充実	町	人権啓発センターの相談業務と支援

(3) 男女共同参画の推進

① 男女共同参画の推進

SDGs
目
標



現状と課題

- 本町では、「八頭町男女がともに輝くまちづくり条例」及び「八頭町男女共同参画プラン」のもと、DV 根絶、ワーク・ライフ・バランス等の様々なテーマによる男女平等の意識啓発、学習機会の提供等に努めてきました。
- 性別に関わらず、ともに個性や能力を発揮するために、地域や家庭など生涯を通じて様々な場や機会でも男女共同参画について理解を深め、教育・学習を進めることが重要となります。
- 男女間における DV など深刻化する人権侵害について、社会的認識の周知、早期発見のための相談・支援体制の充実を図ることが必要です。

基本方針

- 性別による固定的役割分担意識の解消を図り、誰もが自分の意志で社会に参画し、お互いに尊重し合い、あらゆる場面で活躍できる男女共同参画社会のまちづくりを推進します。
- LGBTQをはじめとする性的少数者の人権についても理解を深め、多様な性が尊重される社会の実現を目指します。
- 女性・男性に対するあらゆる暴力の根絶を推進し、安全安心な暮らしの実現を目指します。

主な施策の展開

- 1) 男女がともに参画する人づくり
 - ・ あらゆる暴力の根絶
 - ・ 男女共同参画意識を育む教育・学習
 - ・ 啓発資料の配布・配架や啓発 DVD 等の貸出
 - ・ 人権擁護委員、弁護士による相談
 - ・ 子育て、男性の育児、介護講座の実施
 - ・ 男女共同参画推進企業の普及啓発と認定促進
- 2) 男女がともに担う暮らしづくり
 - ・ 職場における男女共同参画の推進
 - ・ 家庭における男女共同参画の推進
 - ・ 性別による固有の健康課題への支援
 - ・ 企業への性差によらない人材の評価・育成の啓発
 - ・ 健康の保持増進における保健事業の推進
- 3) 男女がともに支え合う地域づくり
 - ・ 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
 - ・ 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

- ・ 地域における男女共同参画の推進
- ・ パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度の啓発
- ・ 男性の育児休業取得の啓発
- ・ 女性活躍の推進

4) 男女がともに学ぶ環境づくり

- ・ 学校における性に関する教育
- ・ 学校における人権尊重教育

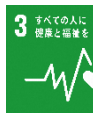
〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
男女共同参画プランの推進・策定	町	計画（4次、令和3年度～令和7年度）の推進 計画（5次、令和8年度～令和12年度）の策定
男女共同参画リーダーの養成	町	男女共同参画推進のリーダー養成
男女共同参画の推進	町	男女共同参画推進企業の認定促進 男女共同参画フェスティバルの開催 各種講座の実施 ワーク・ライフ・バランス等の推進
女性活躍の推進	町	各種委員等への女性の積極的登用等
地域における男女共同参画の推進	町	男女がともに参画する地域活動の推進
性暴力等の根絶	町	女性・男性に対するあらゆる暴力の根絶の推進

(4) コミュニティ活動の推進

① 地域コミュニティの活性化

SDGs
目標



現状と課題

- 人口減少、少子高齢化の進展に伴い人口構造が大きく変化し、住民のつながりが希薄となるなど、地域の支え合いが難しくなることが懸念されます。
- コミュニティ活動を推進するための地区公民館の活性化を図るとともに、住民が主体となる地域コミュニティの推進に努めてきました。また、概ね旧小学校区ごとにまちづくり委員会を設置し、地域福祉の活動拠点・体制づくりに取り組んできました。
- まちづくり委員会と地区公民館の重複する活動の見直しや施設の老朽化を踏まえ活動拠点の統合など効率化を図る必要があります。
- 年金受給年齢の引き上げとともに働く高齢者が増え、地域コミュニティを担う人材の確保などが急務となっており、地域住民と行政とが連携・協力していく必要があります。

基本方針

- 持続可能な地域づくりを推進するため、各地区におけるまちづくり委員会と地区公民館の組織及び施設を集約し、可能な地区から地域に合った新たなコミュニティセンターのモデルを創設します。
- 福祉・子育て・防災をはじめ、様々な地域課題に地域が自ら取り組み、解決していく組織作り、人づくりを推進し、世代を超えて支え合う地域づくりを目指します。

主な施策の展開

1) 地域拠点の整備推進

- ・ 集落公民館等整備事業
- ・ 地域福祉活動拠点の整備
- ・ まちづくり委員会の機能、組織体制の強化
- ・ まちづくり委員会の未設置地区での設立促進

2) 魅力ある地域づくりの推進

- ・ 地域の人づくり・活躍の場の創出
- ・ コミュニティへの助成
- ・ 魅力ある地域づくりの取組への助成

3) 地域拠点の活動の充実

- ・ 地区公民館とまちづくり委員会の機能の集約
- ・ 地区の実態に即した事業展開の推進
- ・ 地区の実態、参加者の年齢やニーズに応じた事業の実施による地区住民の福祉の向上と社会教育の推進

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
集落公民館等整備事業	町・集落	集落施設の整備・解体への補助
地域福祉活動拠点の整備	町	公有の遊休施設等の改修または新築等による機能強化
まちづくり委員会の組織体制と機能の強化	町	まちづくり委員会の機能充実と組織体制強化への支援
まちづくり委員会の未設置地区での設置促進	町	西郡家地区、国中地区にまちづくり委員会を設立
コミュニティ助成事業	集落等	集落備品整備への助成
魅力ある地域づくり推進事業	個人・団体	魅力ある地域づくりの取組への助成
地区公民館とまちづくり委員会の機能集約	町	まちづくり委員会と地区公民館の統合によるコミュニティセンターの創設に係るモデル事業の推進

2. やすらぎと生きがいのある まちづくり (健康・福祉・子育て)

〔基本施策〕

- (1) 健康づくりの推進
- (2) 高齢者・障がい者福祉の充実
- (3) 地域福祉の推進
- (4) 子ども・子育て支援の充実

(1) 健康づくりの推進

① 保健・予防・健康づくりの推進

SDGs
目標



現状と課題

- 本格的な少子高齢化社会を迎えています。高齢になっても健やかに過ごすためには、健康寿命の延伸が重要であり、健康づくり計画「健康やず 21」や「八頭町食育推進計画」のもと健康診断、健康教育、健康相談の充実を図り、疾病の早期発見・治療、生活習慣病の予防を重点に健康づくりを実施してきました。
- さらなる健康寿命の延伸を図るため、住民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」という意識を高め、積極的にこころとからだの健康づくりに取り組むことが求められています。ライフステージに応じた適切な生活習慣の定着のための取組を推進していくことが必要です。

基本方針

- 食生活の改善や運動習慣の定着等の生活習慣に関して住民一人ひとりの健康管理に対する意識が高まるよう、「健康やず 21」に沿った健康増進事業とそれぞれのライフステージに応じたこころとからだの健康づくりを推進します。
- 医療・健診・介護データを分析することで地域の健康課題を明確化し、効率的かつ効果的な啓発や受診率向上の推進をはじめとした保健事業と介護予防事業を展開します。

主な施策の展開

1) こころとからだの健康づくりの推進

- ・ 「健康やず 21 計画」の推進
- ・ 「食育推進計画」の推進
- ・ 「いのちを支える自死対策計画」の推進
- ・ 各種運動教室の実施
- ・ データ分析に基づく地域の健康課題に沿った健康教室の実施
- ・ 健康相談の実施
- ・ オンライン健康相談環境の整備に向けた検討
- ・ 各種相談窓口の周知と相談体制の整備
- ・ 食育推進に向けた、広報誌、CATV、防災行政無線等による普及啓発や料理講習会の実施
- ・ 健康ポイントラリー事業の実施
- ・ 重症化予防の取組の充実

2) 検診受診率向上に向けた取組の推進

- ・ 受診勧奨の強化、広報活動の充実
- ・ 休日検診・午後検診を含む集団検診、個別検診等受診しやすい実施体制の整備
- ・ 受けようがん検診標語コンテストの実施、受賞作品を用いた啓発

3) 団体との連携強化の推進

- ・ 健康づくり推進委員会と連携した取組の充実
- ・ 食生活改善推進員協議会と連携した取組の充実

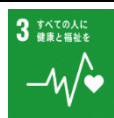
〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
こころとからだの健康づくりの推進	町	「健康やず 21」に沿った事業推進 「八頭町食育推進計画」に沿った事業推進 「いのち支える自死対策計画」に沿った事業推進
検診受診率向上に向けた取組	町	検診受診率の向上に向けた受診勧奨の強化、広報活動の充実
団体との連携強化	町	健康づくり推進委員会との協働 食生活改善推進員協議会との連携強化
オンライン健康相談の検討	町	健康相談をオンラインで実施できる仕組みの導入の検討

（１）健康づくりの推進

② 医療介護連携の推進

SDGs
目標



現状と課題

- 高齢化の進展に伴い、医療・介護双方のニーズを有する高齢者が増えています。
- 今後も住み慣れた地域で安心して生活をするためには、必要な医療と介護サービスが連携し、高齢になっても在宅生活が続けられるよう更なる体制の強化が必要です。

基本方針

鳥取県東部医師会内に設置された在宅医療介護連携推進室を中心とする連携のなかで、在宅医療と介護サービスの一体的な提供を目指し、在宅生活に切れ目のない支援が図れるよう取組を進めていきます。

主な施策の展開

- 1) 東部地区在宅医療介護連携推進協議会及び各種ワーキンググループでの協議、検討
- 2) 多職種連携による情報共有と研修会、事例検討会の開催
- 3) 住民啓発活動の推進
- 4) 関係市町の連携支援と相談体制の充実

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築	町・関係機関	東部地区在宅医療介護連携推進協議会による入院時情報提供体制（情報提供様式）の活用促進
医療・介護関係者の研修	町・関係機関	多職種研修会の企画・開催
地域住民への普及啓発	町・関係機関	ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の研修会の開催、パンフレット配布等
関係市町の連携	町・関係機関	東部1市4町と東部医師会が協働したワーキンググループの開催等

(2) 高齢者・障がい者福祉の充実

① 高齢者福祉の充実

SDGs
目標



現状と課題

- 国勢調査による本町の高齢化率（総人口に占める 65 歳以上の人口比率）は平成 27 年の 32.0%から令和 2 年には 36.4%（住民基本台帳ベースでは令和 6 年 4 月 1 日時点で 38.1%）と高齢化は顕著に進んでいます。
- 高齢化の進行に伴い、独居高齢者、認知症の方、介護や支援が必要な方は増加しており、高齢者福祉に関する相談の増加、内容の複雑化・困難化が懸念されています。
- 超高齢社会に向け、「介護保険事業計画・高齢者福祉計画」に沿ったより一層の高齢者支援と、今後増加が予想される介護サービスの需要に対応した持続可能な介護保険事業の運営が課題となっています。

基本方針

- 高齢者が支援を受けながらも可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの充実を図ります。
- 医療や介護、司法等の各分野の専門職をはじめ、行政機関や関係機関、地域の関係者が連携して対応するなど、分野を横断した支援体制を推進します。
- 認知症は誰でもかかる可能性がある病気であるため、認知症を正しく理解し、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指します。

主な施策の展開

1) 包括的支援体制の推進

- ・ 介護予防ケアマネジメントの推進
- ・ 総合相談支援の取組の推進
- ・ 包括的・継続的ケアマネジメント支援の推進
- ・ ICT を活用した高齢者の見守り

2) 認知症高齢者の支援の推進

- ・ 認知症予防・重症化予防の取組の推進
- ・ 認知症等による行方不明者の早期発見・早期対応の取組の推進
- ・ 認知症サポーター養成講座の実施

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
包括的支援体制の推進	町	介護予防ケアマネジメントの推進 総合相談体制の充実

		包括的・継続的ケアマネジメント支援の推進 独居高齢者等への ICT 活用した見守りの実施
介護保険事業の推進	町	「介護保険事業計画・高齢者福祉計画」に沿った 事業推進
認知症高齢者支援の施策推進	町	認知症予防教室とスクリーニングの実施 認知症高齢者等 SOS 見守りネットワーク事業の実施 認知症高齢者位置検索システム（GPS 等）の利用支 援 認知症サポーター養成講座の実施

(2) 高齢者・障がい者福祉の充実

② 障がい者福祉の充実

SDGs
目標



現状と課題

- 本町の障がい（児）者は増加傾向にあり、障がい者の高齢化と障がいの重度化、複合化も進行しています。障がいのある方やその家族が身近なところで専門的な相談ができる体制整備に努めてきました。
- 障がい（児）者が安心して生活ができる地域づくりのために、障害者差別解消法の啓発と日常生活や社会参加を支援するとともに、就労機会の拡充等に努める必要があります。

基本方針

- 障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で平等に暮らせる社会と社会的排除・社会的孤立を克服して社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）の実現を目指すこととし、障がい福祉サービス提供事業所や地域住民、各種団体等さまざまな主体の参画により取組を進めます。

主な施策の展開

- 1) 障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援
 - ・ 相談支援体制の充実
 - ・ 情報アクセス・コミュニケーション支援の充実
 - ・ 差別の解消及び権利擁護の推進
- 2) 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施
 - ・ 在宅サービス等の充実
 - ・ サービスの質の向上
- 3) 地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労の支援
 - ・ 福祉施設入所者の地域生活への移行促進
 - ・ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・ 地域生活支援拠点等の整備
 - ・ 福祉施設から一般就労への移行促進
- 4) 地域共生社会の実現に向けた取組
 - ・ 医療・福祉分野に精通した人材の育成・確保
 - ・ 福祉用具の普及及び身体障がい者補助犬の普及啓発
 - ・ 防災・防犯対策等の推進
 - ・ 誰もが住みやすいまちづくりの推進
 - ・ 文化・芸術活動、スポーツを通じた社会参加の促進
 - ・ あいサポート運動の推進
 - ・ 障がい者向けアプリの活用促進によるバリアフリー環境の向上

5) 障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援

- ・ 障がい児の支援の提供体制の整備等
- ・ 障がい児支援の充実

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
意思疎通支援事業	町・民間	あいサポーター、手話通訳者等の養成支援
相談支援事業	町・民間	障がい者の権利擁護のために必要な援助
障がい者世帯の支援	町	障がい者手帳所持者への専門職の訪問
地域生活支援体制等の整備	町	障がい者の地域での生活を支援する体制の整備
ハートフル駐車場への屋根の設置	町	降雨（雪）時の乗降時間を要する車いす利用者等への対応

(3) 地域福祉の推進

① 包括的相談支援体制の構築

SDGs
目標



現状と課題

- 住民誰もが、住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らし続けることができることがまちづくりの基本です。本町では、年齢や障がいの有無、性別などの違いを超えて、すべての人が認め合い、居場所と役割を持つことができる地域共生社会の実現に向けて、地域に根差した福祉のまちづくりを進めています。
- 社会の変化や生活様式の多様化によって、個人を取り巻く福祉課題も複雑化、複合化しており、ひきこもり、8050 問題など制度の狭間にある問題に対応するため、これまでの支援制度の分野を横断した、あらゆる相談を受け止める包括的相談支援体制の構築が必要となっています。
- 第2期八頭町地域福祉推進計画のもと、地域コミュニティの維持、地域共生を目指した福祉学習、福祉活動の担い手づくり、早期発見と早期支援につながる重層的支援体制の構築をオール八頭町の体制で進める必要があります。

基本方針

- 地域内の困りごとを発見し、速やかに支援につなげ課題の解決を図る、行政各部署が協働する庁内連携体制を充実するように努めます。
- 複雑化・複合化する住民が持つ様々なニーズ、福祉課題に対して、子ども・障がい者・高齢者・生活困窮の分野を越えた支援と解決を図るため、新たに重層的支援体制整備事業を実施します。
- 福祉人材の育成、確保に向けてボランティアの育成、学校と連携した福祉学習プログラムの推進、福祉人材の誘致等に取り組みます。

主な施策の展開

1) 地域福祉に関する活動への住民の参加促進

- ・ 未設置地区でのまちづくり委員会の設立促進
- ・ まちづくり委員会の組織体制の強化
- ・ ボランティアセンターの機能強化
- ・ 福祉学習プラットフォームづくりの推進
- ・ 子どもを対象とした福祉学習の促進
- ・ 地域を対象とした福祉学習の推進

2) 地域における福祉サービスの適切な利用の促進

- ・ 共生型総合相談体制の構築
- ・ 権利擁護機能の強化

3) 地域における社会福祉事業の推進

- ・ 福祉事業者間のネットワークと協働の推進
- ・ 地域共生社会の実現に向けた各種サービスの充実
- ・ 福祉人材の確保

4) 地域資源を活用した持続可能なまちづくりの推進

- ・ 住み慣れた地域で暮らし続けるための支援
- ・ 移住定住・就労環境の整備
- ・ 地区防犯・防災機能の強化

5) 包括的相談支援体制の構築

- ・ 地域と連携した課題把握機能の強化
- ・ 生活困窮者自立支援制度の推進
- ・ 庁内連携体制の整備

6) 重層的支援体制整備事業の実施

- ・ 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める「相談支援」
- ・ 社会とのつながりを作るための「参加支援」
- ・ 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する「地域づくり」
- ・ 包括的支援会議の開催
- ・ 重層的支援会議の開催

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
まちづくり委員会の組織体制と機能の強化（再掲）	町	まちづくり委員会活性化モデル事業の実施
地域福祉活動拠点の整備	町	公有の遊休施設等の改修・新築、配車・配食等による機能強化
福祉学習プラットフォームづくりの推進	町	当事者の参画と支援実践による福祉学習プログラムの創出
地区総合相談窓口の設置	町	まちづくり委員会への地区総合相談窓口の設置、福祉相談支援センター等との連携
権利擁護機能の強化	町・民間	権利擁護相談体制の充実、法人後見受任体制構築の支援、市民後見人の育成
重層的支援体制整備事業の実施	町	複雑、複合的な課題を抱えた人や世帯に対する包括的な相談支援体制の構築と地域づくりの一体的な実施
生活困窮者の自立支援	町・民間	生活困窮者自立相談支援・生活困窮者就労準備支援・生活困窮者家計改善支援
生活保護の実施	町	日常生活の相談支援・就労支援・家計改善支援の充実
多様な就労・社会参加の場づくり	町・民間	農福連携による働く場・居場所づくり クールシェア、ウォームシェア等

(3) 地域福祉の推進

② 生きがいの推進

SDGs
目標



現状と課題

- 国勢調査による本町の高齢化率（総人口に占める 65 歳以上の人口比率）は平成 27 年の 32.0%から令和 2 年には 36.4%（住民基本台帳ベースでは令和 6 年 4 月 1 日時点で 38.1%）と高齢化は顕著に進んでいます。
- こうしたなか、高齢者一人ひとりが、健康的で心豊かな生活を実感し、生きがいを持って暮らしていくことのできるまちづくりに努めてきました。
- 今後も地域で誰もが健康に活躍できるように、シニア世代の活躍する場であるシルバー人材センターの運営支援や、生きがいのつくりと社会参加の場である老人クラブ等の活動を継続的に支えるとともに、支え愛マップの作成等により、地域コミュニティの強化と高齢者の地域生活の充実を図っていく必要があります。

基本方針

- 認知症予防や介護予防の啓発を図るとともに、閉じこもりを予防するため、地域で高齢者が交流できる場の提供を支援します。
- 元気な高齢者や住民が担い手となって運営する住民主体の活動や高齢者クラブ等の自主的な団体の活動支援と社会参加、仲間づくり、生きがいのつくりを推進します。

主な施策の展開

1) 高齢者が活躍できる地域社会の形成

- ・ シルバー人材センターの運営支援
- ・ 老人クラブ等の活動支援
- ・ 支え愛マップの作成
- ・ 世代間交流の充実
- ・ 地域と繋がる機会の提供

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
シルバー人材センター事業	民間	運営支援
高齢者社会参加促進	民間	老人クラブ等の活動支援
支え愛マップの作成	町・集落	地域コミュニティの強化と高齢者の地域生活の充実

（４）子ども・子育て支援の充実

① 子育て環境の充実

SDGs
目標



現状と課題

- 共働き家庭、ひとり親家庭、核家族等の増加により、子ども及び子育て家庭を取り巻く環境は多様化、複雑化しているため、子育てに日常的に関わる保護者等が相談しやすい体制づくりや社会全体で子育てを支援していくことが必要です。
- 子育てにおいて保育事業は重要な役割を担っていることから、保護者のニーズを把握しながら、保育内容の充実化を図り、家庭の経済的負担の軽減を含め、多様な保育ニーズへ対応するとともに、地域の子ども・子育てを支援する事業の推進にも努めてきました。今後も引き続き「八頭町子ども・子育て支援事業計画」に基づいた施策を推進していきます。
- 今後も、少子化が進むことが懸念されます。子育て世代の住環境を整備することや妊産婦、乳幼児の早期相談により、健康の保持増進を促進すること、さらなる子育て支援施策の充実を図り、地域で安心して子育てができる環境をつくっていくことが必要です。

基本方針

- 子育て世代が仕事と子育てを両立し、働きながら安心して子育てできる地域を目指し、健全な子育て環境を充実させるため、保育環境を整え、子ども向け遊び場の整備や子ども及び子育て家庭を取り巻く様々な困難に切れ目なく対応できる相談窓口の設置と機能強化を目指します。
- ICTを活用して、子育て支援に関する事業や制度の情報発信を行い、子育て世代の利便向上を図ります。

主な施策の展開

1) 多様な保育サービスの充実

- ・ 延長保育、土曜午後保育、障がい児保育、一時保育、病後児保育、特別利用保育の実施
- ・ 鳥取市との連携による病児保育、病後児保育の広域利用の実施
- ・ 3歳以上児への主食提供による完全給食の実施
- ・ 子育て支援センターにおける子育て相談の実施

2) 子育て環境の整備

- ・ 子育て支援センターの整備・充実
- ・ ファミリーサポートセンターの充実
- ・ 放課後子ども教室の設置
- ・ 子育てサークル活動の支援
- ・ 放課後児童クラブ施設整備等による充実

- ・子育て応援ガイドブックの発行と周知

3) 子育てに係る経済的負担の軽減

- ・保育料や給食費の負担の軽減
- ・ベビー・子ども用品のリユース事業の実施
- ・ひとり親家庭の自立支援
- ・子育て世代への経済的な支援の実施

4) 子どもと外出しやすいまちづくり

- ・公共施設へのキッズコーナー等の設置
- ・子ども向け遊び場の整備

5) 子どもの虐待防止

- ・虐待防止の啓発
- ・こども家庭センターの設置及び体制強化等
- ・こども家庭センターと子育て支援関係部署との情報連携
- ・産前産後ヘルパーサービス等の実施

6) 妊産婦・乳幼児の健康の保持増進

- ・妊産婦健康診査、乳幼児健康診査等を通じた、母親や子どもの健康状態、発育・発達の確認と各種相談への対応
- ・各種健康診査の受診勧奨
- ・関係機関との連携による妊産婦・乳幼児への支援
- ・母子健康手帳アプリを活用した切れ目のない子育て家庭への支援

〔事業計画〕

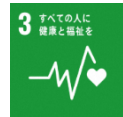
区 分	事業主体	事業概要
特別保育事業等の実施	町	延長保育、土曜午後保育、障がい児保育、一時保育、病後児保育、特別利用保育の実施 鳥取市との連携による病児保育、病後児保育の広域利用の実施
完全給食の実施	町	3歳以上児への主食提供による完全給食の実施
保育所運営の充実	町	保育業務支援システムを活用した保育業務の実施、その他保育所運営の充実化に関する検討、推進
子育て支援センターの整備・充実	町	保護者同士の交流を促進 子育て支援機能の充実
ファミリーサポートセンターの充実	町	子育て支援の相互援助活動に関する連絡、調整の充実
放課後児童クラブの充実	町・民間	子どもの放課後の健康管理、情緒の安定を図る
子育てサークル活動の支援	町	子育てサークルへの助成

保育料・給食費の軽減	町	3歳以上児の保育料・給食費（主食費・副食費）の無償化の実施
多子世帯の保育料の軽減	町	第2子以降保育料軽減の実施
ひとり親家庭の自立支援	町	ひとり親家庭への相談支援体制の充実、経済的支援、就労支援等
出産祝いの充実	町	祝い金等の支給
乳児の家庭保育に対する支援	町	乳児家庭保育支援給付金の支給
公共施設へのキッズコーナー等の設置	町	整備に向けた検討、実施
ベビー・子ども用品のリユース支援	町・民間	子育てサークルとの連携・充実
妊産婦・乳幼児の健康の保持増進	町	妊産婦健康診査、乳幼児健康診査等の実施 未受診者の受診勧奨 母子健康手帳アプリの利用促進
子育てに関する情報発信	町	子育て応援ガイドブックの発行と周知
子育て世代へのICT活用による情報発信	町	アプリ等により情報発信
子ども向け遊び場の整備	町	整備に向けた検討、実施
子どもの居場所づくりの推進	町・民間	子ども食堂の立ち上げ・運営支援
子どもの虐待防止	町	こども家庭センターの設置 子どもの虐待防止の推進

(5) 子ども・子育て支援の充実

② 子育て体制づくりの支援

SDGs
目標



現状と課題

- 本町における令和4年合計特殊出生率は1.64（鳥取県人口動態調査）であり、出生数は100人未満と少子化がさらに進行すると予測されることから、出生数の向上や子育て世代の定住化を図っていくことが重要です。
- 本町では、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに加え、若い世代の男女がめぐり合い、家庭を持ち、子どもを産み育てたいという希望をかなえることができるよう各種の支援に努めてきました。
- 若者の働き方や家庭を取り巻く環境の変化、多様化を踏まえて、今後を見据えた保育・教育の提供体制や子育てサービスの充実を目指し、地域の中で子どもと子育てをする家庭を支えるまちづくりを進める必要があります。

基本方針

- 若い世代の男女がめぐり合い、家庭を持ち、子どもを産み育てたいという希望をかなえることができるよう、若者の結婚に至るサポートを推進します。
- 安心して妊娠・出産・子育てできる環境の一層の充実を図ります。

主な施策の展開

1) 若者の交流から結婚に至るサポートの推進

- ・ 若者の交流・社交の場づくり
- ・ 婚活イベント開催団体・企業への支援
- ・ 県・麒麟のまちの婚活サポートセンターの活用・周知

2) 安心して妊娠・出産を迎えられるための支援

- ・ 不妊・不育治療等の支援
- ・ 妊婦健康診査費、産後健康診査費助成
- ・ 妊娠、出産、産後期の移動支援と経済的支援

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
若者の交流・社交の場づくり	町	参加者同士の交流できる場を提供
婚活イベント開催団体・企業への支援	町・民間	事業主体への支援
民間結婚相談事業への支援	町	婚活イベント開催支援、周知
婚活サポート登録制度の啓発	町	登録制度や婚活イベント等の周知
妊娠、出産、産後期の移動の支援	町	タクシー利用費の助成

3. 安全安心で暮らしを支える まちづくり (交通・防災)

〔基本施策〕

- (1) 地域情報化の促進
- (2) 道路・交通環境の充実
- (3) 定住環境の整備
- (4) 災害への備えと防犯対策の推進

(1) 地域情報化の促進

- ① 情報サービスの充実
- ② 地理情報・災害情報の提供

SDGs
目標



現状と課題

- 本町では、光ケーブル網を整備し、町内全域で光インターネットが利用できるようになるなど、ブロードバンド環境を整備してきました。CATV を活用して行政情報や災害・防災情報等を積極的かつ充実した内容での情報発信に取り組んできました。(令和5年度末時点加入率 光インターネット：59.6%、CATV：39.6%)
- 光ケーブル網の整備に加え、公共施設・観光施設・避難所等への Wi-Fi の整備、中山間地での携帯電話の不感地域の解消を行ってきました。暮らしに必要な情報や緊急時の情報が行き届くよう、さらなる環境整備に努めます。
- また、テレワークなどの新たな働き方に対応し、5G の対応など良好な情報通信環境を整えていく必要があります。

基本方針

- 光ファイバー網の増設と光インターネット及び CATV の加入を促進するとともに、引き続き、携帯電話の不感地域の解消を図るなど、情報サービスの充実に努めます。
- 地理情報システムの整備・活用等の推進と災害・防災情報の提供を充実します。

主な施策の展開

1) 地域情報化の環境整備

- ・ 公共施設・観光施設等への Wi-Fi の整備・充実
- ・ 第5世代移動通信システム (5G)・ローカル 5G の整備・利活用
- ・ 出張して行政サービスを提供できるコネクテッドカーの導入・検討

2) 高度情報網の活用

- ・ 八頭町地理情報システムの構築
- ・ CATV を活用した災害・防災情報の提供システムの運用

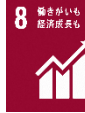
〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
公共施設・観光施設等への Wi-Fi の整備	町	Wi-Fi の整備・充実
第 5 世代移動通信システム（5G）・ローカル 5G の整備・利活用	町	5G 環境の有効活用の検討
八頭町地理情報システム構築	町	計画設計、システム構築、機器導入
災害・防災情報提供の充実	町	CATV を活用した災害・防災情報の提供システムの運用
コネクテッドカーの導入	町	コネクテッドカーを活用した福祉、防災、観光など出張型行政サービスの提供・検討

(2) 道路・交通環境の充実

① 道路網の整備

SDGs
目標



現状と課題

- 道路網は、観光や物流などにおける産業の基盤であるとともに、防災対策、地域の活性化など住民生活の基盤となっています。本町の広域的な幹線道路は、国道 29 号、県道河原インター線、国道 482 号等で構成されていますが、更なる機能の強化、拡充のため、効率的な整備を含め、長期的視野に立った総合的な道路体系を確立することが求められています。
- 町道では、幹線道路へのアクセスの向上や緊急車両の通行に支障をきたす狭あい道路への対応、除雪体制及び施設の整備、通学路の安全対策、防災対策としての整備を進めていく必要があります。
- また、道路や橋りょうの機能を維持するための補修工事や長寿命化対策を計画的に進めていく必要があります。

基本方針

- 国県道において、要望活動により整備促進を図ります。
- 住民の日常生活を支える交通環境を確保するため、町道の改良を進めるとともに道路の補修工事や道路施設の長寿命化対策を進めていく必要があります。

主な施策の展開

1) 地域に住み続けることができる道路環境の整備

- ・ 国道 29 号、国道 482 号、主要地方道、一般県道の整備促進に係る要望活動の推進
- ・ 道路改良による渋滞緩和
- ・ 歩道の整備
- ・ 交通障害の改善
- ・ 道路施設の長寿命化対策の推進
- ・ 新設を含めた道路改良の推進
- ・ 除雪車の配備、更新、消雪施設の改良
- ・ 通学路の安全確保、防災対策としての道路整備

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
国道の整備促進事業	国	道路改良による渋滞緩和 歩道の整備
主要地方道等の整備促進事業	県	国道 482 号 津山智頭八東線 岩美八東線
道路改良事業	町・県	国道 482 号、岩美八東線、大坪隼停車場線、 麻生国府線、丹比縦貫線、岩渕奥野線、上 野線、殿西谷線、船岡殿線、八頭中学校前 線、茅林線、稲荷篠波線、郡家中央線、宮 谷奥谷線
道路新設改良整備事業	町	茂田、岩渕、志谷、新興寺、上日下部集落 ほか
道路改良事業(ストック点検)	町	大江志子部線、和見谷線ほか
交通障害の改善	国・県	国道 29 号の交通渋滞の緩和
道路施設橋梁長寿命化事業	町	道路橋梁長寿命化修繕計画に記載している 判定Ⅲ以上の橋梁、トンネル長寿命化修繕 計画に記載している判定Ⅲ以上のトンネ ル、その他の道路施設においての長寿命化 計画において記載され修繕が必要とされた もの
除雪対応の充実	町	除雪車と消雪設備の整備、更新
安全安心確保の道路整備	町	通学路、防災対策

(2) 道路・交通環境の充実

② 公共交通網の整備

SDGs
目標



現状と課題

- 本町では、「鳥取県東部地域公共交通網形成計画」で示された公共交通の整備方針により若桜鉄道の安全運行と安定経営を維持するため、これまで車両の観光列車化、駅舎や八東駅の行き違い施設の整備等を中心に事業を推進しました。また、高校生の通学定期助成の取組等により、旅客数は大幅に増加し、利便性も向上しました。
- 町営バスは、平成 28 年度から運賃を一律 100 円とし、7 路線での運行を行い、利用者の負担軽減と利用促進を図っています。また、高齢者等を対象としたタクシー利用費助成を平成 17 年度から継続して実施しています。
- 運転手は、町営バス、タクシー、スクールバスをローテーションで調整して運行している状況です。交通 2024 年問題を踏まえ、町営バス等の運転手の労働時間の短縮や休憩時間の確保の徹底など、労働環境の改善を行いましたが、引き続き運転手の確保は喫緊の課題であるため、町営バスのデマンド型運行の導入に向けた取組等を進めていく必要があります。

基本方針

- 令和 5 年 3 月に策定した「八頭町地域公共交通計画」に沿って、高齢者を中心とした移動サービスと中山間地特有の交通空白地の課題解消に向けて、持続可能な公共交通ネットワークの構築に努めます。
- 公共交通の利便性を向上させるため、適宜運行計画の見直しを行うとともに、MaaS の取組、町営バスのオンデマンド型運行の導入等を推進します。
- 安全・安定輸送を確保するため、鉄道車両の更新を計画し、快適性とサービスの向上、環境負荷とコストの低減を図ります。

主な施策の展開
1) 交通利便を改善・向上させるための対策の推進 ・ 路線バスの運行支援 ・ 町営バスの運営 ・ タクシーの利用助成 ・ 若桜鉄道の利用促進と安全輸送の確保 ・ MaaS の促進 ・ 町営バスの適時適切な運行ルートや運行時刻の見直し、案内の平易化 2) 公共交通の利用促進 ・ ノルデ運動の推進 ・ パークアンドライドの促進 ・ 待合所の整備補助 3) 持続可能な公共交通の検討 ・ 自動運転バスに関する研究 ・ 自動車配車サービスや町営バスのデマンド型運行等による効率的な運航体制の整備

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
路線バス事業	町・民間	民間事業者の運行支援
町営バス事業	町	町営バスの運営 デマンド型運行の調査・研究等
公共交通の利用促進事業	町	ノルデ運動、パークアンドライドの促進 待合所の整備補助 交通案内の充実
公共交通の利便性の確保事業	町・民間	公共交通体系の調査・研究 低床バスの導入 公共交通間の接続の見直し
タクシー助成事業	町	タクシー利用者の経済的負担を軽減
若桜鉄道の利用促進事業	町・民間	第3種鉄道事業者として鉄道施設の維持管理及び車両・設備更新、運行支援と通勤・高校生通学定期購入費助成
自動運転バスに関する研究	町・民間	運転手不足に対応した取組としての調査・研究
MaaS の推進	町・民間	圏域自治体や交通事業者等と連携した取組実施
デマンドバス事業	町	デマンドバスの導入

(3) 定住環境の整備

① 住環境の整備

SDGs
目標



現状と課題

- 本町では、若い世代の町外流出が著しい状況にあります。地域の雇用環境はもとより、若い世代が地域に定住しやすい環境づくりや、女性や子育て世代に選ばれる地域の条件整備が求められています。
また、若い世代の定住やUIJ ターンを促進するため、公営住宅の改修や分譲宅地の造成支援、空き家の利活用等に取り組んできました。
- 買い物環境の多様化等により、町内の民間企業、小売店などの消費者、利用者離れや経営不振による店舗の閉店や撤退、医療機関の閉院等が生じており、住民が日々の生活に不自由なく暮らしやすい環境を維持、確保していく必要があります。
- 人口減少や少子高齢化、世帯構造の変化等により、町内で空き家が増加しています。平成28年度の空き家実態調査では493件、令和4年度の同調査では613件という結果が出され、6年の間に120件増加していることが判明しました。空き家の増加は、老朽危険家屋の周辺被害や敷地内草木の越境など、地域の住環境の悪化原因となり得ることから、適正管理の啓発、売買・賃貸等の流通促進等を図っていく必要があります。
- また、近年では、適正な管理が行われていない「管理不全空家」や倒壊等の危険性がある「特定空家等」に関する法整備がなされ、これらに該当する空き家が町内にも一定数存在しています。空き家の適正管理の啓発、除却（解体）等により、住環境の安全を確保していく必要があります。
- 今後も、引き続き、人口減少を抑制するため、定住しやすい環境づくりに取り組む必要があります。

基本方針

- 「八頭町町営住宅長寿命化計画」に沿って町営住宅の改修、更新を行い公営住宅の長寿命化を図ります。
- 多様なライフスタイルや社会ニーズに対応した住宅提供と、誰もが安心して住み続けられる住まいの確保のため、宅地造成の促進、新築住宅購入者への支援等に取り組みます。
- 空き家に関するあらゆる課題の解決のため、空き家の利活用促進、空き家抑制に係る啓発活動、倒壊等のおそれのある特定空家等の除却推進など、総合的に空き家施策に取り組みます。
- 買い物環境や医療受診の環境の確保に取り組み、住民が日々の生活に不自由なく安心して暮らせる環境を整えます。

主な施策の展開

1) 定住の促進

- ・ 町営住宅の整備・改修
- ・ 子育て世代、若者向け住宅の整備、供給
- ・ 宅地造成
- ・ 買い物サービスの充実と買物環境の確保
- ・ 医療受診環境の整備
- ・ 郡家駅前のにぎわい創出
- ・ 新築住宅取得者への固定資産税補助制度の実施
- ・ 郡家公園の利便性の向上の検討

2) 総合的な空き家対策

- ・ 空き家バンク等による空き家の利活用推進
- ・ 空き家の実態把握と所有者等による適切な管理の促進
- ・ 空き家の発生抑制、荒廃化の未然防止、除却等の推進
- ・ 空き家取得者への固定資産税補助制度等の創設

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
町営住宅の整備・改修	町	町営住宅等長寿命化計画による整備
子育て世代、若者向け住宅の整備、供給	町	若者世代が暮らす定住を目的とした住宅整備を検討
宅地造成	町	検討、民間による宅地造成の支援
公園の環境整備	町	利便性の向上、安全の確保
空き家利活用補助制度の充実	町	空き家の改修、家財道具処分、インスペクション等の支援
新築住宅取得者への固定資産税補助制度の実施	町	新築住宅取得者への固定資産税補助を実施
空き家取得者への固定資産税補助制度等の創設	町	空き家取得者への支援制度の創設
買い物サービスの充実	町	移動販売車等の運営支援 デジタル技術を活用した買い物支援サービスの提供
買物環境確保の推進	町	買物弱者の支援 店舗出店を図る事業者等の支援
医療受診環境の整備	町	医療機関の進出を図る事業者等の支援
郡家駅前のにぎわい創出	町	郡家駅前周辺の地域活性化
立地適正化計画の検討、策定	町	行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりの取組

(3) 定住環境の整備

② 地籍調査事業の推進

SDGs
目標



現状と課題

- 将来の土地境界に関するトラブル防止や災害による境界復元等のため、土地の境界を確定する地籍調査事業を昭和62年以降、計画的に進めており、町の進捗率は全体で86.3%（令和6年3月末現在）となっています。
- 八東及び船岡地域については、河川及びほ場整備区域を除き、一筆地調査（現地確認調査）が終了しました。しかし、郡家地域については、山地を中心とした上私都地区の一部、人口や家屋が密集している郡家の一部や宮谷など、30%超が未調査となっています。
- 郡家や宮谷など住宅密集地域では、筆界の複雑さや民間宅地造成事業の進捗状況等により事業計画に遅延が生じています。また町外、県外への転出を契機として、町内所有地に対する認識の希薄化が進み、調査上の事務手続きに要する期間が長期化するなど、スムーズな調査の実施が困難となってきました。

基本方針

安全・安心な地域づくりのための地籍調査事業の推進

主な施策の展開

1) 地籍調査事業の推進

- ・ 航測法（リモートセンシング技術を活用した調査手法）の調査対象地域の拡大による調査の推進。
- ・ 各課と連携した土地所有者探索の実施と併せて、客観的資料に基づく筆界案送付による確認調査など新たな調査手法を活用して地籍調査の円滑化、迅速化を推進。

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
地籍調査事業	町	計画面積 郡家地域 24.86 km ² 船岡地域 1.86 km ² 八東地域 5.005 km ²

(3) 定住環境の整備

③ 上下水道の整備・更新

SDGs
目標



現状と課題

- 人口減少に伴い、水道料金、下水道料金収入は減少傾向にあります。また、管路等上下水道施設が老朽化しており耐震化を含め自然災害へ対応可能な更新が必要な時期に来ています。
- 安全安心なおいしい水の安定的な供給、快適な住環境の維持、雨水の排除による浸水防除、河川や沿岸海域等の公共用水域の水質保全等を行うためには、上下水道施設の適正な管理、経営戦略が必要となっています。

基本方針

- 水道施設の維持・更新による安全安心な水の安定供給、下水道施設の維持・更新による汚水・雨水処理能力の向上等、定住環境に欠かせない施設の効率的な整備を進めます。
- 持続可能な公営企業経営を目指すため、適正な料金のあり方等検討します。

主な施策の展開

- 1) 水道管を含む老朽化した水道施設の更新
- 2) 安全安心な水の安定供給
 - ・給水区域連絡管の整備
 - ・管路耐震化の実施
- 3) 公共下水道施設のストックマネジメント計画に基づく効率的な維持管理の強化
 - ・郡家・丹比中央浄化センターの施設更新等
- 4) 農業集落排水施設の改築・更新及び施設統廃合による効率的な維持管理強化
 - ・農業集落排水施設の更新等
 - ・八頭町下水道整備構想に基づく施設統廃合の実施
- 5) 下水道使用料の料金体系の見直し検討

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
簡易水道整備事業	町	配水連絡管整備、老朽管更新及び耐震化
下水道ストックマネジメント事業	町	郡家・丹比中央浄化センター機器電気設備 改築更新
下水道施設統廃合等整備事業	町	農業集落排水施設の更新等 下水道処理施設統廃合
下水道料金体系検討事業	町	下水道使用料の料金体系の検討

(4) 災害への備えと防犯対策の推進

① 消防・防災対策の推進

SDGs
目標



現状と課題

- 近年、台風の豪雨や長雨による災害が発生しているなか、本町では令和5年8月に台風7号による初の「緊急安全確保」が発令され、橋の崩落や県道、農地の浸水、集落の孤立など、これまで経験したことのない甚大な被害を受けました。
- 本町では、9月1日を「八頭町防災の日」と定め、毎年直前の日曜日に防災訓練を実施しています。防災意識の向上のため、日頃から地域との交流、訓練等により防災力を高めておく必要があります。

基本方針

- 八頭町地域防災計画に基づき、地域特性を踏まえた災害に強い安全なまちづくりや消防・防災体制の維持、備蓄倉庫等の防災施設の充実を図ります。
- 地域での助け合い精神のもとに整備されている地域の自主防災組織と集落支援員との協力、連携により、防災意識の高揚や防災組織の強化を目指して防災対策の充実を図ります。

主な施策の展開

1) 災害への備えと体制づくり

- ・ 消防団員の確保及び自主防災組織の育成
- ・ 関係組織との連携等
- ・ 災害情報及び気象情報の迅速な提供
- ・ 消防自動車、小型動力ポンプ、消火栓等消防関連施設の整備、更新
- ・ 支え愛マップの作成
- ・ 要支援者の個別避難計画作成
- ・ 八頭町 BCP（業務継続計画）の見直し
- ・ 災害等に耐え得る防災備蓄倉庫の整備（八東地域）
- ・ 災害の危険性の少ない場所の選定
- ・ 新たに設置できる防火水槽の整備
- ・ 災害対策備蓄確保
- ・ 災害時の避難所、避難所環境の充実
- ・ 女性の視点を取り入れた防災対策
- ・ 家庭用防災用品購入に対する補助金の拡充

2) 住民の防災・危機管理意識の高揚

- ・ 防災訓練の実施
- ・ 防災マップの改定、全戸配布
- ・ 住宅等耐震化や危険ブロック塀等の撤去の促進
- ・ 防災学習会の開催

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
防災備蓄倉庫新築事業	町	防災備蓄倉庫の整備
防火水槽整備	町	防火水槽の設置
小型動力ポンプの整備	町	小型動力ポンプの更新
消防自動車及び格納庫の整備	町	消防自動車更新・格納庫の整備
住宅等の耐震化の促進	町	耐震診断・改修への助成
八頭町地域防災計画	町	定期的な地域に合った防災対策の見直し
防災訓練事業	町	全集落・学校・事業所等での防災訓練の実施
災害対策用備蓄	町	備蓄品の確保、充実
自主防災組織への支援	町	消防関連設備等への補助
支え愛マップの作成	町・集落	災害時要支援者・要配慮者の平時の見守り 災害時の避難支援情報の共有
災害時の避難所の充実	町	避難所・福祉避難所の体制・用品等の充実 女性の視点を取り入れた防災対策
八頭町 BCP（事業継続計画）の見直し	町	災害などの緊急事態における重要な業務の継続と早期復旧
家庭用防災用品購入に対する補助金の拡充	町	家庭用の防災用品の充実と支援

(4) 災害への備えと防犯対策の推進

② 治山・治水対策の推進

SDGs
目標



現状と課題

- 令和5年台風7号災害をはじめとする、これまで経験したことがないような記録的豪雨を踏まえ、河川改修、砂防施設整備、急傾斜地崩壊防止対策等、災害の未然防止に対する取組が重要となっています。
- これらの事業は計画的に進められているところですが、現状では未実施箇所も多数あり、整備を急ぐ必要があります。

基本方針

- 河川事業、砂防事業、治山事業、急傾斜地崩壊対策事業を県と連携して推進します。
- 千代川流域治水プロジェクトを踏まえた内水氾濫対策を実施します。

主な施策の展開

1) 災害に強いまちづくり

- ・ 河川事業、砂防事業、治山事業、急傾斜地崩壊対策事業の推進
- ・ 郡家地区における内水氾濫対策

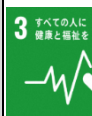
〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
河川改修事業	県	八東川（石田百井、福井） 私都川（下坂、井古～下峰寺）
河川掘削（河床掘削）	県	八東川、私都川、見槻川、砂防河川
急傾斜地崩落対策事業	県	大江、小別府、下徳丸、山上、福本、麻生、水口、福地
砂防事業	県	ツツミ谷川、寺谷川、別府谷川、高宮谷川、上日下部谷川、寺谷川、和見谷川
治山事業	県	土師百井
内水氾濫対策	町	郡家

(4) 災害への備えと防犯対策の推進

③ 防犯、交通安全対策の推進

SDGs
目標



現状と課題

- 住民を交通事故や犯罪から守るため、継続的に地域安全活動と地域住民による見守り活動を積極的に推進してきました。町内パトロール、あいさつ運動など地域の子どもは地域で守る取組を行っています。
- 多様化する犯罪を未然に防ぐため、警察や関係機関等との連携を密にし、地域ぐるみの防犯対策の強化と住民意識の高揚に努める必要があります。

基本方針

- 交通安全意識の普及・啓発と交通マナーの向上を図るとともに、町民が安全で安心して生活できる地域社会を目指します。
- 交通安全の啓発や防犯設備等の補助金制度を周知します。

主な施策の展開

- 1) 地域防犯体制の充実
 - ・ 警察署等と連携した地域ぐるみでの防犯体制の強化
 - ・ 警察署等と連携した特殊詐欺等被害の防止のための教室の開催
 - ・ 防災行政無線、広報誌等を活用した地域安全に関する広報活動
- 2) 交通安全運動の推進
 - ・ 警察署等と連携した講習会等の開催
 - ・ 交通安全指導員の確保・育成
- 3) 交通事故の未然防止
 - ・ 防犯灯・交通安全施設等の整備
 - ・ 集落等が整備する防犯灯・交通安全施設等に対する補助
- 4) 歩行者に優しい安全なまちづくり
 - ・ ゾーン 30 (30 km 速度規制区間) の指定
 - ・ 歩行者優先社会の啓発

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
交通安全施設の整備	町・関係機関	カーブミラー・交通標識等の整備

防犯講習会の開催	町・関係機関	小中学生・高齢者等対象の防犯講習会の開催
見守り活動の推進	関係機関・ 各種団体	防犯パトロール（青色パトロール）や子ども 110 番連絡所の充実
防犯灯の整備	町・集落	防犯灯設置及び設置補助
交通安全意識の啓発	町	交通安全教室（高齢者等）の開催 ゾーン 30 の指定、歩行者優先社会の啓発等

(4) 災害への備えと防犯対策の推進

④ 国民保護計画の推進

SDGs
目標



現状と課題

- 武力攻撃事態対処法により、テロ活動等の有事に対して、町は住民の生命、身体、財産を守らなければならない責務を担っています。
消防庁からの国民保護モデル計画等を基に、国民保護計画により不測の事態に備え国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針、また国民保護計画等の作成の基準となる事項に加え、想定される武力攻撃事態の類型に応じた避難、救援、武力攻撃災害への対処等について、対策を講ずる必要があります。
- 有事の際を想定した防災行政無線（Jアラート：全国瞬時警報システム）の試験訓練や県と連携した被害者情報収集及び災害情報発信訓練を実施し、住民に向けての意識改革を図っていますが、今後も、関係機関及び住民が相互に連携協力し、避難や救援措置に努めるため、訓練等を通じて、住民の意識の高揚を図る必要があります。

基本方針

関係機関及び住民が相互に連携協力し、避難や救援措置に努めるため、訓練等を通じて、住民の意識の高揚を図ります。

主な施策の展開

- 1) 国民保護計画の周知・啓発
 - ・ 八頭町国民保護計画の見直し
- 2) 住民意識の高揚
 - ・ 防災行政無線を活用した避難訓練
 - ・ 関係機関と連携した図上訓練の実施
 - ・ 国・県に対する情報収集及び十分な対策の要望

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
国民保護計画の推進	町	住民への周知・啓発及び措置
図上訓練の実施	町・県等	関係機関と連携した図上訓練を実施
防災行政無線施設の更新	町	中継局、屋外拡声子局、個別受信機の更新

(4) 災害への備えと防犯対策の推進

⑤ 消費者保護行政の推進

SDGs
目標



現状と課題

- 近年、スマートフォンやパソコンの活用などで消費者の選択肢は多岐にわたり、消費者を取り巻く環境は複雑化・多様化しており、消費者保護対策がますます重要となっています。
- このような環境の変化に速やかに対応し、住民の安全安心を確保するため、鳥取県消費生活相談センターと連携し、消費生活相談窓口の開設や消費生活相談員の配置を行い、専門的な知識に基づいた相談支援を行っています。

基本方針

今後も、国、県、関係団体等と相互連携を図りながら、広報誌、ホームページ、防災行政無線等による啓発や相談支援を行い、さらなる消費者保護対策を進め、消費者トラブルを防止していきます。

主な施策の展開

1) 消費者保護の体制の充実

- ・ 相談窓口の整備、消費生活相談員の配置
- ・ 消費者保護出前講座の実施
- ・ 弁護士相談の実施

2) 消費者保護の啓発

- ・ 広報誌、ホームページ、防災行政無線等による啓発の実施

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
消費生活相談窓口の設置	町	住民啓発、相談窓口の整備
消費者保護出前講座の実施	町	集落公民館等での啓発活動
弁護士相談の実施	町	専門的な知見による相談を実施
消費者保護の啓発促進	町	広報誌・ホームページでの啓発促進

4. 環境共生のまちづくり (自然と環境保全)

〔基本施策〕

- (1) 自然環境・景観の保全と活用
- (2) 脱炭素社会への移行の推進

(1) 自然環境・景観の保全と活用

① 自然環境・景観の保全

SDGs
目標



現状と課題

- 本町の豊かな緑に恵まれた自然環境は貴重な財産です。人と自然が調和した暮らしを維持するため、愛護ボランティア団体の育成、支援に努めるとともに、住民と一緒に道路、河川の美化活動に取り組んできました。
- 自然環境を将来に引き継ぐため、引き続き愛護ボランティア団体の育成を行い、美化活動を継続的に実施する体制を維持するとともに、町民が一体となって自然環境・景観の保全と意識の向上に努める必要があります。
- 特別天然記念物コウノトリの町内での繁殖行動が増えてきたことによる保護施策を講じる必要があります。

基本方針

森林資源や水辺環境等、豊かな自然環境を守り育てる一方で、自然の生態系を損なうことのないよう維持・活用を促し、自然と共生したまちづくりをすすめ、町民と一体となって自然環境・景観の保全と意識の向上に取り組みます。

主な施策の展開

- 1) 環境保全対策の推進
 - ・ 愛護ボランティア団体の育成・支援
 - ・ 道路・河川の美化活動
 - ・ 道路等愛護事業の交付金の周知、拡充
- 2) 環境美化等意識の普及・啓発
 - ・ 自然環境保全の周知活動
- 3) 特別天然記念物の保護推進
 - ・ 保護に係る連携協力
 - ・ 第2の人工巣塔設置の検討
 - ・ 天然記念物を題材とした地域学習

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
美化活動の推進	町	団体支援、美化活動
自然環境保全の啓発	町	周知活動
特別天然記念物の保護推進	町・関係団体	コウノトリ、オオサンショウウオ等の天然記念物の保護及び個体群管理に係る組織間の連携協力

(1) 自然環境・景観の保全と活用

② 循環型社会への対応

SDGs
目標



現状と課題

- 環境に配慮した循環型社会の実現に向けて、古紙・金属等の再資源化の促進や、生ごみを液肥化するため、生ごみの分別収集に取り組んでいます。また、スーパー等がレジ袋の有料化を進めていることもあり、マイバッグを活用される方が多くなっています。
- 不法投棄を発生させない環境づくりに向けて啓発を行うとともに、週に1回環境パトロールを実施しています。
- 今後も環境保全のため、意識啓発を図りながら、ごみの分別収集や資源の有効利用等に取り組み、循環型社会を推進していく必要があります。

基本方針

環境に配慮した循環型社会の構築を目指し、廃棄物の減量化や再資源化を進めるとともに、廃棄物の収集や処理の効率化を図ります。

主な施策の展開

1) ごみの減量化・再資源化

- ・ ごみの分別収集の充実
- ・ 集落やPTA 等での資源ごみ回収の促進
- ・ 環境パトロールの実施

2) 循環型社会への意識啓発

- ・ 3R（リデュース、リユース、リサイクル）運動の推進
- ・ 生ごみの液肥化の推進

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
適正なごみ分別の推進	町	ごみの分別と出し方手引きの配布 ごみ分別アプリの配信
資源ごみ回収支援事業	町	古紙等の資源ごみ回収支援
循環型社会への対応事業の推進	町	生ごみの液肥化等
3R（リデュース、リユース、リサイクル）運動の推進	町	ごみの減量化と地球温暖化防止対策として啓発
不法投棄の根絶	町	環境パトロール、啓発の実施

(2) 脱炭素社会への移行の推進

① 脱炭素社会への移行の推進

SDGs
目標



現状と課題

- 国は、2050年カーボンニュートラルの実現、また、2030年に温室効果ガスの排出を2013年から46%削減することを目標に、2050年までには排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」の実現に向けて取り組んでいます。
- 地球温暖化をはじめとする様々な環境問題は、人が生活することによってもたらされた問題であるとされ、気候変動や生態への影響を及ぼし、私たちの健康や暮らしにも少なからず影響しています。
- 住宅用太陽光発電設備の設置者に対する支援など地球環境にやさしい再生可能エネルギーの活用等を通じて、引き続き、脱炭素化や資源循環の取組を進めて地球温暖化対策、脱炭素社会の実現に向けて、町民全体で取り組んでいくことが重要です。

基本方針

SDGsの基本理念のもと、再生可能エネルギーの利用促進をはじめとする環境負荷の低減に配慮した取組の普及に努め、資源の利用と自然エネルギーの導入を通じた地球環境にやさしい環境への対策を進めます。

主な施策の展開

1) 再生可能エネルギーの利用促進

- ・ 太陽光発電施設の整備・普及
- ・ 小水力発電施設の整備・充実
- ・ バイオマス活用施設の整備・充実
- ・ 住宅用及び集落集会所等への太陽光発電設備設置者に対しての助成
- ・ 再生可能エネルギーの地産地消の推進・啓発
- ・ 家庭用発電施設の補助拡充の検討

2) 省資源・省エネルギー対策の推進

- ・ 省資源・省エネルギー等に関する意識の普及・啓発
- ・ 小水力発電開発等を進める民間企業への協力

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
家庭用発電施設の整備	町・個人	家庭用発電施設の整備・普及

小水力発電施設の整備・充実	団体	小水力発電施設の新設・更新
再生可能エネルギーの促進	町・東部広域	電力の地産地消、環境教育の推進

5. 産業と人がつながる まちづくり (産業・観光・雇用)

〔基本施策〕

- (1) 農林水産業の振興
- (2) 商工業の振興
- (3) 観光の振興
- (4) 交流の推進と関係人口の拡大

（１）農林水産業の振興

① 農業の振興

SDGs
目標



現状と課題

- 本町の農業を取り巻く状況は、農業従事者の減少や高齢化による担い手不足、耕作放棄地や鳥獣被害の増加など極めて深刻な課題が山積しています。
- 持続可能な力強い農業の実現を目標に令和3年3月に「八頭町農業ビジョン（第2次）」を策定し、生産者の所得向上に向けた米のブランド化による有利販売の実施や、果樹農家の所得向上対策として早期成園化・省力化を目的とした果樹の経営モデル団地整備など担い手の農業所得の向上と農業経営安定に向けた取組を実施しています。
- 本町農業の持続的な発展と農村の活性化を図るためには、効率的かつ安定的な農業経営体を育成していくとともに、産業としての農業振興と農村社会の維持発展の両面を見据えた施策展開を図っていく必要があります。
- 経営形態・経営規模を問わず、スマート農業の導入など農業経営の効率化等を図り、安定的に産地や地域農業を担うことができるたくましい経営体の育成に努めるとともに、新規に農業を始める者が地域に定着できるような支援体制を構築していくことで担い手の育成を進めていく必要があります。
- また、今後、誰がどのように農地を使って農業を進めていくかを地域住民や農家との話し合いに基づき策定した地域計画の実現に向けた取組を強化していく必要があります。

基本方針

- 本町の農畜産物を安定的に生産し、本町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組めます。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、農業改良普及所、農業協同組合等と連携して、研修・指導や相談対応等に取り組めます。
- 果樹の就農研修生を募集し、町内の先輩農家から果樹栽培の実地技術研修などを行うことで、果樹農家を確保・育成して産地を維持・活性化を目指します。
- 担い手を中心にスマート農業の導入促進を図り、農作業の効率化、省力化、生産性の向上を目指します。
- 農業・農村の持つ多面的機能を維持・発揮する為、日本型直接支払制度（多面的機能支払交付金制度、中山間地域直接支払制度、環境保全型農業直接支払制度）を活用し、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する取組を充実します。

主な施策の展開

- 1) 農業後継者や新規就農者の育成
 - ・ 親元就農者、UIJ ターン者の就農支援
 - ・ 認定農業者等担い手への支援
 - ・ 集落営農の法人化支援
 - ・ 新規就農者等の担い手の育成支援
- 2) 農業等に関する企業の経営の促進
 - ・ 担い手等への農地集積等の推進
 - ・ 団体的農業経営や企業等の参入促進に係る取組
 - ・ 地域計画の実現に向けた取組
- 3) 農業経営環境の向上
 - ・ ドローン等の新技術の利活用促進によるスマート農業の推進
 - ・ 農業の生産基盤施設である用排水路の整備
 - ・ 県・隣接市町との連携を図り、地域の実情に応じた有害鳥獣対策の推進
 - ・ 小規模農家の支援
- 4) 果樹栽培の振興
 - ・ 果樹経営モデル団地の整備促進
 - ・ 果樹トレーニングファーム就農研修の実施による担い手の確保
- 5) 農産物等の販売促進
 - ・ 特別栽培米「神兎」、「こおげ花御所柿」等、農産物・果樹等の PR、販路開拓支援
 - ・ 農産物等の販売施設の整備
- 6) 農業を通じた地域活性化
 - ・ 地域おこし協力隊を活用した地域の活性化、若者流入の促進
 - ・ 地域資源を活用した 6 次産業の推進
- 7) 畜産振興の支援
 - ・ 乳用牛・肉用牛の改良、増頭の支援
- 8) 農機具等をシェアできるプラットフォームの構築
 - ・ 農機具、倉庫、遊休農地等の貸し手と借り手のマッチング取組の研究

〔事業計画〕

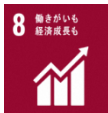
区 分	事業主体	事業概要
就農条件整備事業	町	認定新規就農者基盤整備支援
農業経営法人化総合支援事業	町	法人化及び組織化支援
新規就農者育成総合対策事業	町	新規就農者支援
親元就農促進支援事業	町	親元就農者支援
多面的機能支払交付金	団体	地域の共同活動の支援、集落機能の低下防止のための農用地・農業用施設の適切な保全管理の支援

中山間地域等直接支払交付金	団体	中山間地域における農業生産活動等の支援
農業関係の支援	町	企業等の農業参入支援、特産品を研究機関と共同開発しブランド化、遊休農地を利用した農作業体験等
農業法人等の税制優遇措置	町	農業法人に係る税制面での優遇、法人化移行の推進
6次産業の推進	町	新たな業態の創出、地域ビジネスの推進
最新技術の利活用・推進	町	スマート農業、ドローン等の利活用・推進による振興
用排水路の整備	町	実施（郡家地域）
有害鳥獣被害総合対策事業	町	有害鳥獣被害対策
小規模農家への支援	町	農業機械購入等の支援
果樹経営モデル団地の整備促進	町	遊休地等を活用した生産基盤の確立
果樹栽培の担い手の確保・育成	町	果樹トレーニングファーム事業等による産地の維持・継承
農産物等の販売促進	町	農産物・果樹等の PR、販路開拓の支援、販売施設の整備
畜産振興の支援	町	畜産農家支援
農機具等をシェアできるプラットフォームの研究	町	農機具、倉庫、遊休農地等の貸し手希望と借り手希望をマッチングする取組

（１）農林水産業の振興

② 林業の振興

SDGs
目標



現状と課題

- 本町総面積の約 80%を占める山林の活用は、林業者の生活向上のみならず、町の発展を考える上できわめて重要な課題であります。しかしながら、労働力不足、担い手の減少などで小規模経営が大部分を占める林業者の生産意欲は減退しており、森林の荒廃を防止する有効な手立てが必要となっています。
- 持続可能な森林経営を確立することは重要であり、適切な森林管理の推進とともに、生産基盤の整備や特用林産物の生産体制の強化を図ることが必要です。

基本方針

森林経営管理制度及び森林環境譲与税を活用し、森林組合等と連携して、今後の林業施策の指針となる「森林林業ビジョン」を基本とした取組を進めます。

主な施策の展開

1) 森林を営む

- ・ 民間主導の森林管理の普及・推進
- ・ 町による森林管理の推進
- ・ 森林情報の可視化と共有化
- ・ スマート林業の推進等による低コストな森林整備の推進
- ・ 放置竹林の整備
- ・ ゾーニングによる防災・減災

2) 森林の恵みを活かす

- ・ 地域材の利用促進
- ・ 木育事業の推進
- ・ 特用生産物の生産拡大

3) 森林づくりを担う人を育てる

- ・ 林業就業者や林業技術者の育成等の推進
- ・ 若者やUIJ ターン希望者等の林業への就業・定住の支援

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
森林施業の推進	町・団体	森林経営管理制度、森林経営計画制度の推進 作業道の開設、間伐推進、森林情報高度化（スマート林業）推進支援等
特用林産物の生産振興	町	きのこ類、たけのこの生産支援等

地域産木材の有効利用	町	木材利活用の普及
林業事業者への支援と担い手の確保	町・団体	事業者と若手従事者への支援

（１）農林水産業の振興

③ 内水面漁業の振興

SDGs
目標



現状と課題

- 本町の特産品である「やまめ」は、地元の生産組合によって養殖、販売が行われており、町はやまめ養殖施設の指定管理を実施するとともに、普及啓発として各種イベントへの出店等の協力や養殖施設の整備支援をしてきました。
- 生産者の高齢化による人手不足と経営体制の弱体化が顕著に表れており、経営の継続が困難となっています。

基本方針

養殖施設の整備等支援、稚魚放流事業を実施するほか、事業継承の支援により経営の継続を図ります。

主な施策の展開

１）生産振興

- ・ 淡水魚の養殖技術の向上
- ・ 生産組合の育成・淡水魚の普及啓発
- ・ 事業承継支援

２）６次産業化の推進

- ・ 新商品の開発支援
- ・ 販路開拓支援

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
地域養殖業振興事業	生産組合・生産者	養殖施設の整備等への支援
淡水魚の普及啓発	町・生産組合	稚魚放流等の実施
事業承継支援事業（内水面）	町・生産組合	事業承継の支援
６次産業化の推進	町・生産組合	新商品開発・販路開拓の支援

(2) 商工業の振興

① 商業の活性化

SDGs
目標



現状と課題

- これまで隼 Lab. の整備、北岡本店の工場誘致、OOE Velly Stay の整備と空き施設・遊休施設の利活用を推進し、商業の活性化や雇用確保に一定の成果が挙げられました。
- しかしながら、現在は、地元事業者も人口減少による人手不足、後継者不足に悩まされており、郡家駅前の賑わいの創出といったことも課題となってきました。引き続き、町内起業家に対する助成や起業セミナー等の実施、商工会等関係機関と連携した相談・指導や情報提供を実施するとともに、郡家駅前の活性化についても事業検討・実施することが必要となります。
- 労働人口の減少による売り手市場となる中、雇用の現場からは人手不足や後継者不足の声が出ており、その対策が必要となっています。
- これまで6次産業事業者の事業規模拡大や、県外からの新規の企業進出、若者等による起業等に対する支援により、雇用環境の確保・拡大を図ってきました。
 今後は人手不足や後継者不足の問題を解決するため、ハローワークや商工会等と連携してさらなる求人の広報等を行い、併せて、事業承継に対する助成を行い、雇用環境の維持・向上を図る必要があります。
- 価値観やライフスタイルが多様化しています。本町で生まれ育った若者が町外に流出することなく定着するためには、多様な働き方ができる環境の整備が課題となっています。

基本方針

- 商工会等と連携し、町内商業の振興を図る施策を実施するとともに、起業支援等による新たなビジネスに挑戦できる環境づくりや町内事業者の後継者確保等による商業の継続・活性化に取り組みます。
- ハローワークや商工会等と連携した求人広報、企業誘致や地場産業の活性化による更なる雇用機会の確保に努めるとともに、多様な働き方を推進します。

主な施策の展開

1) 商業の経営力向上

- ・ 新たな商業の拠点づくり
- ・ 経営指導の充実
- ・ 事業承継の推進や担い手不足の緩和・解消
- ・ 県の後継者マッチングサイトの推進と事業継承特化型セミナーの開催

2) 魅力ある商業の推進

- ・ 空き店舗、空き施設等の活用策の検討
- ・ 地域振興券の発行
- ・ 多様な支払い方法ができる社会への推進
- ・ 起業機運の向上・推進

- ・ 郡家駅前空き店舗、空き施設等の活用策の検討

3) 企業誘致の推進

4) 地場産業の振興

5) 就労支援

- ・ UIJ ターン者への就労支援
- ・ 企業の人手不足対策への支援

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
中心市街地活性化事業	商工会	拠点商店会の活性化
新たな販路開拓者への支援	町・商工会	補助制度の拡充、販路開拓の支援
特産品販売・PR 強化支援	町・商工会	関係団体と連携した特産品 PR 推進
起業及び起業後の支援充実	町・商工会	起業相談、補助金、新事業展開、人材育成等の支援
事業承継支援事業	町・商工会	事業承継の支援 後継者マッチングサイト（県）の推進 セミナーの開催
雇用確保・定住化対策	町・県	企業誘致活動、地場産業振興、雇用確保の推進
UIJ ターン者への就労支援	町	就労確保の支援
6 次産業の強化による雇用確保	町	雇用確保の推進
多様な働き方の推進	町・民間	隼 Lab. コワーキングスペースの利活用、二地域居住等の推進
キャッシュレス化の推進	町・商工会	キャッシュレスシステム導入に向けた検討

(2) 商工業の振興

② 工業の活性化

SDGs
目標



現状と課題

- 本町は、空き施設・遊休施設等の活用や優遇措置等による企業誘致、社会変化に対応した魅力ある新たな地元商工業の育成、経営の維持・改善を支援してきました。
- その結果、空き施設・遊休施設等の活用がすすみ、活用可能な施設等が少なくなっており、また人口減少が進む中、各事業者に人手不足、人材確保といった課題が出てきており、これまでとは異なった視点での地域経済の発展を図っていく必要があります。

基本方針

引き続き、起業・創業、事業承継の支援を実施します。
各事業者の人手不足、人材確保に対応した取組を支援します。

主な施策の展開

1) 雇用を創出する企業の立地促進

- ・ 鳥取自動車道からのアクセス環境を活かした企業誘致
- ・ コワーキングスペース等を活用した戦略的な企業誘致
- ・ 八頭町商工会と連携した起業・創業、事業承継の支援
- ・ 事業者の業務効率化、省力化の取組への支援

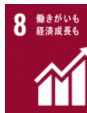
〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
企業誘致の促進	町	企業訪問・相談、誘致活動
空き施設等の利活用促進	町・民間	企業誘致活動
誘致企業への支援	町	企業誘致活動
起業及び起業後の支援充実（再掲）	町・商工会	起業相談、補助金、新事業展開、人材育成等の支援
事業承継支援事業（再掲）	町・商工会	事業承継の支援

(3) 観光の振興

① 観光の振興

SDGs
目標



現状と課題

- コロナ禍では、国交付金を活用して各種周遊イベント、宿泊キャンペーン等積極的な誘客策を実施し、令和4年度には過去最高の観光入込客数 76.1 万人を達成しました。
 今後は、観光客の満足度をより高める取組や滞在時間を延ばす取組も重要となってきます。
- 一方で、アフターコロナの今日、旅行者には密を避ける地方への旅行の一択から、都市部への旅行、海外旅行とあらゆる選択肢が戻ってきました。今後、人口減少により国内観光客数も減少していくことが懸念される中で、回復傾向にあるインバウンドへの対応を含め、自然や食を掛け合わせた観光戦略や本町らしさを打ち出した PR、観光コンテンツの開発に取り組む必要があります。

基本方針

民間施設、関係機関等と連携し、本町ならではの情報発信、自然や食を観光と掛け合わせた本町らしい観光コンテンツの開発に努めます。

主な施策の展開

1) 地域の魅力を伝える観光拠点の形成

- ・ ふらっとぴあ・やずを拠点にした観光情報発信の充実

2) 地域資源を体感できる観光の推進

- ・ 体験メニューの充実
- ・ 若桜鉄道を活用したイベント造成（ウォークラリー、サイクリング、フォトコンテスト等）
- ・ 商工会や民間企業が連携した商品・観光コンテンツの開発、旅行会社へのツアー造成の働きかけ

3) 外国人旅行者への対応

- ・ インバウンド向け情報発信の強化
- ・ 多言語パンフレットの整備等
- ・ Wi-Fi、多言語パンフレットの整備等

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
観光客誘致推進プロジェクト事業	観光協会	観光地の開拓、ルート設定、体験型メニューの充実
若桜鉄道を活用した観光振興	町・若桜鉄道	ツアー造成支援、イベント実施等、デジタルパンフレット、ガイドの普及 DL、SL 等希少な車両を活用した観光振興
SNS を利用した情報発信	観光協会	SNS による積極的な情報の発信
地域観光の PR 強化支援	町・観光協会	観光の PR を推進
モニターツアー事業支援	町・観光協会	モニターツアーの推進、助成
観光マイスターの活用	町・観光協会	観光客受入環境の充実
インバウンド（外国人旅行者）への対応	町・観光協会	情報発信の強化、Wi-Fi・多言語パンフレット等の整備、インバウンド向け交流イベントの開催等
郡家駅コミュニティ施設（ぷらっとぴあ・やず）の活用・充実	観光協会	郡家駅コミュニティ施設を活用した情報発信
観光施設・周辺等の環境整備	町	観光施設の充実
公園（姫路公園・船岡竹林公園・八東ふる里の森）の特色・立地を活かした推進	町	公園の改修 交流人口増加に向けた取組

(4) 交流の推進と関係人口の拡大

① 地域性を活かした交流促進

SDGs
目標



現状と課題

- 合併前から行われている韓国横城郡との国際交流を継続・推進し、国際的視野を持ってまちづくり・人づくりを進めてきました。また、国内交流については、住吉区（大阪府）・長田区（兵庫県）等との交流を継続実施してきました。
- 人口減少や少子高齢化、東京一極集中等により、人口の社会増減においては転出超過が続いています。特に進学・就職を機とした若年層の都市部への流出が著しい状況です。一方で、新型コロナウイルス感染症の流行を経て、地方での暮らしへの関心やウェルビーイング志向が高まっています。
- 今後も本町の豊かな自然、歴史、伝統及び文化等の資源を活かし、国内外の地域・団体・個人等との交流人口を増やすことが重要です。また、ふるさと納税の促進等を通じて継続的かつ多様な形で本町に関わる「関係人口」の創出・拡大に取り組むことも必要です。

基本方針

- 国内外の地域・団体・個人等との交流を積極的に行い、交流人口の増加に取り組んでいくとともに、「関係人口」の創出・拡大に努めます。
- UIJ ターンを促すため、町の魅力を発信するとともに、移住希望者のライフスタイルや志向に応じた移住支援に取り組みます。
- 町内には宿泊施設が少ないため、町内の滞在時間をできるだけ確保し、町をより深く知ってもらえる機会を増やします。

主な施策の展開	
1) 移住定住の推進	・ 官民連携による移住相談体制の充実 ・ ポータルサイトや SNS による魅力発信の強化 ・ 部局横断的な移住定住推進体制の構築 ・ オンライン相談や空き家の VR 内覧の実施による空き家活用の促進 ・ お試し住宅による移住体験の実施
2) 国内外との交流の推進	・ 韓国横城郡等との国際交流 ・ 住吉区（大阪府）・長田区（兵庫県）等との国内交流
3) 高等教育機関等との連携・交流	・ 高等教育機関等と連携した地域課題の調査・研究、地域交流等 ・ 学生主体事業への支援
4) 町施設や民間施設での交流の推進	・ 隼 Lab. 等での交流 ・ スポーツ・文化・交流のための合宿の誘致・支援 ・ スポーツツーリズムの推進 ・ コワーキングスペースを利用した二地域居住の支援
5) 八頭町ファンの創出・拡大	・ 関西八頭町会、関西圏での PR の充実 ・ ふるさと納税（個人・企業）の促進 ・ 首都圏での関係人口の創出

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
移住定住の推進	町	移住定住センターの設置、移住定住コーディネーターの配置、お試し住宅の利用促進等
国内交流の促進	町	関西事務所・県・観光協会と連携した国内交流の推進
高等教育機関等との連携・交流（再掲）	町・関係機関	高等教育機関等と連携した地域課題の調査・研究、地域交流等 学生主体事業への支援
国際交流の促進	町	友好交流提携都市である韓国江原特別自治道横城郡との日韓子ども交流事業をはじめとする相互交流
スポーツ・文化・交流のための合宿の誘致・支援	町	合宿の誘致・支援
スポーツツーリズムの推進	町	スポーツ大会の開催、スポーツツーリズムの環境整備、支援等

ふるさと納税者（個人・企業） の拡大・PR	町	ふるさと納税者（個人・企業）の拡大・ PR の手法・内容充実
--------------------------	---	-----------------------------------

6. こころ豊かな人づくり (教育・文化)

〔基本施策〕

- (1) 学校教育の充実
- (2) 社会教育の充実
- (3) 生涯スポーツの推進
- (4) 芸術・文化活動の推進
- (5) 文化財の保護・保存

(1) 学校教育の充実

① 就学前教育の充実

SDGs
目標



現状と課題

- 町内全保育所で、就学前の子どもたちを小学校へと繋ぐため、「学ぶ力」「生活する力」「かかわる力」の3点を重点として保育・教育に取り組んでいます。
- 今後も保育環境の整備とともに、保育所と小学校との連携をさらに強化することで、子どもと保護者の支援、幼児教育の充実に努めていく必要があります。

基本方針

幼児期の心の育みを人間形成の基礎と位置付け、保育環境の整備と家庭に対する支援を行うとともに、保小の円滑な接続のため、保育所・小学校等・地域・家庭が連携し一体となった子どもの育成を行います。

主な施策の展開

1) 就園児に対する支援

- ・ 就学前教育の充実と保小の円滑な接続
- ・ 保育所と小学校等との連絡会の実施
- ・ 職員による保育や授業等の相互参観、合同研修会への参加
- ・ 園児と児童との交流活動の実施
- ・ 保育と教育とをつなぐためのカリキュラムの作成

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
幼児教育における保育所と小学校等との連携・協働活動の推進	町	連絡会の実施、職員や子どもの相互交流活動の実施、保育と教育をつなぐカリキュラムの作成・推進

(1) 学校教育の充実

② 義務教育の充実

SDGs
目標



現状と課題

- 少子化や核家族化が進むなか、子どもたちを取り巻く環境は著しく変化しかつ複雑化しており、これまで以上に学校、家庭、地域の連携が重要になっています。
- 地域とともに育む学校づくりにコミュニティ・スクール制度を導入し、学校と家庭や地域、関係者で連携を図り、一体的で切れ目のない教育環境の整備に取り組んできました。今後も、魅力ある学校づくりを進め、豊かな心、確かな学力、健やかな身体を育むことができるよう、さらに小中学校教育の充実させていく必要があります。
- また、社会のデジタル化の進展に対応した質の高い教育を実践するため、町内の小中学校の校内環境を整備し、一人一台の情報端末を活用した ICT 教育をすすめてきました。
- 一方で、不登校の児童生徒は増加傾向にあり、子どもたちの居場所づくりと学習機会の確保に取り組んでいく必要があります。

基本方針

小中学校教育において魅力ある学校づくり、児童生徒一人ひとりの多様化する教育ニーズや個々の特性に応じた教育の充実を図り、地域ぐるみで豊かな心、確かな学力、健やかな身体を育みます。

主な施策の展開

1) 一人ひとりに応じたきめ細かな教育の充実

- ・ 少人数学級編成の継続
- ・ 子ども学習支援教室の開設
- ・ ICT 支援員の継続配置など指導力向上による授業の充実及び ICT 機器の更新
- ・ 一人一台端末充実のための環境整備（授業支援アプリ等の充実）

2) 地域ぐるみで子どもを育てる

- ・ 地域とともにある学校づくり
- ・ コミュニティ・スクールの充実（学校運営協議会制度）

3) 未来を切り拓く子どもの応援

- ・ ICT を活用した授業の充実
- ・ 子どもたちの可能性を最大限に引き出す授業の充実
- ・ 中学生と大学生の交流
- ・ ふるさとキャリア教育の充実
- ・ 会話を重視した英語学習の充実
- ・ 金融教育などの主権者教育の充実
- ・ 人権・同和教育の充実

- ・ 情報モラル向上のための取組推進
 - ・ 県内外の学生生活を支援する学生寮の整備・検討
- 4) 学校施設の長寿命化（大規模改修）と避難所への対応
- ・ 学校改修事業と多目的トイレの設置
 - ・ 小・中学校、学校関連施設の改修
 - ・ 学校施設の非構造部材の耐震化等
- 5) 安心安全の確保
- ・ スクールバスの運行による通学支援
 - ・ 食物アレルギーに対応した給食の提供
- 6) 児童虐待防止といじめ防止対策
- ・ 児童虐待の早期発見と関係機関（こども家庭センター、児童相談所、学校、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、警察等）の連携強化
- 7) 不登校・ひきこもり支援
- ・ 不登校・ひきこもりの生徒の居場所づくり
 - ・ やす教育支援センターの機能強化による不登校支援
- 8) 特別支援教育の充実
- ・ 発達段階に応じた教育の充実及びインクルーシブ教育の推進
 - ・ 障がいの状態や発達段階に応じた教育の充実と専門性の向上

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
スクールバスの運行	町	スクールバス運行による児童の送迎
学校の改修事業	町	小・中学校、学校関連施設の改修 学校施設の非構造部材の耐震化 体育館の空調整備
人権・同和教育の充実	町	学年の発達段階に合わせた様々な人権問題の授業づくり学校、保護者、地域が連携したやす子学習会への協力 情報モラル向上のための取組推進
学生寮の整備	町	学生生活を支援する学生寮の整備・検討
ICT を活用した授業の充実	町	ICT 機器の更新（1人1台） プログラミング教育の充実
少人数学級の推進	町	少人数学級(小学校 30 人・中学校 33 人) の実施
子ども学習支援教室の開設	町	地域住民による子どもの学習支援
学校給食におけるアレルギー対応食の充実	町	食物アレルギーに対応した給食提供

地域とともに育む学校づくり	町	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）活動の充実 ふるさとキャリア教育の推進 小中学生対象の勉強合宿 中学生と大学生の交流事業
グローバル教育、ユニバーサル教育(特別支援教育の視点を活かした授業)の推進	町	主権者教育（模擬選挙、租税教育、金融教育等） 英語教育の充実（ALT の活用、英語の歌の校内放送、バスや駅で英語アナウンス、英語強化プログラム等）
児童虐待防止といじめ防止対策	町	虐待の早期発見と関係機関（こども家庭センター、児童相談所、学校、SSW（スクールソーシャルワーカー）、SC（スクールカウンセラー）、警察など）との連携強化 いじめの早期認知と学校におけるチーム対応 いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり（必要に応じたアンケートの実施、個人面談、保護者面談等）
不登校、ひきこもりの居場所づくり	町	八頭郡教育支援センターの機能強化の検討（中学校卒業後の不登校、ひきこもりの居場所づくり）
特別支援教育の充実	町	インクルーシブ教育推進のための教育専用ソフトの導入
町版ふるさとキャリア教育の充実	町	地域のジュニアリーダーを育むふるさとキャリア教育の実施

(2) 社会教育の充実

① 生涯学習の充実

SDGs
目標



現状と課題

- 子どもから高齢者までが豊かな知識や経験のもとで、充実した生涯を送るとともに、個性ある地域を実現することは、地域文化を創造していくうえで大変重要です。本町では、多様な学習や取組機会を提供することで、心豊かな人づくり、仲間づくり、教養文化の薫るまちづくりを推進してきました。
- 公民館、図書館は、地域における学びの拠点であり、子どもから高齢者まで幅広い世代に利用されてきましたが、社会情勢の変化から地域や住民の学習ニーズや課題は多様化しており、近年では地域の福祉活動や住民活動の場としても活用されています。

基本方針

- 地域に根差した学びの場所や体験活動等の学習機会を積極的に提供します。
- 公民館とまちづくり委員会の活動を整理して効率よく機能させるためのコミュニティセンターの設置を進めるとともに、図書館も含めた社会教育施設の再編について検討する必要があります。

主な施策の展開

- 1) 生涯学習の推進体制
 - ・ コミュニティセンターの設置モデルの創出
 - ・ 公民館、図書館等の事業の充実
- 2) 生涯学習活動の推進
 - ・ 公民館活動の充実
 - ・ 公民館サークル活動の支援
 - ・ 婦人会・PTA等の社会教育団体の育成支援

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
コミュニティセンターの設置モデルの創出	町	まちづくり委員会と地区公民館の統合による効率的な機能集約
公民館等社会教育施設の改修	町	公民館施設の維持修繕
生涯学習推進体制の整備	町	推進体制の整備・施設再編の検討
町オリジナル教室の開催	町	トップアスリート派遣事業、芸術宅配便事業等の積極的活用

公民館サークルの育成事業	町	活動団体の組織化、活動支援
婦人会・PTA等社会教育団体の育成支援	町	育成支援

(2) 社会教育の充実

② 青少年の健全育成

SDGs
目標



現状と課題

- パソコンやスマートフォンの普及により、誰でも簡単に多様な情報を得やすい環境となりました。様々なメディアからの情報には、青少年の健全な育成に悪影響を及ぼすものも含まれ、地域、学校、家庭の連携を図りながら、規範意識や社会性を高める取組を推進しています。
- 各種指導者や自主的に活動ができる団体でリーダーやコーディネートできる人材の育成への支援が重要となってきています。

基本方針

関係団体と協議しながら、ジュニアリーダー活動の充実に取り組みます。

主な施策の展開

- 1) 子どもが主役となる活動の推進
 - ・ 子ども会活動の推進
 - ・ 若者団体の組織化に向けた支援
 - ・ 関係団体との連携によるジュニアリーダーの育成
- 2) 青少年活動の支援
 - ・ ボランティア活動への支援
 - ・ 地域行事やボランティア活動等の社会参加への促進
 - ・ 中・高校生サークルの育成
 - ・ 交流施設の検討
- 3) 青少年の健全育成
 - ・ 保育所、小中学校と連携した子育て講座の開催
 - ・ ふるさとキャリア教育の充実

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
ジュニアリーダー等の育成・社会参画促進	町	団体育成、活動支援、若者の社会参画の促進 ふるさとキャリア教育の充実
子育て講座の開催	町・県	家庭教育力の向上のための講座の開催
交流施設の整備	町	青少年が交流できる場・施設の検討

(3) 生涯スポーツの推進

① スポーツ・レクリエーション活動の推進

SDGs
目標



現状と課題

- 本町では、健康づくりや社交の場、レクリエーションを目的として、体育協会による各種スポーツ大会やスポーツ教室、スポーツ推進委員による各種生涯スポーツ教室の開催等、スポーツの普及・強化を図っています。また、体育協会専門部による各種スポーツ大会、森下広一杯八頭町マラソン大会の開催等に取り組んできました。
- 自分のライフスタイルや興味に応じてスポーツに取り組むことは、身体面だけでなく精神面にも良い効果をもたらします。また、社会の多様化や平均寿命の延伸などに対応し、誰もがいくつになってもスポーツ活動に取り組むことができるよう、生涯スポーツの体制づくりへの期待も一層高まっています。誰もが参加しやすい、また参加したくなるような新しい競技を検討する等、スポーツ振興を図っていく必要があります。

基本方針

誰もが生涯を通じてスポーツやレクリエーションに親しむことができるよう、身近な活動機会と指導体制の充実を図り、健康づくりからスポーツ技術の向上まで、広くスポーツ・レクリエーションの普及に努めます。また、県内外から参加者がリピートしてもらえるよう工夫したスポーツ大会の開催やスポーツツーリズム等にも取り組みます。

主な施策の展開

- 1) スポーツの推進
 - ・ 各種スポーツ大会の開催
 - ・ スポーツ団体の育成支援や指導者の養成
 - ・ スポーツ施設の整備・適正化の検討
- 2) スポーツ・レクリエーション活動の振興
 - ・ スポーツ・レクリエーションに関する情報の収集・提供
- 3) スポーツを通じた交流等
 - ・ 集プールでの合宿・団体利用の受け入れ
 - ・ スポーツツーリズムの推進
 - ・ トレーニングができる環境の整備

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
スポーツの振興事業	町・関係団体	マラソン大会、各種スポーツ大会の開催
生涯スポーツ・レクリエーション普及事業	町・関係団体	各種スポーツ教室・レクリエーション大会の開催
スポーツ強化事業	町・関係団体	スポーツ団体の育成支援・指導者の養成

スポーツ施設等の整備、適正化	町	国体開催に向けた施設整備の検討 各スポーツ施設の適正配置の検討 町民がトレーニングできる環境の整備
隼プールの利用拡大	町・関係団体	合宿・団体利用の受け入れ
スポーツツーリズムの推進（再掲）	町	スポーツ大会の開催、スポーツコミッション設立の検討等

(4) 芸術・文化活動の推進

① 芸術・文化の振興

SDGs
目標



現状と課題

- 本町では、文化芸術交流施設「あーとふる八頭」を文化芸術の発信拠点として新たに整備しましたが、展示機材や作品の展示、保管方法等に習熟おらず、人材が不足しているため、文化芸術に携わる専門的知識・技術を有する職員の育成と確保が必要です。
- 「あーとふる八頭」には、名誉町民2名の記念館があり、ともに世界的に知名度はあるものの、地元における認知度は低く、周知が必要です。
- 文化芸術全般において周知不足であるうえ、専門的知識を要する展示物が大半を占めており、優れた芸術文化を鑑賞する機会の充実や町民の自主的な文化活動の振興を図る必要があります。

基本方針

- 県立美術館・博物館をはじめとした町外施設のアウトリーチ活動の受入れまたは誘致を積極的に行い、住民が芸術文化に触れる機会を確保します。
- 文化芸術活動を通じた交流促進と文化芸術事業の充実に向け、様々な分野との連携を推進します。

主な施策の展開

1) 文化活動の推進

- ・ 郷土芸能、地域行事等の活動支援
- ・ 体験型講座の開催
- ・ 観光、福祉、教育、産業等と連携し、他分野専門性を活かした文化芸術活動体験の充実

2) 芸術文化に触れる機会の提供

- ・ アーティスト・イン・レジデンスの取組（招聘芸術家による芸術作品の滞在制作）
- ・ 文化創造拠点施設の整備
- ・ 地域の歴史や文化に触れる機会の提供
- ・ 町文化協会等の文化活動団体の文化芸術活動を発信する場の提供
- ・ 町外芸術家の招致や展示会の開催による新たな芸術文化に触れる機会の確保
- ・ 子どもの絵本や児童書・バリアフリー図書の充実
- ・ 「あーとふる八頭」のデジタル技術等を活用した誘客機能の強化

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
郷土芸能、芸術・文化の振興事業	町	文化協会の活動支援

地域文化、地域行事の伝承	町	地域文化、地域行事の活動・伝承支援
図書館の蔵書の充実	町	子どもの絵本・バリアフリー図書の充実
アーティスト・イン・レジデンスの取組	町	町外アーティストの招聘
「あーとふる八頭」の魅力向上の取組	町	デジタル技術等を活用した魅力向上策の実施、体験教室の開催等
芸術文化施設の充実	町	展示・収蔵に関する施設の充実

(5) 文化財の保護・保存

① 文化財の保存と活用

SDGs
目標



現状と課題

- 文化芸術交流施設「あーとふる八頭」において埋蔵文化財の適切な保存に努めるとともに遺物や遺構等の展示を行い、町内の歴史に関する知識と理解を深めるため文化財保護意識の高揚を図ってきました。
- 郷土芸能・伝統芸能団体の高齢化と後継者不足等により、活動を休止せざるを得ない団体が増えており、伝統文化が途絶えてしまうことへの対策が急務となっている。

基本方針

町内に所在する様々な文化財の保護等を行うとともに、伝統文化の伝承の支援とデジタル保存の検討をします。

主な施策の展開

1) 文化財の保護・保存

- ・ 文化財の保存・調査の推進
- ・ 文化財保護の啓発活動の推進
- ・ 収蔵・展示施設の検討
- ・ 麒麟獅子舞等の特色ある伝統文化・行事等の調査、映像等による記録保存・継承及び魅力発信
- ・ 県との連携による遺跡分布調査の推進

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
文化財保管及び公開施設整備事業	町	発掘出土品の公開展示施設の運営
文化財活用事業	町	冊子、案内板等の整備
文化財保存整備事業	町	史跡等の保存調査、整備
伝統文化保存伝承事業	町	伝統文化の記録保存・後継者育成の支援

7. 効率的で効果的な行財政運営

〔基本施策〕

（１）健全で効率的な行・財政運営の推進

(1) 健全で効率的な行・財政運営の推進

① 効率的な行政運営の推進

SDGs
目標



現状と課題

- 少子高齢化が進むなか、その影響により町税等の自主財源の確保が難しくなっていくことが予想されます。
- 複雑化、多様化する行政需要に的確に対応するためには、限りある人員・財源・資源を最大限に活用し、町では「八頭町未来の田舎（まち）プロジェクト」の推進により隼Lab.を核とした企業との連携によって地域課題の解決に向けた取組を行うプラットフォームを構築し、実証事業等に取り組んできたほか、持続可能で健全な財政運営のためコンパクトな自治体運営が必要となっています。
- 不断の業務改善の実施とAIやRPAなどのデジタル技術の活用や決裁行為の電子化等により、業務の質の向上に取り組み、住民サービスの維持・向上と業務の効率化の両立を図っていく必要があります。
- 町財政の健全化・効率化を図るため、町税等収納率の向上、事務事業の見直し、定員の適正化等を行い住民の信頼に応えなければなりません。

基本方針

- 住民のニーズに対応しながら効率的な事業運営や業務遂行に取り組むため、事務事業の合理化、機構改革等を積極的に推進するとともに、事業規模に応じた人員配置を行い、継続的な定員管理の適正化に取り組みます。
- 社会環境の変化に対応しつつ、質の高い行政サービスが提供できる行政の体制と人材の育成に取り組みます。
- 安定した行政サービスを提供できるよう財政計画を作成して、事業の選択と、計画性の向上を図り、行政改革を積極的に進めます。

主な施策の展開

1) 計画行政の推進

- ・ 財政計画の策定と効率的な財政運営の推進
- ・ 隼Lab.を核とした「八頭町未来の田舎プロジェクト」の推進

2) 行財政運営の適正化・効率化の推進

- ・ 事務事業の合理化の推進
- ・ 機構改革の推進
- ・ 適正な人員配置、定員管理の適正化
- ・ 公共施設の適正な配置
- ・ 今後の庁舎のあり方の調査・検討
- ・ AI（人工知能）・RPA（業務自動化）の活用

- ・ 文書管理と決裁行為の電子化に向けた取組
- ・ PPP（官民連携事業）、PFI（民間資金等活用事業）の検討・推進

〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
財政計画策定	町	計画に沿った財政運営と計画の改定
「八頭町未来の田舎プロジェクト」の推進	町	隼 Lab. を核とした企業との連携による地域課題の解決に向けた取組
公共施設総合管理計画策定事業	町	町有施設等を総合的かつ計画的に管理する計画
空き施設の活用	町	企業誘致、地域の特徴を活かした拠点活用等
役場新庁舎の建設	町	新庁舎新築・移転の調査・検討
固定資産台帳作成事業	町	町有施設等の固定資産の管理
行財政改革の推進	町	各種施策の推進
定員適正化計画の推進	町	職員の計画的な採用及び定員管理につなげることを目的とした計画
計画的な人材育成	町	職員研修、交流派遣の実施等
総合行政システム構築の促進事業	町	文書管理、電子決裁等
AI（人工知能）・RPA（業務自動化）の導入推進	町	行政事務の効率化
PPP（官民連携事業）・PFI（民間資金等活用事業）の計画・推進	町	公共施設等の建設、維持管理等に係る官民の連携

(1) 健全で効率的な行・財政運営の推進

② 広域行政の推進

SDGs
目
標



現状と課題

- 消防業務や新型コロナウイルス対応のような大規模で緊急的な業務など、町域にとどまらない広域的な共通課題や、町単独では対応が困難な課題に対しては広域行政で対応しています。
- 県東部の1市4町（鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町、八頭町）と兵庫県北但西部の2町（香美町、新温泉町）連携中枢都市圏で麒麟のまちの枠組みによる「日本遺産」（麒麟獅子舞のストーリー等）を核とした文化・観光振興や婚活支援等の各種施策を積極的に推進してきました。
- 連携中枢都市圏ビジョンをもとに広域にわたる住民サービスの拡充に努める観点から、麒麟のまち観光局などと連携した取組を推進します。

基本方針

広域的な行政課題の解決のため近隣市町との協力・連携のもと圏域の地域資源や特性を活かし、互いに補完し合いながら、魅力あふれる圏域として持続的に発展していくことを目指します。

主な施策の展開

- 1) 東部広域行政管理組合（1市4町）による事業推進
 - ・ 消防関連施設及び高機能消防指令センターの整備等
- 2) 連携中枢都市圏（1市6町）・麒麟のまち圏域（1市6町）による事業推進
 - ・ 文化・観光の振興
 - ・ 移住定住の促進
- 3) 近隣自治体との連携による事業推進
 - ・ 婚活イベントの実施
 - ・ 若桜鉄道を活用した観光・交流の振興

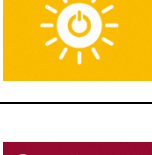
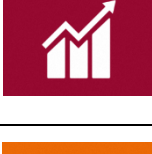
〔事業計画〕

区 分	事業主体	事業概要
消防関連施設整備事業	東部広域	消防施設の整備、更新

連携中枢都市圏構想の推進	町・関係機関	文化観光振興・移住定住促進
麒麟のまちによる事業推進	町・関係機関	日本遺産関連事業（文化・観光振興）、移住定住促進
近隣自治体との連携事業	町・関係機関	婚活イベントの開催、若桜鉄道を活用した観光・交流の振興

参 考 資 料

1. SDGsの17の目標

目標 (Goal)	目標意訳文／自治体行政の果たし得る役割
 1 貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細かな支援策が求められています。
 2 飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することができます。
 3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する 住民の健康維持には自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
 4 質の高い教育をみんなに	全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
 5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行う 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
 6 安全な水とトイレを世界中に	全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する 公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
 8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。

目標 (Goal)	目標意識文／自治体行政の果たし得る役割
 10 人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
 11 住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する 包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
 12 つくる責任 つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。
 13 気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
 14 海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する 海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
 15 陸の豊かさを守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
 16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
 17 パートナリシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化 自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

（出所：一般財団法人建築環境・省エネルギー機構「私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）－導入のためのガイドライン－」）

2. 用語解説一覧

用 語	解 説
ア行	
あいサポーター	あいサポート運動（誰もが、様々な障がいの特性、障がいのある方が困っていることや、障がいのある方への必要な配慮などを理解して、障がいのある方に対してちょっとした手助けや配慮などを実践することにより、障がいのある方が暮らしやすい地域社会（共生社会）を実現することを目的）を実践していく方々を「あいサポーター（障がい者サポーター）」と呼ぶ
I C T (アイシーティー)	Information and Communication Technology の略。情報通信技術を表す I T に、コミュニケーションの概念を加えた言葉
アーティスト・イン・レジデンス	招聘されたアーティスト（芸術家）が、ある土地に滞在し、作品の制作やリサーチ活動を行なうこと、またそれらの活動を支援する制度のこと
R P A (アールピーエー)	「Robotic Process Automation / ロボティック・プロセス・オートメーション」の略語で、ホワイトカラーのデスクワーク（主に定型作業）を、パソコンの中にあるソフトウェア型のロボットが代行・自動化する概念のこと
インスペクション	既存住宅を売却・購入する際、建築士の資格をもつ専門員が、目視、動作確認、聞き取りなど住宅の現状の検査を行うこと
ウェルビーイング	「身体的、精神的、社会的に良好ですべてが満たされた状態」という意味
S N S (エスエヌエス)	social networking service の略。インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービスのこと
S D G s (エスディージーズ)	「Sustainable Development Goals」の略語で持続可能な開発目標の意味。 2015 年 9 月の国連サミットで全会一致により採択。「誰ひとり取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため 2030 年を年限とする 17 の国際目標
L G B T Q (エルジービーティーキュー)	「Lesbian（レズビアン）」、「Gay（ゲイ）」、「Bisexual（バイセクシュアル）」、「Transgender（トランスジェンダー）」、「Queer（クィア）／Questioning（クエスチョニング）」の頭文字を取って名付けられた、幅広いセクシュアリティ（性のあり方）を総称する言葉
A I (エーアイ)	人間の知的営みをコンピュータに行わせるための技術のこと、または人間の知的営みを行うことができるコンピュータプログラムのこと

用 語	解 説
A C P (エーシーピー)	「Advance Care Planning」の略。人生の最終段階における医療・介護についてあらかじめ話し合い、また繰り返し話し合うこと。
S D G s (エスディージーズ)	持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)。世界中にある環境問題・差別・貧困・人権問題といった課題を、2030 年を年限に解決していく 17 の国際目標。
オンデマンド	「on demand」は「要求に応じて」という意味で、ユーザーがリクエストしたタイミングでサービスが提供される方式をさす用語
オンライン	パソコンやスマートフォンなどの端末がインターネットにつながっている状態のこと
カ行	
こども家庭センター	妊娠・出産・子育て全般に関する相談のほか、子どもの発達状態、児童虐待や貧困、ヤングケアラーなどの相談機関
キャッシュレス	現金を使わない支払い方法
グローバル教育	言語の習得だけでなく、自分の国や地域の伝統や文化についての理解を深め、世界規模で物事を考えられるようにするための教育
コネクテッドカー	CT 端末としての機能を有する自動車のこと
コミュニティ・スクール	学校運営協議会制度のこと 文部科学省では、学校が地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校づくり」を推進しています
コミュニティセンター	地域の住民がふれあい、活動する場として、また生涯学習を实践する場として作られた施設
コワーキングスペース	「コワーキング」と呼ばれる共同利用型の仕事環境を実現するために用いられる場所のこと
サ行	
サテライト	英語の satellite (衛星) の音訳。「本体から離れて存在するもの」の比喻としてよく使われる。
スクリーニング	選択、選定、ふるい分けなどを意味する語。薬学、生物学、物理学などさまざまな分野で用いられる語
ストックマネジメント	既存の建築物（ストック）を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な管理手法のこと
スポーツコミッション	経済活性化のツールとして、地域の自治体や非営利団体等が中心となり、スポーツ大会の誘致等を行う組織のこと

用 語	解 説
スポーツツーリズム	プロスポーツの観戦者やスポーツイベントの参加者と開催地周辺の観光とを融合させ、交流人口の拡大や地域経済への波及効果などを目指す取り組みのこと
スマート農業	ロボット、AI、IoT など先端技術を活用する農業。作業の自動化・情報共有の簡易化・データの活用を進めることで、生産効率の向上や農業従事者への負担減を目指すのが主な導入目的となる。
スマート林業	施業の計画から造林・育林、伐採・搬出、流通、木材利用など全ての工程で様々な技術を活用すること
ソーシャル・インクルージョン	社会的に全ての人を包み込み、誰も排除されることなく、全員が社会に参画する機会を持つこと
ソーシャルメディア	インターネットを利用して、相互のやりとりができるメディア
ゾーニング	ある空間を用途に応じて分けること
タ行	
DV (ディーブイ)	domestic violence (ドメスティック・バイオレンス) の略。同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のこと
デジタル化	アナログな業務をデジタル技術を活用して自動化及び効率化すること。
デマンドバス	利用者の要望に応じて、決められた時間に運航するバスのこと。
ハ行	
バイオマス燃料	動植物が持つエネルギーを利用 した燃料のこと
パークアンドライド	居住者が環境保護のため、駐車場のあるところまで来て、市内へ公共交通機関を利用すること
パブリックコメント	住民から意見提言を受けること
ふるさとキャリア教育	自然、歴史、人物、文化、産業といった地域の教育資源や、それらに関する資料を教材として、ふるさとに関する知識を広げ、認識を深める学習
ポストコロナ	新型コロナ禍におけるさまざまな経験を受けて、従来の延長ではない生活様式や働き方、価値観などが変化した状況、世界観を表す。
PFI (ピーエフアイ)	Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法のこと

用 語	解 説
P P P (ピーピーピー)	public-private partnership (官民パートナーシップ) の略。「民間にできることは民間に委ねる」という方針により、民間事業者の資金やノウハウを活用して社会資本を整備し、公共サービスの充実を進めていく手法のこと。具体的には、民間委託、指定管理者制度、P F I、民営化など。
B C P (ビーシーピー)	「事業継続計画」の意。 企業の事業存続を脅かす緊急事態に見舞われたとき、重要業務を維持し早期に事業を再開するために、事前に行う対策と事後の復旧計画または取り組みのこと
5 G (ファイブジー)	第5世代移動通信システムのこと。 国際電気通信連合によって、「高速大容量」「高信頼低遅延」「同時多接続」が、要件として定義されています
ブロードバンド	通信に用いる電気信号や電波、光信号などの周波数の幅（帯域幅）が相対的により広いこと。転じて、そのような広い周波数帯域を利用した、より高速・大容量な通信回線や通信方式のこと
マ行	
M a a S (マース)	Mobility as a Service の略。I C T を活用して交通をクラウド化し、公共交通か否か、またその運営主体にかかわらず、マイカー以外のすべての交通手段によるモビリティ（移動）を1つのサービスとしてとらえ、シームレスにつなぐ新たな「移動」の概念のこと
マッチング	結びつける、組み合わせること。
ヤ行	
U I J ターン (ユージェイアイターン)	Uターンは都市などに就学・就職していた人が、ふるさとで就職すること Iターンは都市出身者が地方圏に就職・転職すること Jターンは都会に就学・就職していた人が、ふるさとの近くの都市で就職すること
ユニバーサル教育	ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のための教育」を意味し、幼児から高齢者まで、全ての人のために効果的で使いやすい教育のことを言います
ラ行	
リデュース	物を大切に使い、ごみを減らすこと
リモートセンシング	「離れた位置からセンシングすること」（遠隔からセンサーを使って感知すること）やその手法・技法・技術のこと
リユース	一度使用された製品を、そのまま、もしくは製品のある部品をそのまま再利用することをいう環境用語

用 語	解 説
ワ行	
W i - F i (ワイファイ)	無線でネットワークに接続する技術のこと
ワーク・ライフ・バランス	「一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す